

庫に依つて、而も始終、赤字を出し續けてゐる國庫に依つて賄つて行くと云ふ、かうした中央集權制度——かうした制度は、不可避的に大破綻を生ずべきものである。

この大破綻が起り始めるや、ファシズムは、自己の過誤の結果をば、外國の嫉妬のせいにし、實際決済銀行のフリー・メーソンの、ユダヤ人的行動のせいにし、更らに政治的亡命者のファシズムに對する鬭争のせいにしてゐるのだ。

併し、獨裁政府の機關新聞の論調は、相變らず虚無的な調子を續けてゐる。——彼等は相變らず覇業とか、帝國とか、世界支配など云つたことを口走つてゐるのだ。

獨裁政府の前大臣たる。ベルルツツオ (Balluzzo) 氏の演説を引用し乍ら、一九三〇年三月三十一日「イタリー新聞」(Giornale d'Italia) は、その社説として、左の如き題を掲げてゐる。——

「ファシスト・イタリーの巨軀は偉大なる影を投げかけつゝあり、而してこの影はますます偉大となつていくであらう。」

經濟的破綻を前にして、尙ほ且つこの口舌的誇大妄想があるとは、まことに呆れたものである。

## 第六章 財政政策

### 第一節 信用の經濟連帶性

これこそは、最も重大な、且つ又、難しい問題である。「信用」(Credito)と云ふ言葉は、「信ずる」(Croire)とか「信賴する」(Avoir confiance)とか云ふ意味のラテン語 credere (クレデーレ)と同様で、イタリー語の「信ずる」も矢張り Credere である。

獨裁政府は、經濟現象をも、その敵に對すると同じく、棍棒とヒマシ油とを以て、取扱はうと企てたのであつた。彼等は、強制的に大藏證券を整理公債に借り換へた。彼等は、嫌がる個人を、無理矢理に強制して、整理公債を買ひ取らせた。又更に、取引所に於ける賣買取引を制限し、最も穩健な批評を發する證券仲買をでも、これを投獄したり、流刑に處したりした。彼等は、商人や、納税者や、不動産所有主などを強制して、その財産を郵便貯金へ預けさせた。彼等は、銀行を強要して、凡ゆる官業に對して信用を設定せしめた、等々。

「イタリー政府は二十日政府令に依つて國內の株式取引所取引を政府の統制に歸屬せしめることに

決した。右株式取引所統制令に依り藏相は一切の株式賣買を監査する權限を賦與され、株式仲買人は法律上、當然官吏となるものである。」(一九三二年七月二十一日、東朝記事)。

これは、如何なる國家も知らなかつた、經濟的暴壓制度である(何となれば、吾々の前にあるのは、ロシアに於けるが如き、經濟的國家ではなくて、經濟を一政黨の目的に従屬させる國家なのだから)。イタリアに於ては、直接國稅や、間接國稅の外に、全國民は、中世紀時代に於けると同じやうに、「人頭稅」を課せられてゐるのである。

彼等は、黨の經費、閱兵式、紀念碑(まだ存命してゐるムツソリーニにすらトテツもないデカイ紀念碑が立てられてゐるのだ)新聞、等々、ファシズム制度の生活に對して、強制的に寄附を命ぜられるのだ。

殆んど凡ゆる工業會社及び大銀行は、その重役會のなかへ、ファシスト重役を割り込ませることを強要された。總ての銀行會社は、ファシスト組織や、宴會や、閱兵式などへ寄附を強要せられてきたし、又現に、毎日の如くこれを強要せられてゐる。人々は、一切の經濟學乃至財政學に全然素人である青年達が、大銀行や、保險會社や、大汽船會社などの重役に、割り込むのを見たのであつた。

「ナポリ銀行」は、銀行券發行權を取り上げられ、この權利は、ローマに本店を有するイタリア銀行に專屬せしめられた。この銀行の總裁の任は、一小貯蓄銀行の下級事務員ではあるが、戰闘的なファ

シストである、この青年の手に委ねられた。又もと電報配達夫をしてゐて、若い頃、ある老婆を絞殺して金を奪ふとしたために刑に處せられたことのある男が、長い間ミラン市の、凡ゆる經濟・社會生活指導してゐたのであつたことは前に述べた如くである。

この、意味に於ては、ファシズムは眞個の進歩である。——併し、それは、勝利者が敗北者から奪つた戰利品を分け合つたり、生産者の上に位する有利な地位を獨占したりする最も古い型に屬する進歩なのだ。これ以上、近代的國家觀念に反するものはない。各人の能力に基く階級制度は、一切、否定されてゐるのだ。一春晝賣りが、世界中でも最も、大きな都市の一に於て、その長官となつてゐるのである。最近、伯爵になつた、彼のヴォルビー氏自身ですら、その青年時代は行商人だつたのだ。彼の財政的素養は、バルカン諸國に於て、叩き上げられたものであるが、その時の周圍の事情は、國産の善良なる管理に必要な知識の獲得に、餘り好都合のものではなかつたやうである。

このやうなやり方では、破滅に導くのはかはなかつた。ところがムツソリーニは、如何なる行動も、例へそれが敗北であつたとしても、——必ずこれを勝利として發表せられねばならない旨を、その味方に對して繰り返してゐるのである。彼が若し彼のカポレット(Caporetto)の大敗の翌日に首相であつたとしたら、或は、恐らくこの事件を大勝利と發表したことだらうと、自ら云つてゐる位である。尤もかうした豪語も、若し急速に形勢の立ち直しが出來ると云ふ場合であれば、意味がないこ

ともない。併し、この財政に關しては、そんなことは容易に實行出來ないものだ。然るに、獨裁政府ときたら、只、經濟上の勝利ばかりを、發表してゐるのである。イタリア經濟が下降すればするほど、彼等はますます聲高く勝利を絶叫するのである。一般公衆は、そんなことには耳も傾けず、只彼等のなし得ることを見るだけである。彼等は、強制されねば決してその金を國家へ奉納しないのだ。アメリカで締結せられた戦債協定に於ては、ヴォルビー氏は、極めて詰らない條件を獲得したに過ぎなかつた。この問題に就ては、アメリカ上院に對する、大藏長官メロン氏の報告書を讀む必要がある。メロン氏は、國民所得並びに國有財源に比較してみて、イタリアに課せられた負債は、他の諸國——殊にフランス及びベルギーに對するものよりも、一層過重であると云ふことを、アケスケにぶちまけてゐるのである。然るに、獨裁政府は、ヴォルビー||メロン協定が、如何にもイタリアにとつて、政治的・經濟的勝利であるかの如く、イタリアの公衆に見せかけたのである。ヴォルビーがローマへ歸著した際には、ヴォルビーは熱烈なる示威運動を以て迎へられた。元老院及び代議院は、彼の得た戦勝のために、ヴォルビーに挨拶を送つた——これ以上、圖々しい公式的茶番を想像することは、一寸と困難である。

第二節 財政上より觀たる郵便貯金と銀行預金

イタリアでは、一般國民の貯金が、非常に困難になつてきてゐる。——貯金はちつとも殖えない。銀行や郵便貯金國や貯蓄銀行の預金が、可成り放漫に運用されてゐるので、一寸でも形勢が險惡になれば、難場を支へ切れずに參つてしまふことであらう。

預金の數字は、極めて憂慮すべき状態を示してゐる。「官法」一九三〇年三月十一日。——

年	郵便貯金局		貯蓄銀行		地方銀行
	金額	單位百萬リラ	金額	單位百萬リラ	
一九二五年	一〇、五三七	三、二二一	一一、四〇四	三、二二一	七二〇
一九二六年	一〇、五四六	三、一七五	一一、三三八	三、一七五	七二九
一九二七年	一〇、〇四〇	三、三九〇	一一、八八七	三、三九〇	七五八
一九二八年	一〇、七一二	三、八〇五	一二、一五三	三、八〇五	七九七
一九二九年	一一、一四九	三、八三八	一三、六〇四	三、八三八	七八六
一九二五年	—	—	—	—	—
一九二六年	—	—	—	—	—
一九二七年	—	—	—	—	—
一九二八年	—	—	—	—	—
一九二九年(十月)	—	—	—	—	—

極めて憂慮すべき状態だ。

四千萬以上と云ふ人口を擁し乍ら、イタリーは、凡ゆる種類を含めて、僅々三百億リラばかりの預金しか有つてゐないのである。併し、最も憂慮すべきことは、即ち獨裁政府の下に於て、五ヶ年間に於ける預金の増加が、僅かに三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラ、即ち五ヶ年間に互り、一年當り七〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラしかなかつたと云ふことである。

ドイツでは、賠償金を背負つてゐるにも拘はらず、又貨幣價値の騰貴にも拘はらず、只、貯蓄銀行の預金許りでも、一九二六年の三、一八二、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルクより、一九三〇年十二月の九、〇一六、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルクになつてゐるのである（國際聯盟「統計月報」一九三一年二月號）。これは、四ヶ年間に、只貯蓄銀行の預金のみで、五年間に於けるイタリーの預金全部の五倍以上になつたと云ふことを意味するのである。

併し、イタリーに於ける預金の状態は、一體、何うだ！獨裁政府がこれ等の預金を管理することを主張したその月に、彼等は信用を破壊したのである。商人や、納税者や、不動産所得者などが、大藏省預金部へ——而も何等經濟的理由がないにも拘はらず、預金をするやうに強制されてゐることは、人々の知るところである。かうした預金は、最も嫌惡すべき形式の下に、政治的目的のために使用せられたのであつた。當局は、「ラ・カッサ・デボジテイ・エ・プレステイテイ」(預金部)を強制して、

完全に破産してしまつて償還力を失つた都市に對する貸付を承諾させた。當局は、貯蓄銀行を強制して、威勢を張るための、乃至は、單なる贅澤のための土木事業に對する貸付をやらせた。當局は、銀行を強制して、何等十分の擔保もなしにファシスト政府の凡ゆる徒黨に對する貸付をやらせた。可成り老舗で最近まで非常に尊敬されてゐた二つの銀行「ナポリ銀行」及び、就中シエナの「畜産銀行」(Monte dei Paschi) は、今や大變危險に瀕してゐる。諸銀行の金庫は、期限が來ても決して償還されることのない證券類で一杯になつてゐるのである。

彼等は系統的な信用破壊政策をとつたのであるが、この政策を要約すると、それは次のやうになる。

一、第一段階——支出の膨脹と、信用の濫用。この膨脹段階に於ては、銀行は商會社に努めて増資をやらせた。一九二五年に於ては、株式會社の株式發行高の月平均額は、フランスでは一ヶ月に附き三二九、〇〇〇、〇〇〇フランであり、イタリーでは七四六、〇〇〇、〇〇〇リラであつた（國際聯盟「統計月報」一九三〇年二月號）。イタリーでは、一年間にフランスの三分の一乃至四分の一しか、資本の蓄積が行はれてゐないのである。一九二四年には、二八、四一八、〇〇〇、〇〇〇リラであつた株式會社資本が、一九三〇年の末には、四九、五九六、〇〇〇、〇〇〇リラと云ふ大きい數字に達した、「官法」一九三一年三月二十一日號）。イタリーの貯蓄の出來方が如何に徐々たるかは、既に吾人の見たところである毎年、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラから八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラ位。政府に依つて

強制された夥しい株式の發行は、イタリーの「繁榮」を誇示し、生産の増加を促進するために、強制せられたものであつた。銀行は、市場で賣捌くことが出来ないやうな、不確實な多量の有價證券を吸収することを強制せられた。この時代に於ては、人々は、只、もう獨裁政府に依つて、イタリーへ與へられた繁榮に就て喋々するのみであつたが、他方に、民主主義のフランスは、徐々に、又苦勞を重ねて發展を遂げつゝあつたのである。イタリー獨裁政治の味方たるフランスの諸新聞は、「明朗なるイタリー」(Ta claire Italie)——これは、ある富裕なるアカデミー會員の貧弱なる想像に依る言葉である。に於ては、萬事が素晴らしく順調に行つてゐると云ひたいために、種々の理窟を見つけて來た。この有名なるアカデミー會員は、銀行や、貯蓄銀行や、大藏省預金部など賣れもしない證券類を一杯有つてゐることを夢にも知らなかつたのである。

二、第二段階——一九二六年以後に於ける難局の開始。國家は實に夥しい量の大藏省證券を發行したが、それは甚しくその引受け人を見出すことが出來ず、世人は屢々その償還を求めするためにこれを呈示した。破産數は、一九二二年の三、六〇七から、一九二八年の一〇、九五四(但し小破産を除く)になつた。不渡手形の數は、一九二二年の一九三、一〇四から、一九二五年の六三八、二七〇及び一九二八年の七四三、九七二になつた(「統計年鑑」一九二九年版、第四百六十六頁) 大混亂の發生は、獨裁政府に、峻烈なる處置を執ることを餘儀なくさせて、獨裁政府は、無理矢理に安心させようとした。

國家は支拂ひをもなさず、又更に當局は、各個人に對し預金することを強要した。當局は、強制的借入金をなし、商事會社に對して、外國に信用を求めんことを強要しようとした。ファシスト政府は、緊縮することを全然考へなかつた。——その反對に、軍事費、植民地費、海外宣傳費は、急速に増加して行つたのだ。併し乍ら、國家は、未だ、契約を破棄することは敢てしなかつたのである。

三、第三段階——契約破棄及び強制貯金、國庫は空つぽとなり、世間には多量の大藏省證券がダブつてゐた。一九二六年十一月六日の勅令第一八三一號(「官法」一九二六年十一月六日)は、大藏省證券を強制的に、所謂五分利「リクトール」整理公債に借換へることに決めた。そのために、一年満期の藏券一七、八三二、〇〇〇、〇〇〇リラと、五ヶ年満期の藏券一、六七二、〇〇〇、〇〇〇リラと、七ヶ年満期の藏券四、〇〇〇、〇〇〇リラが嫌應なしに所謂五分利「リクトール」整理公債に借換へられることになつたのである。同勅令第一條には「大藏證券整理のため、新たに整理公債を發行するものとす、但しその課税は免除す」と書かれてゐる。この財政的誠實を除外した條文は、物情を騒然たらしめた。その支拂ひに充てるために、短期證券に資金を運轉してゐた銀行や、商人や、貯蓄銀行などは、非常なる困難に陥つた。と云ふのは、彼等は流通しない證券を受け取つたのであるから。同時に、大藏省證券の發行は最早、不可能となり、國庫は空つぽとなつたので、當局は「リクトール」公債を濫發し銀行や貯蓄銀行を強制して、莫大なる引受申込みをさせたのであつた。

信用の崩壊が生じたのは、當にこの時からのことである。暫らくの間に、相場は一五乃至二〇ポイント方、下落した。事實上、整理公債の賣捌は、總べて、不可能であつた。大藏省證券の強制的借換へで、二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラ浮いたが、賣出價格八七・五リラの殆んど強制的な「リクトール」公債では、僅かに三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラしか得られなかつた。公告しても、何の効果もなかつた。人々は、取引所に於て七〇リラで取引されるやうな、——中には六〇リラの、賣物もあると云ふやうな新證券を、八七・五リラも出して買ふことを欲しなかつたのだ！それは、當に狂人の財政手段と云はねばならぬ。

### 第三節 金融の機構と財政

併し乍ら、國家は最早、金を持つてをらず、又大藏證券は期限が到來しても償還されないために事實上は廢止されたも同様だつたので、當局は一般國民に對して、馬鹿げた條件で新證券を買取るやうに強制したのであつた。總ての公債所有者や、商人や、工業家達は、この強制に服従しなければならなかつた。一切の官吏や、サラリーマンや、鐵道従業員などは新らしい「リクトール」公債を買ふことを強制せられた。申込人は拂込みが出来なかつたので、拂込は長期に亘つて分割され、賃銀労働者に對してはその賃銀拂渡しの際に天引されることにした。ところが、その成績たるや、實に慘めなもの

であつた！人々は、凡ゆる威嚇や、暴力や、迫害などにも拘はらず、「公債のための戦ひ」を以て又何といふエライ戦ひだつたらう！にも拘はらず、いよく蓋を開けて見れば二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラしかなかつたのだつた。不景氣な時代でも、即ち一九二〇年といふ年でも、首相ニツタイは、如何なる壓迫を加へることなしに、僅に一回の賣出で以て、賣出し價格八七・五リラの整理公債を二一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラ以上も賣捌いたくらゐであつた。

苟くも一國の政府として、斯くの如き財政的狂氣沙汰に身を投じたことは、實に稀有と云はねばならないであらう。

これから、逆説的な形勢が生じた。即ち「リクトール」公債の申込人が、その證券を所持することを嫌がつたのである。迫害が再び開始せられた。併し、當局は、簡単な方法を發見した。彼等は、實際、取引の出来ない——而して、如何なる場合に於ても取引所に於いて取引され得ない——假證券しか交付しなかつたのだつた。彼等は、證券の印刷が非常に困難だからさうするのだ、と云ふ口實を發見したので！これは、最も下劣な國に於てさへ未だ曾て實行されたことのない、財政的ペテン行爲だ。眞實の證券は、その後に、イライラする程の緩漫さを以て分配せられた。——而かもこれが先づ第一に、監視の利く公共團體に對して分配せられたのだ。一ヶ年待つても、ホンの少數の證券しか分配されなかつた。二十ヶ月経つても、證券の可成り多數が、未だ分配されずにあるのだ！こんなことは、

ヨーロッパには見られなかつた財政慣行である。

四、第四段階——一九二六年以後、取引所に於ける凡ゆる取引の自由が廢止せられた。ファシスト政府の御用新聞は、公債の賣手は賣國奴であると書き立てた。全國民は苦しんだ——但しファシスト政府の要人のみは例外であつた。これ等のものは、事前に報告を受けてゐたので、大した儲けをしたのであつて。大藏大臣のヴォルビーは、忽ちにして、イタリー第一の大金持になり、又、ファシスト政府の最高幹部の間には、成金が續出した。茲で當局は、一切の批判を禁止した。當局は、株式仲買人に向つて、政府の利害に従つて行動するやうに強要した。株式仲買人の半數は破産したり、辭任したりした。ゼーアや、ツーリンや、ミラン等に於ては、事態は當に破裂せんとするほど切迫した。銀行は店を持ち耐へるために超人的な努力をした。人々は、そこで強制貯金の段階に入つたのである。又更に、財政の破綻に際して行はれるあらゆる手段を、その最も屈辱的な、殆んど荒唐無稽と云つていゝくらゐの手段までも試みた。國家は、最早、大藏證券を發行することが出来なかつたのだ。

一九二八年三月三十一日の勅令は、「カツサ・デボジテイ・プレステイテイ」(これは即ち我國の大藏省預金部に當る)に依つて償還さるべき五分利證券を發行せしめた。併し、同預金部は、前以てその金額を國庫へ拂ひ込んでゐたのである。當局は、五分利——甚だしきは六歩利の郵便證券を發行し、郵便貯金の利子を引き上げたりした。預金の引出しに行つた各預金者は、殆んど到るところで、本式の訊問を受けた。併し、凡ゆるこれ等の事實も、無駄であつた。そこで當局は、強制貯金と云ふ手段をとらざるを得なかつたのである。

#### 第四節 強制手段

當局は、既に、一九二六年十月六日の勅令を以て、この奇怪千萬な手段を執らうと試みたのであつた。この勅令は、一九二六年の「官報」で公布せられたのであつたが、これは、ヴォルビー氏のやうな、あの、特殊な頭腦にして始めて考へ得る、巧妙奇怪な、放れ業とも云ふべきものであつた。この勅令は、「一般商業取締令」と云ふイカメシイ名稱を持つてゐた。商業は最早、自由でなくなつたのである。——それは、政府の特許事業となつたのだ。當局は、これを許さうが拒絶しようが、勝手次第となつたのである。この特許を得るには、單に種々の税金を拂はねばならないのみではなく、更らに擔保を供托しなければならなくなつたのである。ファシスト政府の御用新聞は、この方法は商業の倫理化を目的とするものであると、長々と説明した。或る貧乏人が新聞賣場、乃至は單なる馬鈴薯賣場を開きたいと思へば、彼は印紙貼用の申請書を當局に、提出せねばならないのだ。——當局は、これに對する特許を與へようが拒絶しようが勝手次第である。ところで、この特許を得るには擔保を供托せねばならないのであるが、この擔保たるや、最低五〇〇リラから、最高五、〇〇〇リラに及ぶのである。

勿論道義觀念などは、このオペレーションに於て、何等の意味をもなさないものであつて、このオペレーションの有つ目的は、明かに次の二つであつたのである。第一の目的は、即ちファシスト政府に好意を有たないものから、一切の生活手段を奪ひ取る権利を握り、他方、これ等のものが、何等かのコルボラツイオーネに登録されない限り、何等の職業にも、技術にも、筋肉労働にも就く可能性を有たないばかりでなく、更に新聞へ寄稿一つする可能性をも有たないやうにするといふことである。今一つの目的は——これも前の目的に、劣らぬほど重要なものであるが、——即ち莫大なる数の市民に、郵便局に金銭を供託するやうに、——即ち、スツカリ貧血症に陥つてしまつた彼の「カツサ・デボジタイ・エ・プレステイタイ」に必要な資金を供託すべく強制することにあるのである。

併し、この折角の「商業の倫理化」も、未だ十分ではなかつた。更に、金を作る工夫をせねばならなかつた。即ち獨裁政府にとつては、他に「納税者を倫理化する」必要があつたのである。その口實とするところは、振替貯金の使用を普及せしめ、租税の納入に對する便宜を計りたいからであると云ふことになつてゐた。一九二六年十一月十四日の勅令第一、九四三號は、一九二七年十二月二十九日に、法律に變更せられたものであるが、「官法」一九二八年一月十八日、これは殆んど、眞實とは思へないほどの、酷いものであつた。これは、近世世界史上に於ても、無類な現象とさへ云つていゝだらう。納税者は郵便貯金に對して一定の金額を供託することを強要せられた（第十八條）、而もこの金

額たるや決して引き出しが出来ないことになつてゐるのである。——それは收税官の誤算、及び將來生じ得べき一切の國家側の債權に對する擔保として取つて置く必要があると云ふのだ！

これは、單に強制貯金であるばかりでなく、正に部分的沒收である。彼等は、この方針を續けて行つた。一定數の不動産の所有主（第二十一條は、郵便局に當座勘定を開設せられ、そこへ引當財産を供託することを強制せられる）——家主は強制的に、その家賃の上りをこの當座勘定へ拂込まねばならないのだ！

貯金は、それ故に、決して任意的でなく、大體に於て、人々はこれを自由に使用することが出来ないのである。

五、第五段階——外債と公共事業の拂下げ、整理公債の發行と云ふ手段に訴へることは不可能となつた。ヴォルビー氏に依つて行はれた「リクトール」公債の發行は、大失敗であつた。極めて限られた量でない限り、大藏證券を發行することは不可能であり、又、増税することも不可能であつた。——蓋し、租税は既に最高限度に達してゐたのであり、且つそれは、増税の度び毎に、その、實收高が何時も遞減する傾向にあつたのであるから。

そこで政府は、巨額の外債を起した。併し、今となつては、例へ最も優秀な工業を抵當に入れるとしても、起債することは極めて困難となつてゐる。



彼等は、若干の官業乃至專賣事業を外國へ賣渡さうと試みたが、それはうまく行かなかつた。——即ち政府は、電信及び電話「アメリカの電信電話會社」(The American Telegraph and Telephone Company)へ、マツチを「クロイゲル・アンド・トール會社」(Kreuger and Toll)へ賣渡さうと試みたのであつた。併し、このことは、只困難を一時引き延ばしたに過ぎなかつた。

先頃、自殺したスウェーデンの「マツチ王」クロイゲルの會社であつて、大インテキ師クロイゲルの自殺の裏には、イタリー公債に關する「疑獄」が主要原因として傳へられてゐる。

最も由々しいことは、即ち獨裁政府に對する一切の信用が、落ちてしまつたことだ。人々は、一切の事實が偽りであることを、即ち國家の豫算も、銀行の業態も、取引所の相場も、一切が、偽瞞であることを知つたのである。——國民は、獨裁政府がどんなことでもやり兼ねないし、何んなことでも打ち壊し兼ねないことと、私有財産が不安の状態に置かれてゐることを知つたのである。

一部の州では、ファシストのコルボラツイオーネは、地主に對して不條理な制限を課した。證券所有者も明日のことは分らなかつた。

### 第五節 取引所統制と對外信用

取引所の相場は、政府の統制を受け、銀行は、一切の證券類の防戦買ひをするためにシンヂケート

を組織することを強制された。

株式仲買人は、賣方の名前を警察に密告することを強制せられた。最も重要な取引所には、警察官がウロ／＼してゐて、取引所の内外から、一切の動きを監視し、一切の話題に耳を傾け、總ての風評に關する報告をした。若し、或る株式仲買人が何か相當大きな買物をした時には、彼はその賣方の氏名に關する報告を直ちに送るやうに強制されたのである。

ニューヨーク株式取引所の最も重要な新聞である。「ザ・ウォール・ストリート・ジャーナル」——The Wall Street Journal ——(一九一九年一月二十六日號)はイタリーの自業自得——The Italy's voluntary Martyrdom ——に關する、極めて興味ある論説を發表した。同紙の云ふところに依れば、イタリーに起つたことは、極めて危険千萬である。と云ふのであつた。

「この、行爲に就ては、イタリーは、必ず只の一度だけ、——換言すれば永遠に、後悔する日が來るであらうと云ふことが言ひ得られる。これ以上、申し分のない財政的自殺行爲を想像することは困難である。その結果は、一切の價值をイタリーから脱出せしめることである。又これ等の價值は海外へ逃避することに成功するであらう。」

アメリカ銀行家連の大新聞の見透しは完全に適中した。逃避の可能性を有つた、凡ゆるイタリー資本は、竟にして逃避してしまつた。



し出されてある自己の野心と云ふ法則に、従はしめようと欲してゐるのだ。ファシスト獨裁政府がその要人を、権力的地位に立せて置くために、××××××××を試みようとするのに當面しても、別に驚くことはないのであらう。併し、そこにはこれ等の要人に對する非常なる反逆があるのであらうから、そんなことは多分實現するやうなことはないであらう。

### 第六節 財政整理の大綱

伊太利の精神を始め、伊太利の諸制度及その經濟は、現に急激なる勢を以て、變轉しつつあるが、この變轉には國民の思想が、甚大なる作用をなしてゐることは明かである。

今日の國民思潮は大體に於て、單に統一ある國民精神を彌が上にも強大にするのみならず、尙ほ舊來の物質至上觀念を捨て、生活の宗教的目的に到達せんとするものである。

伊國は三方海に包まれて居る小さな島國である。併し乍ら、今や四千二百萬人の人口を有し、而かも年々五十萬宛増加しつつあるために、國民は漫然として日を暮らすことはできないのである。茲に於て、新國民思潮を土臺として活動するの必要を感じるのである。この思潮と、必要との二大要素は、聽て新制度を實現する原動力となつたのであるが、換言すれば、

(一) 舊來の自由主義の國家から漸次産業組合國家に變轉せること。

(二) 舊來の憲法を、勞働憲章に依り、完全にこれを是正せること。

は新制度の基本である。而して、この革命的變轉に依り、從來の勞資階級戦に代ふるに、義務的勞資協調となり、同盟罷業及工場閉鎖の自由主義を打破して、相當制裁を加ふる主義を執ることとなつた。

ファシズム制度の基本法は、國家の經濟的秩序を保護して、飽までこれを防衛すべきことを命じてゐるが、國家の行政諸機關も漸次に、大きな國民經濟の内の組合機關に、變改されんとして居る。要するに伊太利の制度改革の根本思想は、經濟的實相を有するものと云ふことができる。ファシスチ政府が實現した經濟財政の政策につき、時としては、資本主義の政策だと解せられたことが、斯やうな判斷は、特に本制度の初期に於て行はれた、(一)有價證券の記名式を廢止せること、(二)直接税の遽増廢止、(三)同一家族内の相續税廢止、(四)伊國に投せられた外國資本に對する財産税の廢止等から生じたものであらうが、實際は右の如き新法令を制定した原因は、伊國の特殊の財政的事情及人口増加等に鑑み、國民の貯金と資本との増加は國家の一般的利益に有用だと考へたからである。

畢竟するに、一九二二年末から今日までの伊國經濟財政政策は、凡そ、この方針と精神とに従つて行はれたものである。

ファシスチ政府の行つた伊國財政整理に關しては、二つの時期があつた。一は歳出入の均衡を得ん

と努力した時で、二は歳出に比し歳入の確實なる剰餘を得んと努めた時とに分けることが出来やう。ムツソリーニの新制度は、何物を犠牲にしても、可及的に、歳出入の均衡を保たせやうと努めたのは勿論だが、何しろ、當時の實状は國民の汗の結晶である貯金は、歳入不足を填補せんとするため、頻頻として發行せらるゝ證券に變つて仕舞ひ、産業の活動は、資本の涸渇から澁滯を來たすと云ふ有様であつた。そこで、財政當局は、鋭意これが整理改善を圖つた結果、僅々二十二ヶ月を経て、歳出入の均衡を得たのみならず、歳入超過を見ることが出来た。即ち一九二六年度の決算に於ては四億一千二百萬リラの剰餘金を示したのである。

フアシスチ政府の財政整理は一時的のものではない。勿論、永續的に確乎たる國家財政の基礎を築き上げやうとしたのであるから、先づ、第一に税制改革を行つたのは當然である。税制に關する諸種の法令は、財産と收入との分配に到達する、一つの必要なる手段であるが、併し、諸税の累進制を廣く、大きく適用して居る國に於てすら、財産と收入との分配に大なる好果を齎らしてゐないことは、實際に依り明らかであつて、税の累進制は、結局、富の集中を避けることはできなかつた。特に、資本集積は、人口増加に比例なされなければならない國に於ては、最善の税制は、生産と貯蓄とに打撃を與へないことである。これは、當にフアシスチ政府の採用したところであつて、大戰後の特別、又は臨時的諸税を整理し、普通にして恒久的の税制となしたのである。

從來、伊國の民主自由主義の政府は、歳入の増加を圖るため新税を起し、舊税を増率すること許りやつて居たのに、フアシズムは多數の舊税目を廢止した上に、成るべく税率を輕減して、而かも歳出入の均衡を得たのである。

フアシスチ政府は歳出漸減（一九二五——二六年度歳出は百八十七億七千五百萬利と、税制整理とに依り、豫算の均衡を確保した後、更に進んで國家債務の非理を斷行したのである。

一九二三年六月三十日から今日まで、即ち四ヶ年半の間に、伊國內債は、九十億リラ減少した。實に一九二三年九月末には、九百五十五億四千四百萬リラあつたものが、一九二七年十月末には八百六十五億三千五百萬リラとなつた。

尙ほ右と同期間内に、内債の性質に就ても著しい變化を見たが、先づ第一に通常國庫證券は、二百四十九億四千三百萬リラから、百五十二億九百萬リラに減じ、その上、全部償却の方法が準備せられてゐる。次に第三に、政府に發行紙幣の流通高は著しく減少し、二十四億二千八百萬リラから九億八千三百萬リラとなり、大部分は新銀貨に代へられるやうになつた。

伊國に流通する紙幣の金額は、一九二〇年十二月には、二百二十億リラのところ今日に於ては百八十五億リラに減少してゐる。

斯やうに、伊國財政整理の結果は、忽ち、對外信用の上に反映して、一弗は二十八利五十山の相場

から十八利四十山まで騰貴することゝなつた。

次に、フアシスチ政府の斷行した整理中特筆すべきことは、三つあるが。發券銀行を一つに減じた事である、即ちナポリ銀行及びシシリヤ銀行の紙幣發行權を廢止して、伊太利銀行のみを唯一の發券銀行と規定した。これ等の措置は、實際、強大なる政府が天下太平の日に、而かも財政狀況平靜なる時に於て、始めて行ひ得るところであるが、フアシスチ政府は、國家永遠の策として、敢てこれを遂行したのは、偉とするに足ると云ふべきである。

### 第七節 通貨整理の大綱

以上、種々の財政的整理及銀行方面の改革を行つた曉、フアシスチ政府は、遂に、伊貨リラの相場昂騰を劃策することになつた。この結果、一九二六年春から一九二七年夏に至るまで、僅かの間に、英貨一磅が百二十リラから百四十リラに騰貴することとなつたが、現在、伊國政府及ムツソリーニ首相自身は、屢々、内外に聲明して、伊貨相場は當分一磅九十リラを標準とせしむべしと云つてゐる。これは凡そ一九二二年末と同じであるけれども、只當時に比し、現在の方が財政の基礎が、一層強固であるのは云ふまでもない。

伊貨相場の昂騰は、米國モルガン銀行からの借款一億弗を始め、國家、地方、個人等の借入れた米

國金貨の流入も、亦與つて大に力があるのは勿論である。併し乍ら、フアシスチ政府は一磅九十リラを以て適當の相場と思料せる結果、公私を問はず當分外國から借款を起すことを禁止するに至つた。

然らば、伊國の有する外債は何程かと云ふに、大戦中、同盟與國協同の債務は別とし、凡そ、次の六種類があつた。

一、加奈陀より借入	三、〇九七、一〇〇(金貨リラ)
二、ブラジル	五、六、四五九、六五〇(同)
三、瑞西	七、一二三、七五〇(同)
四、和蘭	六、二四〇、〇〇〇(同)
五、英國	一、二六、一〇〇、〇〇〇(同)
六、米國	五、一、六九四、〇六五(同)

以上六種の外債は、伊國の當然返却しなければならなかつた債務であるが、これを全部償却するためには、實に三億に垂んとする金貨リラを送出する必要があつた。勿論、このやうな大金の支拂は、伊國の信用の上に、可成りの影響を及ぼしたにも拘はらず、伊國は政治上の理由に依り、次の諸國から行つた借款に關係してゐる事情がある、即ち、

一、奥國の借款(1923)	一億八千四百萬 (紙幣リラ)
二、獨逸 同 (1924)	八千七百五十萬 (同)

- 三、波蘭 同 (1924) ..... 三億六千八百萬 (同 )  
 四、洪牙利同 (1925) ..... 一億四千八百五十萬 (同 )

總計七億八千八百萬紙幣リラであるが、これにも伊國の資金が、餘程流出してゐる譯である。

その後フアシヌチ政府は、對英、及對米戰時債務の整理を遂行することに成功したが、この整理こそ、實に二百三十四億金貨リラの大負擔を變形し、年々少額支拂ひで濟ませることになつたのである。この結果、米國に於ける伊國の信用は急増し、伊國政府は勿論、地方及び民間諸會社等に安心して貸付をするやうになつた。併し乍ら、借款を起すことは、大に戒心の態度を執ることが必要で、これまでに伊國民間に對する米國貨金は、甚だしい高い利子を支拂ふことを餘儀なくせられてゐた。例へば、伊國政府に對するモルガン貸付金は七分の利子で、額面百に對し九十四半の拂込みはよいとしても、諸手數料だけで、一億一千二百萬利の巨額に達し、殆ど市井の高利貸金と、同一の有様であつた。そこで、伊國民間諸會社に對する外國借款は、伊國政府の許諾なくしては、無闇に行はれることを禁止したのは當然である。

今日まで、伊國營利會社の米國から借入した借金總額は、約四千萬弗であるが、右に對する擔保は産業上、又は資本的に頗る重要なものゝみを提供して居る始末である。併し乍ら、長期間に支拂ひ得る外國資本の流入は、特に伊國の現状に顧て確かに有用であつて、而もフアシヌチ政府の財政方針に合致するものと云はねばならない。

これを要するに、一國の内外に對する財政策は、一に自己の意思に依つて、如何やうとも按配することのできるものであると共に、人類社會の諸現象の運命は、恐るべく且不可思議なる二つの力、即ち力と意思とに依り左右されるものであると確信するのである。

今や伊國國民は、彼等の指導者であるムツソリーニの大なる力と不撓の意志との中に、各自の力と意思とを發見したと云ふも過言ではあるまい。

## 第七章 鑛業資源と各種生業工業

### 第一節 鑛 山

伊太利に於て鑛業は、農業に次ぐ古い産業で古代の全伊太利人にとって主要なる生活源泉をなしてゐた。爾來鑛業は幾多の消長を経て今日に至つてゐる。

世界大戦は伊太利の鑛業資源を極度に開發するに至つた。殊に燃料資源に對して最も甚しかつた。大戦を境として鑛業生産高は次の如く増加した。即ち鐵鑛は一九一〇年の五十五萬一千二百五十九噸から一九一八年には六十九萬三千八百七十二噸に、銅鑛は六萬八千三百六十九噸から八萬二千三百二十噸に、鉛鑛は三萬六千五百四十噸から三萬七千五百八十三噸（一九一五年には四萬一千五百九十噸）黃鐵鑛は十六萬五千六百八十八噸から四十八萬二千六十噸に、石炭、亞炭等は五十六萬一千五百五十三噸から二百十七萬一千三百九十七噸に、水銀は八百三十九噸から千三十八噸にそれ／＼増加した。

大戦に依る急激な生産増加は應て戦後の反動的打撃を受け、鑛山は多く採掘を休止し、又はこれを短期間に限定した。

併しフアシズム制施行に伴ふ國民的復興は鑛業部門にも好影響を與へ、生産高は漸次増加した。燃料の生産に於て、のみ著しい減退を示してゐるが、これは國際市場の復興に依るものである。フアシズム制施行後の鑛産物生産高を示せば次の如くである。

	一九二〇年	一九二六年	一九二八年	一九三〇年
鐵 鑛	三八五、八七六	五〇四、五五六	六四一、〇八八	七一六、五九〇
黃 鐵 鑛	三二一、五八九	五九四、四七九	五五八、三九〇	七一三、五〇〇
錫 鑛	九五、九八五	一七七、九三二	二二〇、三一九	一八五、八九七
鉛 鑛	四〇、〇六四	五四、二〇六	五五、三六九	五〇、〇五六
銅 鑛	一六、二〇九	一三、三四六	七、五九六	一八、一〇〇
水 銀	一、四〇一	一、八七一	一、七九五	一、九二五
硫 黃	二六三、六〇三	二八二、八一七	三二七、六五六	三四九、四五〇
石 炭	一、七三九、九二二	一、四〇〇、八〇二	八三二、三五〇	七八五、九〇〇

伊太利では建築材料を地下から採取することも古代から行はれてゐる。併し大理石や花崗岩やその他の石材採掘が、産業として發達するに至つたのは最近のことである。

伊太利には現在千個所の石坑があり、その大部分はタスカン地方に存在してゐる。大理石の採掘、加工に従事する會社数は、凡そ四千六百もあり、約一萬の石材工場が全國に散在し、加工工場の従業

員を加へれば約三萬五千人以上の人々がこの産業部門で生活を支へてゐる。次の數字は最近に於ける大理石は生産高を示すものである。

一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九	一九一八
五〇九、四三二	二〇〇、〇〇〇	五七七、六四〇	六三四、一六二	六二二、四四七
一九二八	一九二九	一九三〇	一九三〇	一九三〇
三四、八二〇	五五七、三七六	四九二、九三〇		

この數字に依れば戦時中非常に減退したが、戦後は未曾有の生産高を示してゐる。但し昨年は經濟恐慌の影響を受けて相當減少した。

伊太利産の大理石は大部分白色で、年々一億六千萬圓乃至一億八千萬圓の價格に達してゐるが、他種類の大理石も相當に採掘され、共に伊太利の輸出貿易に、於て重要な地位を占めてゐる。一九二八年總輸出額は二億六千七百萬圓、主なる輸出先はドイツで、アメリカ合衆國、フランス、ベルギー、スペイン、イギリスこれに次ぐ。

機械工業及び造船業の大勢、冶金工業、一八八五年以後に至つて漸く伊太利には製鐵業及び製銅業が發達し始めた。爾來、十ヶ年間の努力に依て、該工業に於ける生産高は約二千二萬三千噸に達し、

その中で銑鐵は僅かに九千噸、銅鐵は五萬噸、鐵は十六萬四千噸であつた。併し伊太利は尙ほ二十一萬五千噸を海外から輸入してゐた。

一八九五年から一九一三年の間に冶金工業は面目を一新し、工場は最新式の設備を施され、生産高も躍進した。

一九一四年大戰勃發當時、伊太利は四十二萬噸の銑鐵と九十三萬噸の銅鐵を生産したが、戦時中、凡ゆる困難を制服して生産高は未曾有の水準にたかまつた。この間各國とも銅鐵の生産高は減退したので、伊太利は異狀なる努力を以て一九一七年にはこれを百三十萬四千噸までたかめることができた。

大戰終結と共に戦時の反動として生産高は激減し、一九二一年には、銅鐵六十八萬三千噸、銑鐵は六萬四百噸となつた。

併しファシスト革命の成功以來この産業部門も堅實な途を辿り、漸次生産高を増加しつつあること次表の如くである。(單位噸)

	鋼 鐵 生 産 高	銑 鐵 生 産 高
一九二二年	九八一、四一九	一五七、五九九
一九二三年	一、一四一、七六一	二三六、二五三
一九二四年	一、三五八、八五三	三〇三、九七二



	鋼 鐵 生 産 高	銑 鐵 生 産 高
一九二五年	一、七八五、五三三	四八一、七九九
一九二六年	一、七七九、五一九	五一三、四二五
一九二七年	一、五六五、七七〇	四八九、一六一
一九二八年	一、九六三、一二七	五〇七、六一一
一九二九年	二、一四一、七六五	六七八、四九一
一九三〇年	一、七七四、〇九〇	五三四、二九三

一九三〇年に於ける生産高の減退は世界的經濟恐慌に依るもので、これは同年の世界生産高が一九二九年における鋼鐵、一億二千五十萬噸、銑鐵九百九十萬噸から、それ〴〵九百五十萬噸、八百十萬噸に激減したことに依つて明瞭である。

機械工業 製造工業殊に機械工業の急速な發達は機械に對する需要増加となつて現はれ機械工業を異狀に發展せしめた。全國統計局の報告に依れば一九三〇年に於て、機械工場の總數四千七百三十四、使用馬力數五萬一千七百二十八、従業員十一萬六千二百三十六人である。

### 第二節 歐洲大戰後の機械工業・造船業

大戰中ドイツからの購買が途絶し、他國からの供給も困難となるに及んで伊太利は大戰に必要とする兵器を自給しなければならなかつた。斯くて大戰を契機として機械工場は續出した。戰時中機械工場の従業員數は増加して、男女工及び少年工を含めて五十萬以上に達した。戰爭終焉と共にこの數字は低下したけれども、荒廢部分の再建や破損機械の新調などに必要な人員は該工業部分に止まつてゐた。併し一九二〇年伊太利の産業は再び外國との競争に遇ふに至り、殊に機械工業は戰時中及び戰爭直後の例外的な需要を失ひ、加ふるに戰後の社會的不安に伴ふ恐慌に直面した。この状態はファシスト政府の成立まで續いた。

一九二七年十月十五日新たに産業調査が行はれ、その結果伊太利には八萬二千九十二を算する企業があり、それが五十二萬九千五百六十九人の従業員を擁し、六十萬八千九十三馬力を使用してゐることが明かになつた。これ等の事業の中の、七萬七千四百十一は十人以上の従業員を有し（總數十七萬四千四百二十五）、四千四百十七は十一人乃至二百五十人（總數十五萬五千九百七十三人）を雇傭し、二百五十人以上使用の大工場に於ける従業員は總計十九萬九千七百七十一人であつた。

一九一一年に於ける第一回調査の時は企業總數三萬八千二百七、使用馬力數十四萬六千七百五十一、従業員三十三萬四千五百五十三人であつたから、第二回調査に於ける數字は（企業數は、企業數に於て前回調査のそれの）二倍に達し、従業員に於て五八パーセントに増加し、馬力數に於て四倍以上と

なつた。

機械工業の數部門に於ける特種的狀態を精密に調べなくとも、大體該部門の生産高は國內的消費を超過してゐると云へよう。それ故に現在では生産物の販路を主として海外に求め、同時に外國製機械の輸入を防遏することに努力を向けなければならぬ。

造船業はイタリーに於て、長い傳統を有する工業部門であるが、王制の施行と共に隆盛に赴いた。造船業の發達は機械工業に於ける他の部門の發達を刺戟し、殊にモオタアやボイラアなどの製造高をたかめた。

戦前に於て、伊太利の造船所の威力と能力とを示したのは軍艦の建造で、伊太利海軍技術部はそのために素晴らしい熟練と技能とを振つた。これに反し海上貿易の不振、従つて商業運輸の未發達は我が造船所をして商船建造上に於て、外國のそれと競争せしむるに至らなかつた。戦争後は大分事情が變つて來たけれども――。

一般に海上貿易に注目するに至り、大戰直後世界の造船界は異狀に活氣を呈し、前年百隻しか建造しなかつたのに忽ち二百三十五隻になつた。このやうな増加は大戦で悪影響を受けなかつた國がどしどし起工するやうになつたためである。伊太利も後にこの仲間に入りその生産力は着々と増大して一九二六年は頂點に達した。

戦後船舶の推進のために内燃機關が使用されるに至り、それがため各國の造船所は斯る機關を作製するやう再設備をなすと云ふ變革が生じた。伊太利に於ても一九二二年には、發動機船の建造は重要性を有つに至り、その建造は年々加速度的に増加し、一九二六年には十五萬三千二百二十一噸に及び、最高潮に達した。次の發動機船の建造狀況を示さう。

年	部	隊	噸	數
一九二二年		三		九、五〇〇
一九二三年		二		六、八八八
一九二四年		四		二七、三六八
一九二五年		一五		一〇一、二九九
一九二六年		一七		一五三、一一一
一九二七年		一二		四九、五七四
一九二八年		一五		三五、六五三
一九二九年		二〇		五五、四四二

總て船舶用の發動機關のみを製作する専門工場が四ヶ所設立された。現在伊太利の造船業には五億萬圓近く投資されてをり、軍事上、商業上必要な船舶を建造するだけの能力を有するのみならず、世界的に聲價ある造船所を有し、立派な輸出向船舶まで製作するに至つてゐる。

## 第三節 化學工業

化學工業一般——世界大戰は伊太利に有機的若しくは無機的化學を基礎とせる新しい工業を發生せしめ、これは急速に發展した。戰爭を契機として發生した新工業は漸次完成し、戰爭終結と共に平時の要求に應ずるやうに編成變へさせた。最近は、又著しい發達が見られ、生産高は激増し、時には國內の需要を超過するやうになつた。

これを生産高の數字に就て説明すると、先づ硫酸の生産高は、一九一三年の六十五萬噸から一九二九年には百二十五萬噸に激増した。硫酸は漸時他の工業材料として——例へば過燐酸綜合有機染料や空中窒素、纖維素、活動寫真用フィルムなどから採取するアンモニア硫酸鹽などの製造——に使用されるやうになつた。

無水炭酸ソーダの製造は一九一九年に始まつた許りで、同年の生産高は五千二百噸に過ぎなかつた。然るに一九二九年には十九萬九千七百六十噸を生産し、而も全部國內需要に充てられた。戰前の直前伊太利は年々約五萬噸輸入してゐたのだから、この數字は國內需要が四倍以上に飛躍したことを示してゐる。無水炭酸ソーダの製造は近來ヴィスコサ法に依る人絹製造上使用するために多量に輸入してゐた苛性ソーダの國內需要に取つて代つた。

亞鉛華のやうな礦物染料、リンボオン(戰後漸く製しはじめた)紺青(同じく戰後製造し始めて現在では國內需要を充たしてゐる)及び一九二七年に始めてチタンなどの生産も著しく發達した。一九二四年以來、水素と空中窒素の直接合成に依るアンモニアの製造も急速に進歩した。合成アンモニアの製造に於ける最近數年間の著しい進歩を見ると、最近に於て一九二三年に、即ちアンモニア硫酸鹽の生産高は十四萬四千噸を超え、その中十二萬八千噸が、合化アンモニアであり、殘餘がガス工場やコオクス爐から採れる液體アンモニアである。

伊太利に於けるその他の主要化學工業は、枸橼酸及び酒石酸の製造業である。一九二八年に於ける生産高は枸橼酸、三千七百噸、酒石酸、五千六百四十噸——大部分は輸出された——であつた。酒精工業も盛んで、一九二九年——一九三〇年の財政年度に於て、三十九萬八千三百七十二ヘクタールの純良酒精、十一萬四百一ヘクタールの普通酒精が製造された。

戰後、醋酸、蟻酸の製造を始め、最近は更らにメチール・アルコオルが生産されるやうになつた、これ等の有機工業は纏て、種々の製造工業の材料を提供し、更らに幾分輸出に充つることが出来るやうになるであらう。

殊に著しい發達は媒介染料及び綜合有機染料である。一九一三年綜合有機染料の輸入高は凡そ六千三百萬噸であつたが、一九二九年にはこの數字は千七百二噸に減退した。而も幾分か輸出を見るに至

り、同年六百一噸の綜合有機染料の原料と五百二十九噸の媒介染料とが海外へ輸送された。更らに戦後伊太利に發生した化學工業の中にはセルロイドの製造業があり、纖維質染料其他の化學工業も目下續々擡頭しつつある。

#### 第四節 肥料工業

現在伊太利には八十三の過燐酸製造工場が全國的に散在してをり、その生産能力は年二百五十萬噸に達し、一九二九年に於ける消費高たる百五十萬噸——これは國內需要の最大限である——を優に超過してゐる。

農業の發達上缺くべからざる合成窒素肥料の生産も確立され、年七萬噸の生産力——これは國內的需要を遙かに超えてゐる——を有する製造所が設立されてゐる。斯くて伊太利の農民は、肥料として必要な、凡ゆるもの、アンモニア硫酸鹽、カルシウム、シアナミッドなどを、全然國內に於て購入することができ、殊にカルシウム硝酸鹽——これは智利から、多量に輸出されてゐるソヂウム硝酸鹽の代用となるであらう——をも自給するやうになつた。

伊太利の専門家や製造業者は目下植物の生育にとつて第三の要素たる苛性カリ製造の研究に没頭してゐる。研究は大分進んで、伊太利殊に中部地方に多量に存在するリュウサイト（硅酸と化合せるアルミニウムと苛性カリ）から産業的規模に於てアルミニウムと苛性カリを採取すべく努力が拂はれてゐる。

伊太利の化學肥料は最近に於ける農産物の一般的下落に依つて非常に下落し、事實上生産費以上になつてをり、その名目價格は戦前の水準以下である。最も鐵滓、硫酸鹽及び苛性カリの鹽化物（消費税を免除されてゐる輸入肥料）などは名目價格に於ても戦前より高くなつてゐる。

伊太利の肥料工業が、それ自身として満足な状態にあることは、上述の簡単な説明でも理解出來よう。又品質、數量、價格などの點——消費者の關する限り重要な要點である——から見ても肥料工業は現在の状態を緩和すべく生産増加の方向に向つてゐるので農業上必要に應ずることができると云ひ得るであらう。

#### 第五節 纖維工業

蠶絲業の産業的規模に於ける生絲生産の養蠶が伊太利に發生したのは他の生絲生産國よりも古く、最初の試みは百餘年前に行はれた。この時以來製絲所は續々と建設され、又生産高の増大に伴つて設備や機械も絶えず改良され、市場に出る生絲は漸次良質なものとなり、年々統一的になつて來た。

蠶絲業の發展上に、最も重要な契機となつたものゝ一つは蒸氣力の使用である。一八八六年伊太利

には製絲工場が四千九十二あり、使用總釜數は六萬六千八百八十五であつた。併しその中の三千七百六工場は未だ薪で湯を沸かす舊式な釜を用ひ、釜は二萬九千三百二十四使用してゐた。又蒸氣釜を使用する工場は僅かに三百八十五で、その使用釜數は二萬一千三百六十一であつた。併し時代の變化と共に舊式な生産設備は段々消滅し、新式なものがこれに取つて代り、釜の數も又増加した。一八九一年には、總釜數五萬八千三百六十の中で五萬一千九百五十二は蒸氣力を用ひ、舊式な釜は僅かに六千四百八だけとなつた。

一九一七年に於ける使用總釜數は六萬八千八百八十五だつた。蠶絲業は戰時中及び戰後數年間に亘つて生じた貨幣下落に依つて非常な打撃を受け、多數の製絲工場はどしどし整理され最新設備を有し、最良の地域に存在するものだけが残存した。斯くて一九三〇年の調査に依れば、伊太利に於ける製絲工場は七百七十六で、その使用總釜數は五萬六千八百である。

立派な、大規模な製絲設備のお蔭で、伊太利が蠶絲業に於て優越的地位を占めてゐることは周知の事實である。伊太利は歐洲諸國へは云ふまでもなく、東洋及び極東にまで生絲を輸出してゐる。同國に於ける生絲の生産高は一八六三年の百六十五萬キログラムから一九一三年には約五百二十萬キログラムに増大した。その後一九一九年には二百十三萬三千六百キログラムまで減退したが、更に増加してゐる。最近の生絲生産高は次の如くである。(單位キログラム)

原 料	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
伊太利産繭から	三、八五五、〇八六	四、六二六、五一〇	四、八三六、一三三	四、八二六、三七八
輸入繭から	五、一〇、七五〇	三、八二、九〇〇	四、〇〇、〇〇〇	六、九四、二二五
總 計	四、三六五、八三六	五、〇〇九、八一〇	五、二三六、一三三	五、五二〇、六〇三

伊太利には最新式機械を設備した絹織物工場は約二百存在してゐる。その大部分は戰後再建され、若しくは近代的に改良されたものである。絹織物工業の發達状態は機械機臺數を示す次表によく現れてゐる。

	動 力 織 機	手 織 機
一八七六年	二五〇	一一、〇〇〇
一八九八年	三、〇〇〇	一一、〇〇〇
一九一二年	一五、〇〇〇	五、〇〇〇
一九二二年	一七、五〇〇	三、〇〇〇
一九二五年	二一、五〇〇	三、〇〇〇
一九二八年	二二、五〇〇	三、〇〇〇
一九三〇年	二四、九五〇	三、〇〇〇

生産高に關する統計を有たないけれども、平年に於て、七千五百萬メートル位と推定できやう、これを貨幣價値に換算すれば實に二十億萬リラ以上である。

絹織物工業はこれと關聯して染色、捺染、絹製品等に仕事を供給し、現在これ等の工業部門は非常に重要性を有してゐる。伊太利に於てこれ等の工業は最新機械を備へた立派な工場を有し、約六千人の生活を支へてゐる。

### 第六節 人絹工業・木綿工業

人絹、又は「レエヨン」工業は産業發達史上特殊な地位を占めてゐる。それは伊太利の主要纖維工業の中で最も遅れて出發し（一九〇八年）今日では反對に發達した産業の一つであり、國際的競争に於て、最も優越的地位を占めるもの、一つとなつてゐる。

人絹工業に對する投資は一九二〇年に於いて三億五千萬リラに達し、現在では二十億萬リラを超過してゐる。伊太利には人絹製造會社は十四あつて總計二十四工場を有し、三萬六千人の労働者を使用してゐる。而も目下新たに二會社が設立され、新工場を建設しつつあるから、總て、二千乃至三千の人口を濕すであらう。

人絹製造の發達に伴ひ、人絹を原料として諸製品を作製する工場が四八も設置され、これ等の工場

も三千人以上の労働者を有してゐる。

それ故に人絹工業は尠くとも四萬人——その大部分は婦人労働者である——に仕事を與へてゐる。

これは大きな數字である。（殊にこの工業に機械使用の増大が伴ふことを考慮に容れるならば）次表は

伊太利及び世界の人絹生産高を示して居る。（單位千キログラム）

年	伊太利生産高	世界總生産高
一九一三年	一五〇	一一、〇〇〇
一九二二年	三、〇〇〇	三五、五〇〇
一九二三年	五、〇〇〇	四七、五〇〇
一九二四年	八、〇〇〇	六四、〇〇〇
一九二五年	一四、〇〇〇	八五、五〇〇
一九二六年	一八、〇〇〇	一〇六、〇〇〇
一九二七年	二五、〇〇〇	一四三、〇一〇
一九二八年	二八、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
一九二九年	三二、〇〇〇	二〇五、二五〇
一九三〇年	三〇、〇〇〇	—

伊太利は一九一三年には世界の人絹生産國中第七位にあつたが、一九二七年には歐洲第一位、世界

第二位となつた。

人絹は、伊太利から世界の凡ゆる市場に輸出されてゐる。そこでこの國民的産業は重要な商業組織を設けるに至つた。即ち氣まぐれな市場の動きに應じて何時でも生産力の調節を計ると云ふ素晴らしい制度を建てたのである。伊太利の人絹工業が特殊的な經濟恐慌に際してすら、輸出高を増進し得るのは優良なる品質と比較的に低廉な價とに依ること勿論であるが、それと共にこの彈力的な市場適應力に基づくのである。次に最近伊太利に於ける人絹の輸出入表を示すと。(單位キログラム)

年	輸 入 高	輸 出 高
一九二一年	二五六、五八二	一、〇五〇、八二九
一九二二年	四三二、〇五二	二、〇一三、三九二
一九二三年	五四六、五三七	二、七三五、一八一
一九二四年	六九七、〇五二	五、六五一、一三五
一九二五年	六五三、四三三	八、五一七、六一二
一九二六年	八一三、八二八	一、七〇〇、一三九
一九二七年	五四三、一七九	一六、三三〇、五九一
一九二八年	五七九、九八六	一七、一八九、二三一
一九二九年	六一〇、一三〇	一九、五一八、八五六
一九三〇年	一、〇〇七、三四八	一七、三七七、二三九

伊太利の木綿工業は一八七六年に於て、既に六十四萬五千の紡錘と二萬六千臺の動力織機を有してをり、その附隨工業即ち漂白、染色、キャラコ捺染等も存在した。

一九〇〇年紡錘の數は二百一十一萬一千に達し織機は七萬臺に増加した。然るにこの數は年と共に驚くべき速度を以て増加し、一九〇三年には紡錘二百九十三萬三千九百、織機七萬八千となり、一九〇八年にはそれ〴〵三百九十六萬八千及び九萬に、一九一二年には四百五十八萬二千及び十一萬五千に達した。この、發展は纏て生産力過剰に陥り、一九一二年——一九一三年には増加が止み、一九一七年——一九一八年には閉鎖工場續出した。併しその後又活況を呈し、一九三〇年には紡錘數五百四十五萬四百五、織機數十五萬となつてをり、紡錘も織機も漸次新式なものに代りつゝある。

この生産設備を以て、伊太利の木綿工業は紡錘に於て、世界生産高の三・一七バアセント、織物に於てその四・八二バアセントを生産してゐる。一九二九年の生産高は異狀に増加し、二十一萬三千噸に達し、八萬三千六百噸と云ふ未曾有の輸出高を示した。

一九三〇年は世界的不況の影響を受けたが絲の輸出は前年の水準を維持し、織物に於て減退を示してゐる。併し、過去數年間に於て伊太利の木綿工業はその生産設備を一新し、技術的にも諸外國との競争に耐えるやうになつたから景氣挽回と共に驚くべき生産力を示すであらう。

第七節 毛織工業・製紙工業

伊太利に於て毛織工業も相當古い歴史を有し、中世紀既に産業的規模で行はれてゐた。現在毛織工業は伊太利主要産業の一をなし、平年に於て約八萬人の労働者を有してゐると推定される。

伊太利毛織工場の平均生産高は一九一三年には六百六十五萬キログラム以下であつたが今日では千八百萬乃至二千萬キログラムと推定され、優に國內需要を充たしてゐる。

前世紀の初頭に始まつた毛絲紡績は堅實な發達を遂げつゝ今日に至り、紡錘の數は一八九四年の十萬以下から一九〇七年の二十六萬に達し、更に一九一三年には三十七萬七千に、今日では五十八萬七千に及んでゐる。又今日に於ける毛絲の平均生産能力は約五十八萬七千噸である。

毛織は國內全地方に行はれ、現在二百臺以上の織機を有する毛織會社が約二十あり、全國の織機數は約一萬臺である。

毛織工業の發達は毛絲及び毛織製造の輸出に反映してゐる。毛絲の輸出は現世紀の始めには極めて少量に過ぎなかつたのに漸次増大して一九二八年には二千噸、一九三〇年には一四二一噸に達してゐる。更に純毛又は半綿入毛絲製品の輸出を見るに、一九〇〇年には六百五十噸であつたものが、一九一三年には二千九百噸、一九二〇年に八千噸、一九二五年には九千六百噸に達した。その後二年間一

時減退したが一九二八年には反撥して九千二百七十萬噸、この價格三億萬リラに及んだ。一九三〇年にもこれと同量の輸出を見たが價格下落のため總額は約二億八千萬圓である。

伊太利の製紙工業も急速な發達を遂げ、今日では完全に國內需要を充たしてゐる。生産高に依つてその發展状態を示せば次の如くである。(單位噸)

年次	生産高	年次	生産高
一八六二年	二三、九九五	一九二八年	三二三、七四八
一九〇三年	一五〇、〇〇〇	一九二九年	三四三、四四三
一九一五年	二九六、五八八	一九三〇年	三四二、二四九
一九二七年	三六三、七五〇		

伊太利はその使用する製紙用材の五十パーセントを外國から輸入を仰いでゐるが、製紙用として國內でも大規模にポプラを栽培し、その生産高をたかめることがファシストの農村對策の一つとなつてをり、現在百二十五萬ヘクタアルの土地がポプラ栽培に充てられてゐる。

最近製紙業の發達のために伊太利は毎月五百噸の輸入を防遏する外に、英、佛及びドイツにさへ輸出し、この價格六千五百萬噸に及んでゐる。製紙工業は伊太利に於て、極めて有望であるから現在、國內消費量(人口一人當り九キログラム)の餘りに低いことを知るのである。



第八節 食糧品工業・醸造業

チーズ製造業 伊太利のミルク製産高は世界第五位にあり、チーズ製造業は量に於ても種類に於ても世界第一位を占めてゐる。一九二七年の産業調査に依れば、伊太利には八千五百三十五のチーズ工場があり、二萬四千五十五人の労働者を擁してゐる。而して一九一一年の調査では僅かに六千四百三十三工場で、労働者数は二萬一千八百九十三人に過ぎなかつた。

チーズは國內到る所で生産され、或地方では年生産高が非常に高く、その地方の重要産業をなしてゐるが、他の地方ではチーズ生産は春秋二期に限られ、若しくは冬期から春期にかけてだけ行はれる。

伊太利に生産されるチーズの大部分は牛乳を原料とするが、羊乳も相當用ひられ、次に山羊乳、更に少量ではあるが、水牛乳からも生産される。最近の調査に依れば伊太利には牝牛二百五十萬頭、羊八百萬頭、山羊百五十萬頭が飼育されてゐる。

一九一三年に於てミルクの生産高は、三千五百萬ヘクトリットルであつたが、その後一九二五年には四千五百萬ヘクトリットルに達してゐる。その内譯を示せば次の如くである。

種別	生産	高
牛乳	三七、〇〇〇、〇〇〇	ヘクトリットル

山羊乳	六、〇〇〇、〇〇〇
山羊乳	一、五〇〇、〇〇〇
水牛乳	一〇、〇〇〇
總計	四五、〇一〇、〇〇〇

チーズ製造に年々使用されるミルクを評價すれば三十億萬リラ以上であらう。伊太利のチーズは米、獨、佛、英、アルゼンチン、スイツランド等の、各國に輸出されてゐるが、最近の數字は次の如くである。

年次	輸出量 (單位キロ)	輸出價格 (單位リラ)
一九一三	三二、八〇四、四〇〇	七三、六七五、九三〇
一九二二	一四、五四一、〇〇〇	二〇三、二四六、四九四
一九二三	二二、八九五、七〇〇	三三一、六三六、七四二
一九二四	三三、六三三、一〇〇	四一一、〇二八、三一八
一九二五	三九、一一二、七〇〇	四八八、五二七、九三八
一九二六	三三、〇六二、〇〇〇	四五五、七〇七、二〇八
一九二七	三一、七八七、三〇〇	四一三、二五八、五七七
一九二八	三六、四九三、七〇〇	四四二、〇一五、九三八

年次	輸 出 量 (單位キロ)	輸 出 價 額 (單位リラ)
一九二九	三二、六六九〇〇〇	三六八、八四四、九六八
一九三〇	三六、七二九、四二〇	三六八、六〇五、三〇八

地中海沿岸諸國は適常な氣候に恵まれて、葡萄栽培の搖籃地である。伊太利は葡萄酒の生産高に於て、はフランスに及ばないけれども、葡萄栽培では同國を凌ぎ、國內到るところに行はれてゐる。最近の數字に依れば、伊太利の葡萄園は四百二十九萬四千九百ヘクタアルに及んでゐる。併し他國とは異り、外の植物や野菜類なども一緒に植付けるのである。

葡萄の出來高は氣候その他の條件に依つて常に異なることを免れないが、一九二三—二七—年に於ける平均生産高は六百八十八萬三千七百噸に達し、これに次ぐ最近四年間は次の如くである。即ち一九二七年、五百七十九萬五千八百噸、一九二八年、七百四十九萬六千噸、一九二九年、六百二十四萬四千二百噸、一九三〇年、五百五十八萬三千七百噸。

この多量な葡萄のうちニバーセントは果實として、更に極少量は葡萄シロップなどの製造に用ひられ、殘餘の全部は醸造用に供せられるのである。一九二二年以降の葡萄酒生産高は次の如くである。(單位千ヘクトリツトル)

年次	生 産 高	年次	生 産 高
一九二二年	三五、五八五	一九二七年	三五、六五〇
一九二三年	五三、九四八	一九二八年	四六、八二二
一九二四年	四四、七一四	一九二九年	四一、〇〇〇
一九二五年	四五、三六七		三六、三一八
一九二六年	三七、〇七六		

最近の統計に依れば世界の葡萄酒生産高は平均年一億九千萬ヘクトリツトルで、その中で一億六千萬ヘクトリツトルは歐洲で生産されるから、伊太利の生産高は世界生産高の五分の一で、歐洲生産高の四分の一以上に達してゐる。

飲料水製造業 伊太利は優良な飲料水の製造に於て、内外市場に地歩を占めつゝある。甘味飲料水の製造は量に於ては餘り多くはないけれどもその種類は非常に多い。即ち種々異なるもの味の甘みのものや、藥品を加へて多少苦みを加へたものなどの種類がある。併し今のところ對外貿易上に於ける飲料水の地位には餘り重要性はない。

種々の困難は伴ふけれども、伊太利に於て、飲料水製造業の發展すべき理由は充分存在してゐる。伊太利獨特の植物群——アルペン地方から半熱帶地方に及ぶ種々異つた自然的條件の下に香料植物、

花卉、果實などが豊富に存在し、従つて最も特異な而も微妙な味を供する——に基いて飲料水製造を進めて行けば將來は成功することは殆んど疑ひなし。

第九節 罐詰類製造工業・製糖業

野菜及び獸肉類の生産は伊太利の罐詰食料品工業に一つの役割を有してゐる。現在伊太利には野菜罐詰製造に従事する工場が六百以上あり、その投資額は五億萬リラ以上と推定され、又三百工場も獸肉罐詰製造に従ひ、一億五千萬リラ以上の投資を擁してゐる。而してこの工業部門に於て六千餘萬リラが俸給や勞賃に充てられてゐる。

野菜罐詰工業は獸肉罐詰工業より重要であり、それは伊太利の農業に影響を及ぼし、これに關聯する地方の土地價格を非常に高めてゐる。

伊太利産野菜罐詰の主なる輸出國は米、英、アルゼンチン、ベルギー及びフランスである。次表はその輸出状態を示してゐる。

	ジャム・ゼリ其他果物		醋、鹽、油で漬けた果物及び野菜	
	輸出高 (噸)	輸出額 (千リラ)	輸出高 (噸)	輸出額 (千リラ)
一九二四年	二、〇〇二・二	一一、一五九	一九、七二二・〇	七一、三五八
一九二五年	二、二二九・六	一五、一一三	一九、二七一・三	七三、〇一二
一九二六年	二、八九九・一	二〇、六〇四	一一、二〇四・九	四〇、七七一
一九二七年	二、四九三・二	一五、二六六	七、〇八三・六	二八、二一六
一九二八年	三、一六五・六	一七、三六一	七、七八九・二	三一、二一九
一九二九年	二、九七五・七	一五、六四一	七、四七一・七	三〇、三八五
一九三〇年	三、七〇四・六	一七、二一一	六、七六六・五	二九、二四三

トマト罐詰輸出高		剥皮せるもの の輸出高 (噸)	輸出額 (千リラ)	總輸出額 (千リラ)
總輸出高 (噸)	輸出高 (噸)			
一九二四年	六四、四八八・四	二九、二七二・四	二〇〇、一四四	二八三、六六一
一九二五年	九七、二四六・九	五六、八三九・二	二九五、四〇七	三八三、五三一
一九二六年	一〇〇、六五七・二	五八、〇七七・〇	二二三、三一三	三八八、六八七
一九二七年	九六、七〇二・九	五六、五三七・五	二五五、九九七	二九九、四八〇
一九二八年	九三、六〇二・四	六〇、一二三・二	二四九、二八八	二九八、一一六
一九二九年	三七、九五八・八	八二、九五五・一	三六七、八六五	四一四、一五一
一九三〇年	七四、五五六・一	—	一九五、一三三	—

トマト罐詰輸出高		剥皮せるもの の輸出高 (噸)	輸出額 (千リラ)	總輸出額 (千リラ)
總輸出高 (噸)	輸出高 (噸)			
一九二四年	六四、四八八・四	二九、二七二・四	二〇〇、一四四	二八三、六六一
一九二五年	九七、二四六・九	五六、八三九・二	二九五、四〇七	三八三、五三一
一九二六年	一〇〇、六五七・二	五八、〇七七・〇	二二三、三一三	三八八、六八七
一九二七年	九六、七〇二・九	五六、五三七・五	二五五、九九七	二九九、四八〇
一九二八年	九三、六〇二・四	六〇、一二三・二	二四九、二八八	二九八、一一六
一九二九年	三七、九五八・八	八二、九五五・一	三六七、八六五	四一四、一五一
一九三〇年	七四、五五六・一	—	一九五、一三三	—

罐詰製造工業の發達を目的として、一九二三年に國立罐詰食料品監理所が設立され、野菜及び獸肉の罐詰工業の監督助成に従事してゐる。

同監理所では罐詰工業の原料調節の見地から二三の法律的規定や經濟的方法を講じ、更にファシスト企業組合と緊密な接觸を保ち、罐詰の品質向上輸出の増進を計つてゐる。

ファシスト制の成立は政治的經濟的不安を除き、製糖業發展のために適切な雰囲気醸成した。製糖業發展の時期は明かに二期に劃然と分離することが出来る。

第一期は一九二二年から一九二五年に及び、この時期に於て製糖業は次のことを必要とした。即ち

(一) 伊太利に於て最も耕作に適する砂糖大根の購買をなすこと

(二) 製糖工業を近代化し、絶えず増大する砂糖の國內消費高に應じられるやうにこれを擴張すること

この時期に於ける製糖業の發達は極めて顯著である。一九二三—二四年間の間に十七工場が新設され、數個の既設工場は設備を改善した。今日伊太利の製糖業は少しも外國の恐威を受けてゐない。即ち現在活動してゐる五十三工場は毎日五萬噸の砂糖大根を原料として六千噸以上の砂糖を生産してゐる故に僅か六十日以内で國內消費量——年三十四萬噸である——を充すのである。

第二期は一九二六年から現在迄で、この時期は砂糖大根鬭争及その勝利を代表してゐる。

大戰直後砂糖は暴騰を演じ、市場は活況を呈し懸て、この例外的な状態から砂糖は何時までも高價を續けるかの如き豫想が生れ、一九二一年に課せられたる噸當り三百六十リラの關稅が除かれた。

併し、懸て形勢は一變し、價格は低落し始めた。これは、歐洲の製糖業の復活に基く生活力の増大に依ものであるが、價格の低落は止まず、現在國際市場に於て、噸當り九ポンド二分の一で賣買され、過去三十年來の最低價格に陥落してゐる。

この暴落が製糖業を危殆に導くのを恐れ、ファシス政府は一九二八年の聲明に於て砂糖の消費税をどし／＼高め、これは一時噸當り三百六十リラまでに達した。砂糖の自給を計るために國內生産を奨勵する。斯る政策は砂糖暴落期に於てもその原料たる砂糖大根の低落を防ぎ、遂にその勝利を勝ち得たのである。

次表は一九二六年から一九二九年に至る四ヶ年の短期間に示し得たる成績を語るものである。一九二五年—二六年の數字——砂糖關稅廢止の影響が最も著しく現はれた——の數字は比較のために掲げたのである。

砂糖大根栽培地(ヘクトール)	一九二五—二六	一九二六—二七	一九二七—二八	一九二八—二九	一九二九—三〇
	五五、二三	七九、七五	九三、六五	一一三、三〇	一二六、二六

	一九二五   二六	一九二六   二七	一九二七   二八	一九二八   二九	一九二九   三〇
同 生 産 高 (噸)	二,七三,三三九	二,四〇六,〇八八	二,〇六四,四六一	二,八二七,九〇九	三,〇六〇,〇〇〇
大根の砂糖有含量 (%)	—	一五.一六	一六.一八	一六.三	一六.六
ヘクタール當り砂糖生産高 (キロ)	二二,三〇〇	三〇,二〇〇	二二,一〇〇	二五,一〇〇	二六,三〇〇
砂糖生産高 (噸)	一三九,七〇〇	二七,六〇九六	二四五,三四一六	三四二,二七八	三三七,九二四六
ヘクタール當り砂糖生産高 (キロ)	二,五三五	二,四九三	二,六一九	三,〇五二	三,三四〇
國內消費高 (噸)	三九七,四三二	三三三,六八三	三四三,四六五七	三五五,二二七	三四〇,〇〇〇
消費高に對する生産高の過不足 (噸)	一七,六三二	四二,二九五	九五,六五四九	九,四三八二	五,八四三

このやうに、一九二九年には製糖業は國內消費高を充たしたのみでなく、五萬噸以上の餘剰を生じたのである。

## 第八章 工業界の現状と將來

### 第一節 工業と其の關係各般事業

イタリーの一般工業は、獨裁政府出現以來その種々當面してきた難局、即ち一聯の事實に依つて窺ひ知られるのであるが、その中でも、各重役會の報告書、破産、不渡手形、失業、輸出の減退、殊にリラの安定後に於ける、それ等々を注意せねばならない。これ等の事實こそ、眞實の參考となるものであらう。

#### A、汽船會社

凡そ、各一般の大産業が、——即ち生絲、毛織物、綿絲紡績、自動車等々が總べて危険に瀕してゐると云つても、汽船會社の混亂ほど甚だしいものはあるまじ。

獨裁政府の考へでは、外國に對する最も立派な廣告は、優秀船に依つて行はれるものであると云ふことであつた。それで同政府は、諸々の汽船會社を、この優秀船の建造と云ふ方向に押しやつた。併し、政府の考へは、又、戦時の補助艦隊を準備すると云ふことにもあつたのである。イタリーは、凡

ゆる階級のために、一般貿易を保障し、而して運賃市場に於て他國の海運業に負けをとらないだけの競争をすることの出来る海運業を必要としてゐたのだ。七、八パーセント、乃至それ以上の資本の固定化を意味する。優秀船政策なるものは、最も否、經濟的なものになつたのだ。

その結果として起つたことは、社外船主の殆んど全部が、その影を消してしまつたことである。

大汽船會社は、恐慌状態乃至は破産状態に陥つてゐる。トリエストに於ても、ゼノアに於ても、ヴニスに於ても、不良な海運事業のみだけしか見られない。

最も大きな汽船會社の、ヂエネラーレ・イタリアナ汽船會社 (La Navigazione Generale Italiana) は甚だしい難境に陥つてゐる。同會社の會計は、或る銀行、即ち海運信用銀行 (Credito Marittimo) のそれとゴツチャになつてゐる。又更に、兩方とも苦境に喘いでゐるのである。この汽船會社の株は、昔は八〇〇リラ乃至九〇〇リラもの價格であつたのだが、今では五〇〇リラ内外になつてゐる。一體、如何ほどの配當金が、配當されたであらう彼のトリエストの有力な會社のコズリック (Cosulich) 社と云へば、その昔にはあれほどの豪勢なものだつたが、既にその減資をして、ロイド・サバウダー (Lloyd Sabauda) 社と合併せねばならなかつた。——ところが、このロイド・サバウダー會社と云ふのが、更に、それはそれで、アメリカに莫大な借金をしてゐるのだ。額面高二〇〇リラといふコズリックの株は、減資の後には、只の八四リラとなつてゐる (四月二十六日)。トリエストの自由汽船會社

(La Navigazione Libera Triestina) の、額面高四〇〇リラの株は、同期に、九〇リラに下がつてゐる。

凡ゆる大優秀船は、獨り他國の大商船の競争に悩むばかりでなく、更らに、アメリカ諸國の種々な恐慌、——即ち、ニュー・ヨークの金融恐慌や、ブラジルのコーヒー恐慌や、アルゼンチンの小麦恐慌にも悩んでゐるのである。又かう云ふことも附言して置かねばならない——即ちアメリカその他の諸國からの觀光客が減少したことである。何となれば獨裁政治下にあるやうな國の魅力は、餘り大したものとは思はれないからだ。

イタリア全體に互つて、船舶の建造が、一九二六年の二二〇、〇二一噸から一九二八年の七三、七三〇噸にまで低下したと云つても、それは決して驚くには當らない。

#### B、架空的土木事業

獨裁政府は、「ファシスト政府の大土木事業」に關して、外國へ盛んに宣傳してゐる。

イタリアの諸新聞に於ては、彼等は「ファシスト政府の事業」に關して、全ページに互る記事を誇張して掲載しつゝゐる。

併し、彼等は辻褄の合はぬことをやるのが好きだ。

アメリカの諸新聞に、彼等は、獨裁政府がイタリアに於て、アイユ溝渠の如きヨーロッパ最大の溝渠や、ナポリ・ローマの間の大「急行」鐵道や、サルヂニヤのテイルソー湖の如き最大の人造湖や、

さてはカラブリアに於けるシラ河を利用する水力電氣などをなし遂げたことを云ひたいために、輕薄な論説を幾度か掲載せしめたのであつた。

人々がヨーロッパから遠くあればあるほど、新聞は、斯うした夢想を容易く受け入れるのだ。

ブイユの大溝渠は、十五年以上も前から、使用されてゐるのだ。ナポリローマ間の「急行」は、戦争前に、殆んど全體が出来上つてゐたのだ。テイルソーの大人造湖とシラ河の利用とは、戦前のニッテイスツキ法 (Zisti-Bacchi) の所産なのだ。

イタリアでは、又斯う云ふことが云はれてゐる——即ち、獨裁政府は、ヨーロッパの事物に關して、大多數のアメリカ人が何も知らないでゐるのを利用して、獨裁政府自身がセント・ポーロ寺院や、否、フロレンス大伽藍をさへ建築したのだと、云ひ觸らさせるだらうと。

獨裁政府は、これに反して、極めて多數の贅澤な工事をやつて、巨大な浪費をしたのだつた。

人の物笑ひになることも厭はないで、彼等は、隊長、ムツソリーニの多くの記念像のために、巨大なる金額を費すことすら、敢てしたのだつた。

最も、笑ふべきことは、極く少數の自動車しか有たないのに、大自動車道路を建造したことである。

若し人々が、國際聯盟の一九三〇年度の「國際統計年鑑」(l'Annuaire statistique international) (第百六十九頁) に見れば、イタリアに於ける自動車數がフランスに於けるその五分の一であり、大ブリ

タンに於けるその六分の一であり、而してスペインのそれよりも遙かに下位にあることを、知るならば、人々は、自動車を有たない前に自動車専用道路のために馬鹿げた金額を費すのを見て、思はず知らず吹き出したくなるであらう——

茲にも尙ほ、人々は、獨裁政治の特長たる、無智と、お先き眞暗と、威嚴を附けるための行動とを見出すのである。

## 第二節 伊太利工業の技術的衰頹

獨裁政府の出現以來に於けるイタリア工業の技術的衰頹は、明かな事實である。發明の精神と獨創力が、毎日の如く、減退しつつあるのだ。

「統計年鑑」は、この現像を最も明白な形態で、確認する可能性を、吾々に與へてくれる。

若し、吾々が一九二九年度の「統計年鑑」の數字(第百九十八頁)をば一九一二年度の「統計年鑑」の數字(第百二十八頁)と比較して見るならば、吾々はファシズムの把權以前には一大飛躍があつたにも拘はらず、今日では二十年以前よりも更らに成績が悪くなつてゐることに氣が附くであらう。

### 國內發明家に賦與せる特許權數

一九一〇年……………二、五一四

一九二四年	.....	一〇、三七八
獨裁政府が、一切の産業の統制を主張して以來、斷然に成績が悪くなつてゐる。		
一九二五年	.....	六、一六二
一九二六年	.....	二、七〇八
一九二七年	.....	一、九二〇
一九二八年	.....	二、一三〇

即ち成績は、一九一〇年から以下に落ちてゐるのだ——

外國人達も、又、イタリー市場に對する關心をますます失ひつゝある。外國人の申請に係る特許權は、一九二四年に於ける一三、五六〇から、一九二八年に於ける三、三〇九まで低落したのだ。

技術教育に關しても、同じことが云へる。

今日の諸大學は、未だ曾て遭遇したことのないほど特殊な状態に陥つてゐるのである。一切の教育の自由にも干渉され、同時に當局は、ファシズムに反對する如何なる意思表示も又如何なる教授も、許容しないのだ。

總ての青年は、政府から強制される示威運動や閱兵式で、その時間を空費してゐる。學校生徒は、その年齢及び性の如何に依つて、強制的に「パルメラ」や「前衛團」や「イタリー女子青年團」等々

に登録されてゐるのである。

併し乍ら、最も驚くべきことは、工業學校生徒の減少と云ふことである。これ等の生徒の數は、一九二三年——一九二四年に於ける四三、四三二名から、一九二八年——一九二九年に於ける三三三、三〇五名となり、而して商船學校の生徒數は、同じく、三、三七二名から一、〇七三名となつたのである（「統計年鑑」、一九三一年版、第八十七頁）、商船學校に於ては、殊に、海外渡航を希望する青年達の數が若干増加してゐる。

併し、獨裁政治のためにイタリー工業の蒙つた、最も重大な損失は、優秀なる労働者の滅失と云ふことであつた。

フォードはこんなことを云つてゐる。——如何なる工業に於ても、最も重要なことは、工場の全體の動きを、張つて行くところの、一定數の腕の立つ、熟練労働者を有つことにあり、近代工業の力強い幹部を形成するものは、實にそれ等の工業下士達である。極めて、大きな企業にとつてさへも、斯うした熟練労働者を一〇〇名乃至二〇〇名も失ふと云ふことは、可成り大きな損失を意味するのである。

このやうな熟練労働者は、最も勤勉なものであり、勢ひ、最も獨立心に富み、且つ又、勇氣を有つものである。彼等は、漸次自己の技術の上達に努力しつゝ、その經濟的向上を唯一の希望としてゐる



ものだ。屢々、これ等の人々の行きつく先は、只に、實利主義者であるのみならず、最も、進歩的ですらあるものだ。彼等は、常に一種の理想的精神の持主として、自己の階級から脱出したがるが、或は、實利的精神の結果として、よりよき地位を要求する権利があるものと考へるからなのだ。

これ等の労働者は、獨裁政府に依つて、壓迫をも加へられたり、或は諭されたり、種々の干渉と指導をも、屢々受けてきたのである。併し乍ら、著者が、フィアット自動車工場や、その他の大工場内で、度々見た結果に依ると、その實状は世評とは可成り異つてゐた。

彼等は、苦しい生活に、——殆んど始終、賃銀の減額を伴ふ苦痛に我慢することが出来なかつた。彼等は、殊にフランスや、スイスや、アメリカなどへ——時としては旅券を持つて、多くの場合は旅券なしに——移住したのだ。彼等は、何等の困難もなしに、ヨリ高い賃銀と、ヨリいゝ生活條件とを見出したのだつた。

著者の算定に依ると、イタリアの工業は、かうした優秀なる労働者を、最も有力なる幹部を形成するこれ等の下士たちを、尠くとも、二五、〇〇名失つたと思ふものである。即ち生産方面で、技術的價值に於て、この事實を痛感してゐるのである。——故に獨裁政治出現以後に於けるイタリアの生産物は、極めて著しい品質の低下を來したことが認められるのだ。

### 第三節 伊太利に於ける失業者

失業者の數は、一體、何れくらゐであらうか？

「官報」へ發表された統計や、國際聯盟の統計月報に掲載するために聯盟へ送られた統計などは、諸商事會社の、凡ゆる刊行物に依つて、その化けの皮を剥がされてゐるのである。

今では失業者は、前代未聞の多數となつてゐるが、ファシストの諸刊行物には、失業者の數が發表されてゐない。而して、只失業手当を貰ふ者の數のみが發表されてゐるのである。——又更にこの失業手当たるや、失業届出後、可なり長い間経たねばくれないものであり、而もホンの暫らくの間だけしかくれないものなのである。失業者の數字は、それ故、實際をも示してゐないのであつて、獨裁政府に依つて失業者として認めることを同意されてゐるものゝ數なのだ。

公式統計(「官報」、一九三〇年三月二十一日)に依れば、一九三〇年二月末に、イタリアには完全な失業者が四六六、二二二名と、部分的失業者が二二、一八五名居た。これが、イタリアに曾て存在した、最も大きい數字なのである。(「統計年鑑」、一九二九年版、第三百二十六頁、及び國際聯盟統計「月報」、一九三〇年二月號)併し、眞實の失業者は、尠くとも、この數の二倍はあるのだ。ヴェネチア地方に、ピエユ地方に、イタリアの凡ゆる地方に、失業せる労働大衆が居るのだ、而も、働いてゐるものとして

も、その報酬として僅かな生活賃銀しか受け取つてゐないことが多いのだ。一部の州に於ては、彼等は辛うじてその労働をば、只單にその食物と交換してゐるに過ぎないと云ふ有様である。

誰れも皆、イタリー地方に於ける労働條件が今日に於けるほど悪くなつたことは、未だ曾てなかつたことを、一致して認めてゐるのだ！

その一例として、著者は次のことを示さう——即ち、ミランの「イタリー工業」(Industria Italiana)誌に依つて、一九三〇年二月に發表せられた或る統計に依れば、ミランの工業労働者二四七、一七五名は、一九二九年十二月には、一日八時間労働で、通計二〇日しか就業出来ず、而してその賃銀月収平均は、化學工業の三八三リラから、大衆的必需品供給工業の六八四リラの間を往來したと云ふことである。

強制的整理と極めて重い租税制度、莫大なる行政費、信用の不安定(償還期日にも償還せられず、公債に借り換へられて間もなく粉碎されてしまふ大藏省券、警察に依る取引所の監視、等々)、中世紀時代のやうに、凡ゆる生産者に課せられたる「人頭税」は、必然的にその結果を生ぜずには置かなかつたのである。

併し、最も大きな誤謬は、虚勢を張るために、馬鹿げた、人爲的な水準にリラを安定させたことであつた。今一つの誤謬、即ち、今一つの特殊現象は、諸株式會社を驅つて途方もない程度にその資本

を増加せしめた、その虚勢振りである。——實にその増資の程度は、ある時期に於ては、イタリー資本全部の數字を突破する程、途方もないものだつたのである。

その結果はかうだ。——即ち、凡ゆる銀行は、不良な商業證券でハチ切れるやうになり、而もこの不良證券をばヨリ多くの破産を避けるために、常に書き換へて行かねばならないのだ。

現在のイタリーは、破産の悪夢の下に、生活してゐる。殆んど凡ゆる企業は、重態である。——大

多數は、危篤状態にあるのだ。

彼等は、凡ゆる策を講じて、破産を隠くさうとした。司法大臣の、ロッコ氏(M. Rocco)は、裁判所に對するその達示に於て、破産を避けるための、凡ゆる手段を指示した。——人々は、債權者に對して債權の二割で手を打たせた。人々は、債權者の申請に依らねば、決して破産を宣告しないことにした。これは、殆んど前代未聞の條件である。

諸銀行、殊に貯蓄銀行は、國債證券及び事業會社證券をば、取引所の時價(この時價そのものが、既に強制的なものだが)に於てははなくして、買入價格に於て、その、收支決算へ繰り込むことを許可されてゐる。

斯うした、反經濟的な苦肉策にも拘はらず、破産の數は、毎日の如く増えて行く。——ファシスト、イタリーは、世界中で最も多くの破産を有する國になつたのだ。

若し人々にして、イタリア政策に依つて発表せられた「統計月報」(Bullettino mensile di statistica)と「国際聯盟統計月報」Bulletin mensuel de statistique de la Societe des Nations)とを比較してみると、人々は殆んど信することの出来ないやうな結果を知るであらう。

イタリア・ファシズムはローマ進軍の後、一九二二年末——に政府を占領した。国際聯盟統計局の發表に依れば、ファシズム執政第一年以來左の如き數字を得られる。

毎月平均破産數

	一九二二年	一九二四年	一九二七年	一九二九年	一九三〇年 月
イ タ リ ー	三二一	六〇七	八八六	一、〇七六	一、二一四
ド イ ツ	二五六	五一六	四七二	八二一	一、一〇六
大 英 國	四一六	四二〇	三九四	三五三	四〇七
フ ラ ン ス	四一〇	一一六	六九一	七二六	九〇七

一九二二年十月二十六日夜から所謂ローマ進軍が始められ、同三十一日にファクタ内閣が辭職し、ムツソリーニ内閣が成立したのである。

第四節 ファツシズムと工業界

ところで、イタリア工業は、未だ餘り發展してゐないのである。——それは、ドイツ又はイギリス工業の何分の一にしか當らないものであり、フランス工業の三分の一以下なのだ。

併し、イタリアの状態は、右の數字よりもまだ——悪化してゐるのである。——この統計には、所謂小破産なるものが、包含されてゐない。若し眞に全部を計算に入れるならば、更に著しい、悪い結果に到達するであらう。

併し、憂慮に耐へないのは、破産の性質である。——極めて多數の銀行や、商事會社、等々は、負債の極く僅かの部分にしか當らぬ資産を以て、破産を宣言されてゐるのだ。

ミランの商事新聞の「太陽」紙は、殆んど毎日の如く、三段——乃至四段にも亘る破産の表を掲載してゐる。そこには、最も舊い工業が——否、最も大きな信用を有してゐた工業が見出されるのだ。かかる逆説的な、そして總ての人々を非常に心配させずには置かない、この状態を説明するために、ファシスト新聞は、常に、世界經濟の難局に就て云々し、更らに又——これには、一抹のユーモアがないでもないが——市場を淨化し、不健全な企業を清算する必要に、就て云々さへしてゐるのだ。事の真相はかうだ。——即ち工業及び農業は、商業證券の濫發、過重なる課税、リラの人爲的相場等々、政府の政策に依つて作り出された經濟條件のために苦しんでゐるのだ。最も重大な徴候は、不渡手形の數である。

それは、殆んど世界中で特異と云つていい現象である。

公式統計「統計年鑑」一九二九年版、第百十九頁に依れば、不渡手形の数は、今やファシズム把権以前の二倍以上に達してゐるのである。

一九二二年(ファシズム把権以前)	三〇六、七〇三	七九七
一九二三年(ファシズム把権以後)	四二七、二二四	一、一〇三
一九二四年(同)	五四四、〇五四	一、三九六
一九二五年(同)	六三八、二七〇	一、六二八
一九二六年(同)	八四九、五二〇	二、一五五
一九二七年(同)	七四七、九七二	一、八八六
一九二八年(同)	七四三、九七二	一、八六四
一九二九年(同)	八九八、〇〇六	一、八六四
住民一〇〇、〇〇〇名につき		

一九三〇年一月と云ふ月は、この問題に關する「レコード」を有つた月である。一九二九年に於て、不渡手形の各月平均数の最高が一ヶ月七四、八〇〇内外であつたに拘はらず、一九三〇年一月に於ては、この數が八二、六二二まで上つたのである(「官報」、一九三〇年二月二十一日)。併し、事實は、まだ多く多いのである。

諸工業の状態は、最も重要なものですら、以上の如く悪化してゐるのであるから、手形は期限毎に書き換へられ、而も、その大多數が何等、元金の支拂ひなしに、書き換へられてゐるのである。

ファシストの一領袖で工業家である男自身が、ムツソリーニの機關新聞の中で、次の如く告白してゐるのだ(「イタリーの民衆」紙 Popolo d'Italia 一九二九年七月十九日)

「今日では、一切の工業が怪しげな約束手形に依つて息をついてをり、而も、この約束手形ときたら、期日が來れば僅かにその一部分だけしか支拂はれないことが多く、又全然支拂はれずにそのまま書き換へられるものの方が、更らに多いといふ有様である。これ等の事實から、巨大なる割引率が生れて來てゐるのだ。」

諸銀行の金庫には、支拂はれないで只書き換へられたに過ぎないところの手形類と、實際上は償還不能になつてゐる國庫債權とが、一杯入つてゐるのだ。

ミラノ市一つだけでも、フランス全體を合せたよりも、ヨリ多くの破産とヨリ多くの不渡手形とを有つてゐるのだ。ミラノ一市に於て、不渡りとなつた手形の數は、一九二五年に於ては、一三九、三四七、一九二八年に於ては、二二二、六四五であつたが、而も、この後の方の統計は頗る眉唾ものである。併し、銀行としては、かうした手形が不渡となるよりも、寧ろこれを書き換へることの方を好んでゐる。新たなる破産をやつたつて、それが一體何の役に立つのだ？人々は、その日暮しをなし、而し

て明日こそは事態が改善されるかと待つてゐるが、その明日と云ふのが、何時もその前日より、更によくないのである。

### 第五節 工業界の窮狀

ファシストは、斯うした破綻を頗る氣に病んでゐる。併し彼等は、「それは、全く正當であり、當然であり、道徳的であり」又更に、俄か作りの銀行家や、工業家や、農業家などは、消えてなくなるべきであると云つてゐるのだ（ファシスト黨機關紙、「フォイヨ・ドルタイニ」——Foglio d'ordini——及び「ステファニ通信社」公報、一九三〇年一月十八日）。

イタリーには、俄か作りの銀行家や、農業家だけしかゐないのであらうか？又何故、彼等は「俄か作り」されたのであらうか？

一九三〇年一月三十日のこと、ムツソリーニは各州廳所在地の長官をローマに召集して、彼等に對してある演説をやつたのだつたが、この演説たるや、若しそれが「ステファニ通信社」の手に依つて報道せられたのでなかつたら、さぞかし、獨裁政府の個人的な敵の作りごとく間違はれたことだつたらう（「イタリー」誌 Italia ——一九二〇年——一九二二年版、第五頁）。ムツソリーニは次の如く云つた。

「戦後に、餘り多くの人々が俄かに實業家になり過ぎた。凡ゆる人々が或は有價證券を賣ることに依り、又は動産を賣ることに依り、或は又繪畫を賣ることに依つて、直ちに一身代を作れると思つたのだつた。

「であるから、彼等は當然の懲罰を受けたのであり、破産の疫病は國民の向上を意味するものなのである」

この説明には一抹のユーモアがないでもないが併しそれは不幸にして根底はないのである實際、銀行や、商業や、乃至は農業などを、遊戯のやうに心得てゐたところの、戦争乃至インフレーションの投機者たちが、戦争から十二年も後になつてから、破産するなんて考へるのは、滑稽千萬な話である。

著者は、過去三年間に亘つて「太陽」に掲載せられた破産のリストをば、入念に調査したが——。吾々の注意を引くことは、即ち破産した會社の殆んど全部が、古い會社であり、その中には最も古い會社で、又昔は有力であつた銀行や、商事會社や、工業會社などさへ含まれてゐると云ふことだ。かてし加へて、破産数の最も多かつたのは、二つの基本的な範疇、——食品工業及び衣服工業に屬してゐたのである。「太陽」紙に於ては、これ等二つの工業の、巨大な死滅表が見出されるが、そのことは、イギリス人の所謂「生活程度」(the standard of life)が、日々低下しつゝあることを證明するものである。

それに反して、戦争中に、乃至はファシズムの出現と同時に、最も大きな財産を——それも屢々巨大な財産を作つた、イタリアの工業家たち（クレスピー Crespi, ペルローネ Perrone, アネエロルリー Agnelli, ガスデイニー Gasdini, シスモンディー Simondi, ホルレッタイー Borletti, トルリアニー Torriani, ブリチェルリー Puricelli, グアリーノ Gualino, キェリケツタイー Chierichetti, トレッカニー Treccani, フラツシーニ Frassinì, 等々）は、未だ無事に生存してゐるのだ。彼等は、現にファシズムの友達であるか、若しくは曾て友達であつたものかである、而して「ファシズムの御用を勤める殆んど一切の大新聞「毎夕新聞」「ラ・スタンバ」紙 La Stampa 「第十九世紀」紙 Il Secolo XIX 「報知新聞」Il Messaggero, 「夕刊新聞」La Sera, 等々）の持主であるのだ。

これに反して、堅實なる工業がドシ／＼没落しつつあるに拘はらず、他方に於て、國家及び諸官廳を××にしてゐる諸工業家だけが未だ繁榮を續けてゐると云ふ有様である。

滞納處分のための不動産の競賣は、獨裁政府出現以前の、一九二二年には、三〇〇件であつたのだが、一九二六年には、これが七八六件に激増した（「統計年鑑」一九二九年版、第百十七頁）。その後の諸年度の狀態は不明である。

#### 第六節 ファシズムと鐵道事業

海外に對する最も大きな宣傳は、列車の發着時間が正確だと云ふ主張を以て、なされたのだつた！併し、遞信省の發表に係る最近の報告は、職員の減少、非常なる節約、收入の増加などと云ふことに就て、これまで公表されてきた一切のことが、何うも眉唾ものであることを、既に暴露してゐる。

一九二九年十二月に公表せられた報告書を調べて見ると、次のことが看取せられる。

- 一、宣傳されるが如き大きな建設が存在してゐないと云ふこと。鐵道總延長數は、一九二四年——一九二五年に於ける一六、四九一キロメートルから、一九二八年——一九二九年に於ける一六、六〇八キロメートルになつたが、これは十中八九まで、既に着手されてゐた線の完成に依るものである。
- 二、一般公衆關係の運輸商品量が、一九二四年——一九二五年に於ては、一一、九一一、〇〇〇、〇〇〇佛トンであつたのが、一九二八年——一九二九年には一一、六六六、〇〇〇、〇〇〇佛トンとなつてゐたと云ふこと。——それは、その後、寧ろ減少してゐるのだ
- 三、國有鐵道の總經費が、一九二三年——一九二四年に於ける三、九九七、〇〇〇、〇〇〇リラから、一九二八年——一九二九年に於ける四、六二八、〇〇〇、〇〇〇リラになつたと云ふこと。經常費そのものですら、同一期間内に、三、六八五、〇〇〇、〇〇〇リラから、三、八六八、〇〇〇、〇〇〇リラとなつたと云ふこと。
- 四、人件費が、減少するどころか却つて増加したと云ふこと。——それは、一九二三年——一九二

四年の二、四九五、〇〇〇、〇〇〇リラから、一九二六年——一九二七年の二、六八五、〇〇〇、〇〇〇リラとなり、更らに一九二八年——一九二九年の二、八三二、〇〇〇、〇〇〇リラとなつてゐると云ふことである。

五、外觀上の秩序を維持するために、當局は列車中に鐵道民兵隊を乗込ませ、停車場にもこれを張り込ませてゐると云ふこと。——これは、世界にも類例のない制度であつて、鐵道を以て、警察監視の一官廳たらしめたものである。當局の發表に依れば、二、八五八名の民兵及び士官が、常に勤務してゐて、その經費平均額は、一九二八年——一九二九年に於ては、警官一名につき、四三、五一六リラであつた、換言すれば、最も進歩した諸國に於ける大學教授の平均額よりも、更に、多いのである。六、國有鐵道は、フアシズムの管理に依る六年間に、四、八〇九、〇〇〇、〇〇〇リラに上る負債を國庫に對して背負つたと云ふこと。それ以前の期間の、一九〇五年——一九二三年に於ては、人々は、戦争があつたにも拘はらず、僅か五、八八七、〇〇〇、〇〇〇リラしか負債を有つてゐなかつたのであつて、如何にその内容が變化したかゞ伺はれる。

最も優秀な従業員等は、笑ふべき理由乃至口實に依つて、解雇せられた。當局は、その代りとして非常に多數の助手を驅り集めたが、これ等のものはロクな仕事も出来ない有様である。又更に、當局は、總ての鐵道に對して、政治的スパイ政策を執りつゝある。

## 第九章 農業政策

### 第一節 農業復興の計畫内容

一九三三年、國際間には、恐怖と、嫉妬と、非難攻撃の充滿するに當り、イタリア政府は、その質素勤勉なる農民のために、國境内に於て、新地域を開拓せんとして努力し、世界の農業が、一大危機に瀕するに當り、歐洲の一國は、その農業の復興を以て、國家政策の基礎としてゐる。フアンスト制度の始めに當り、ムソリーニはイタリアを農村化せんとする政策を宣言したが、小麥戦争の成功、全體的土地開拓の實行等は即ちその結果の主要なるものと見做される。而してローマ進軍の第十週年記念祭は、經濟、農業、衛生等に關する統計、圖表、寫眞、石膏浮彫等の展觀に依つて、盛んに行はれたのである。

イタリアを旅行する觀光客は無數であるが、その中で、半島の土地の大部分が、如何に人力に負ふところ多いか、即ち火山灰に埋もれ自然の儘に放棄せられたる山岳丘陵多き土地が、太古以來人力に依つて開拓せられ來つた事實に注目するものは、恐らく指を屈する程の少數に止まるであらう。農産

なるポーの平原は、その古代住民の勞作の結果であつて、彼等はアルプス山の氷河の水を導いて、灣内に注がしむべく河床を開鑿した。中部イタリアに存在せる灌漑組織は、この國の大部分に移住せる神秘的のエトラスカン種族の賜物である。ヴォルチイ民族 (The Volsci) はローマ人に依つて征服せらるゝ以前に、現在ポンチン低地として知らるゝ廣大なる地域を開拓した。今日でこそ沮洳たる沼澤地と化してゐるが、その當時に於ては、七大都市の人口を支持した、廣大なる沃土であつた。マグナ、グレシアにはギリシア人が移住して、アイオニア沿岸の低地を開墾した。ローマ人が半島の大部分を征服するや、その先住民の遺業を繼承して、開拓の業を續け、タスカニーに於けるウル・チアナ、フチの湖畔、アブルツチ地方及びカムパニアに於けるデアノ平原等は、その勞力の結果である。斯くしてローマの権力は治水技師に依つて徐々に樹立せられた。彼等は清外遠征を試みる前にその山岳を陵夷し、河川の堤防を築き、耕地の灌漑を便にし、以てその住民をして土地に安定せしむる要を感じたのである。

イタリアの大部分が、北狄蠻人の鐵蹄下に蹂躪せられた後、多くの土地は荒廢に歸したが、第一着に復興の緒に就たのは、ヴェニスであつた。廢墟の上に、ラグーンの壯麗なる都市を、建設したるのみならず、その周囲の地方を開拓灌漑せんがために、一定の組織を定め、その事業は、第十五世紀から第十六世紀までも繼續した、レオナルド・ダ・ヴィンチはその一生を灌漑疏通のために捧げたのである。

るが、歐洲で、最豐沃の農耕地の一と呼ばるゝミランを中心とする地域は彼に負ふところが最も多い。一五六四年アルフォン・デステはポー河の三角州地方の開拓を始め、その事業は、法王クレメント第七世に依つて繼承せられたが、その頃ファアラの公爵領も法五領に移管され、その事業は、第十九世紀の始めまでも繼續した。一四九六年、タスカニーに於けるブルナ平原に於て、洪水調節のため、始めて、一個の湖水が開鑿され、その地方に於ける開拓、灌漑の事業はローレイン公に依つて繼承せられた。歴代の法王も、土地の開拓、改良に關しては、人後に落つるものではなく、バイアス第四世、セキスタス第五世、グレゴリー第八世等は教會領の北部地方に於て、イノンセント第十一世、バイアス第六世はポンチン低地に於て開鑿事業に従事した。シシリイ王國に於ては、ブルボン家の諸王等は屢々土地改良に關する法令を發布したが、土地の所有貸借に關する封建制度のために、その進捗を妨げらるゝこと尠なくなつた。

## 第二節 伊太利の土地統一の過程

一八七〇年、イタリアの諸州が、遂にエマヌエル第二世の下に統一せられ、ローマを以てその首府と定むるや、土地改良の事業は、直ちに再開せられた。一八八二年、バツカリニ法が發布せられ、それに依つてマラリア流行地方の疏水工事を進捗せしめ、重要地域の開拓を實行することとなつたが、



その經費は國家と、各地方と、自治體とに於て分擔するのである。該法律の支配を受けない土地改良事業は、その所有者の經營に放任されてゐたが、北イタリー殊にロムバルデー・ヴェネチア及びエミリア等の地方に於ては、地主等が協同して開拓、灌漑等の事業を促進することにしてゐる。その他の地方に於ては、マラリア豫防のために、政府に於て、直接に、疏水工事を實行してゐるが、それがために、年々支出する金額は相當に莫大なものである。

過去の經驗に基いて、ファッシストの政府は、全體的土地改良法として知らるゝ一新政策を採用することにした。全體的と云ふ所以は、全國一般に亘り、開墾、灌漑、疏水等、苟も土地の改良に關する一切の事業を引括めて、これに必要な經費を政府から補助せんとするがためである。この方針に向つて、その第一歩を印したのは一九二三年のことで、ファッシストの政府は、五百萬エーカーの土地をば、現存せる法律の下に於て、その改良を實行することにしたが、その後二年を経て、一九二五年に至り、更に三百萬エーカーを加ふることとした。併し國內に存在する一切の荒蕪地を開拓改良することに決したのは全體土地改良法 (the Integral Land Reclamation Act) で、一名ムツソリーニ法と呼ばれ、一九二八年十二月二十四日、上下兩院を通過した。該法を目して、地中海沿岸地方に於ける土地に關する劃期的の法律なりと云ふも、決して過言でない。何となれば、これまで、半島の大部分を悩ましたマラリアの悪疫は、これに依つて、始めて、根絶すべきが故である。ムツソリーニは該

法案が尙議會にあるに當つて、土地を改良すると共に土地に居住する人間を改良し、人間と共に人種を改良する所以だ」と云つてゐる。

該法の中には、荒蕪地の疏水、灌漑、改良、農業の改良進歩、侵蝕又は裸出から山地を保護すること、内地の移住、南部及び島嶼に於ける村落並に農場の建設、水道の開鑿、改良地に於ける道路の組織、山地牧草地等の改良、トラクターを以て新地を耕すこと、必要に際しては、爆薬を使用すること等が包含せられてゐる。マラリアを根絶するには、蚊軍を退治せねばならず、蚊軍を退治するには、一切の死水を疏通せねばならないのであるが、それがために特別の條項が設けられてゐる。

該法の原則は、左の三項に要約することができる。

(一) 政府は土地改良局を通じて、公益のために、土地利用の現在の方法を變化すべき地域の境界を決定し、又同一の目的を以て、政府と、所有者とが協力すべき地域を決定すること。

(二) 斯くして、決定した地域は、「第一種改良地域」と呼ばれ、所有者の利益にのみ關することを除く一切の作業は、政府の計畫に従ひ、その援助に依つて、これを成就するを要す。附屬的の事業は、特別信用機關の助力に依つて、所有主に於てこれを執行す。

(三) 全體的土地改良の經費に關しては、政府は、三十年賦を以て、一定の割合を支出するものとなす。

### 第三節 計畫の實行と方法

計畫實行の點は、或程度まで、公共事業者に委任せられてゐる。一般原則として、第一種土地改良事業は、その地方に於ける地主組合に於て、これを執行することになつてゐる。地主は強制的に組合員たらしめられるのであるが、これはイタリアに於ては決して新らしいことではなく、數世紀以前から存在する制度なのである。

政府の補助金は年々この組合に對して下附されることになつてゐる。

一九三一年の會計年度から始まつて、十四年間に完成せらるべき全體的な土地改良事業のために政府から支出すべき金額は、七十億リラであつて、それを、三十年間に亘つて拂ひ渡すのであつて、事業別にすると左の如くである。

(一) 山岳地方の流水を整理すること、地這りに對して防禦工事を施すこと、再造林、河川整理、河床の浚渫、ジュリアン、ヴェネチア、タスカン、マレムマ、ラチウム。南部イタリア及び嶋嶼に於ける堤防工事等の費用の全部は、政府に於てこれを負擔す。

(二) その他の地方に於ける防水工事に關しては、北部イタリアに於ては工費の七割五分、中南部イタリアでは、その九割二分を政府に於て負擔す。

(三) 農地の灌溉、疏水工事、農村道路の開通修理、農場の建設等に關しては、政府は、その費用の三割三分乃至三割八分を補助す。機械又は爆薬に依つて新地を開墾すること、電力に依つて温泉を處理すること、山岳地方に於ける草原の整理、葡萄園の植込等に關しても、政府の補助割合は同様である。

(四) 農村に於ける水道の敷設に關しては、その費用の七割五分を政府から支出す。

(五) 農村に、電力發生所を設置するに就ての費用の四割五分を政府に於て負擔す。

一九二九年七月一日から一九三四年六月三十日に至る五箇年間に着手さるべき南部及び島嶼地方に於ける灌溉工事は一九四四年七月一日に、十四箇年振りで成功する筈であるが、その經費總額は四十八億リラである。農村に於ける、水道工事の幾分は既に竣成し、一九三〇年七月一日から一九三七年六月三十日に至る七箇年間に全部竣成する筈であるが、これに要する總費額は、二億リラである。五戸乃至十五戸から成立する小農村の建設は一九三〇年七月一日から一九三八年六月三十日まで完成せらるべき筈で、その總費額五億リラを要する。北部及び、中部イタリアに於ける灌溉工事は、一九三一年七月一日から一九三八年六月三十日に至る七年間に完成せらるべき筈で、五億リラを要する。農村の道路及び給水工事は、一九三〇年七月一日から一九四四年六月三十日に至る十四年間に完成せらるべき筈で、十億リラを要する。以上の費用は、既に一九二八年に至るまでに、着手されたる土地

改良費用の上に付け加へられるのである。その合計 七十億リラで、その中の、三十三億リラを、三十箇年賦で、政府から支出するのであるが、延期した支拂に對する利子を合算すれば、政府は、四十四年間に、九十五億リラを支出する勘定となる。

#### 第四節 測量の完成状態

計畫は直ちに實行に移され、一九三一年六月までに、約七百六十萬エーカーの土地は、ムツソリニ法の、管理の下に置され、既に類別と測量を了へ、その外に類別されただけで、未だ測量を経ないもの百三十萬エーカーある。二百十五の灌漑組合は六千六百六十五萬エーカーの土地改良に従事し、八十八の地主組合は五十八萬千エーカーの土地を、七十四の組合は三百五十萬エーカーの農地をば一層有利なる状態たらしめんとし、五百五十の灌漑組合は、土地給水のために努め、その他更らに九個の組合は急流の改正、造林、耕地整理等の業に従事してゐる。上部アデーグからシシリに、ポー平原からサルデニアに、タスカン・マレムマからボンチン低地及びマラリア熱の發生地と呼ばれるサルノ平原その他の南部地方に至るまで、労働者の大軍を動員して、一齊に土地改良事業に従事してゐる。斯くして數世紀間、荒廢のまゝ、放擲せられてゐた土地も、漸時人間の住み得るやうに、改良せられ、既にヴェネチア、ロマニア、エミリア等の如き人口過剰の地方から三々五々移住しつつある。

土地改良計畫の目的は、マラリアを根絶せんとする衛生的のものと、荒蕪地を變じて耕地となさんとする經濟的のものとあるは論を俟たないところであるが、その外に、今一つ社會的のものもあることを忘れてはならない。即ち大いに耕地面積を増大することに依つて、小作農をして自作農たらしめ、細小なる地主の所有面積を増加せしめとある。茲に於てか、土地改良事業は、内地移住問題と相並行せねばならないこととなる。即ち人口過剰の地方にある農業労働者をして、改良工事の完成した、人口稀薄の地方に移住せしめんとするのである。斯くして彼等は徐々に地主となり、尠くとも、その生活の安定を得ることが出来る。例へば、サルデニアはこの點に於ける好適例である。該島に於ける人口の平均密度は一平方キロメートルに對して、三九、七であるが、全國の平均は二三二、七、ロムバルデー於ては、二二六、八カムバニアに於ては二六六、六となつてゐる。それ故、サルデニアに於て土地改良の工事が行はれ、衛生的で、且つ直ちに農耕に従事し得るやうになれば、人口稠密の地方から多數の移民を送ることが出来る。

最近に、開催せられた土地改良の展覽會に、種々の寫眞が出品せられてゐるが、それに依つて、今日までに、實行せられた、功績の如何なるものなるかの一班を知ることが出来る。寫眞の一は荒涼慘澹たる荒野原の光景である、マラリア熱のために、多數の住民が、死亡したタラルバ地方の實況を示してゐる。一面に灌木が茂つて、荆棘が蔓延してゐる。生物としては、折々山間から降り來る牧羊者と

その羊群のみである。その傍に更に一葉の寫眞がある。それは改良工事が行はれて、立派な農村となつた同一地方の光景を示すもので、見渡す限り一面の小麥畑であつて、中央には、ムツソリニア家屋があつて、一村を形成してゐる。斯くして改良せられた、土地の面積は、既に四萬五千エーカーに上り、一九三二年に於て、ムツソリニアの人口は三千以上に達してゐる。改良後第一年に於ける死亡率は、一、一七であつたが、五年後には、〇、三三となつた。マラリアに罹つたものは一九二九年には七、四〇であつたが、一九三一年には〇、七四となり、一九三二年には皆無に歸した。即ち曠野が變じて沃土となり、マラリアの巢窟が無上の健康地となつたわけで、今や小麥畑の外に、葡萄畑、果實園、牧場等があつて、家畜の數、二千三百頭に上り、多數の家畜もあり、村落の外圍には防風林があつて、それから木材と燃料とを採收してゐる。

同様の變化は、ローマのカムバニア及びポンチンの低地に於ても、これを見ることが出来る。變化の事情は、前述のものと大同小異なる故、これを省略することとして、一二の要點を記すると、これ等の地方移住者は、何れも、人口稠密の、ヴェネチア地方からきたのであつて、學校と、教會と、映畫館とを建設し、移住民は、新村落に於て生活を樂しみつゝあると云ふことである。この地方は、首府から三十哩の距離にある處女地であつて、その地域は頗る廣く、住民等は三十五年の後には、一文の負債もなしに、相當に、大なる土地の所有主となることができる。

レギオ・エミリア及びモデナ地方では、二十二萬エーカーの土地を改良することに依つて、新たに、大なる富源を創造した。今から僅か十年以前に至るまで、これ等の地方はポー河の二大支流クロストロとセチアとの間にあり、屢々起る洪水に依つて残さるゝ死水のために全く價値ない土地として放擲されてゐた。併し乍らその地方の地主等は、政府の指導の下に、一個の組合を設け、二億四百萬リールの巨費を投じて、該地方の改良に従事することとなつた。先づ第一着手として、一萬馬力を有する二個の大ポンプ・ステーションを設立することとし、一秒時に百立方メートルの割合を以て吸ひ上げ、これを豫て開鑿した運河（千二百キロメートルの延長を有し、四方八方に支分し灌漑の便に供せられてゐる）に放流することにした。ムツソリニアがサン・シロのポンプ・ステーションを開始したのは、一九二六年十月二十九日のことであつたが、爾來着々として、作業進捗し農沃無比の健康地となつて、今日に至るまでに、一千の農場が建設せられ、百二十キロメートルに亘る道路が開通せられ、電力供給のために、巨大なる水力電氣の發生所が設立せられた。十年以前に、バーミギアノ・モグリアの堤防に立つて、この地方を瞰下すれば、一望只だ蘆葦の茂るを見るのみであつた。それが今日では、一萬二千人の地主に依つて所有せらるゝ肥沃の一大平野となり、無數の勞働者が永久に働くこととなつてゐる。併し、今尙ほ工事進行中で、若し中央の灌漑運河が十分に利用せらるゝに至れば、この地方から年々一億リラに價する農作物を生産するに至るべしと期待せられてゐる。併し最大の效益は、富

の創造に依つて、社會的に改革の行はるゝことであつて、その地方に多數の人口を定住せしめ、農業労働者をして、地主とならしむることである。

### 第五節 過去三年間の成績内容

過去三年間に、成就せられた、土地改良事業の一斑を記述するだけでも容易なことではない。治水工事、殊にポー河三角洲の東西に横はる土地に巨大な、吸水設備をなした事、ロヴィゴ、ファアラ、ボロニア及びラヴェンナ等に於ける土地の改良、殊に數世紀以來、ロマニア地方の社會問題たりし浮浪労働者をそれ等の地方に移住せしめた事、アベンニン地方に於て、大規模の植林をなした事、イストリア地方に於ける給水事業が一九三三年末までに完成せらるゝこと、ビザに近いコルタノ及びアルベレゼ等に於ける疏水工事を完成した事に依つて、マラリアの巢窟として委棄せられた土地を健康地と化した事、ポンチン低地を改良して多數の移民をして定住するに至らしめた事、サレルの曠野のペルサノに於て大堰堤を築造して疏水工事を完成した事等が、その眞の一斑であつて、同様の作業を悉く列挙すれば、尙ほ數頁の紙面を要するから、これを省くことにする。

右の様な大事業を完成するに當り、全國労働者、總動員の必要なのは、論を俟たないところであるが、特に注意すべきことは、除隊兵の團體がこれに與つて、多大の貢献をなしてゐることである。そ

の團體は在郷軍人團 (The Opera Nazionale Combattenti) と稱してゐるが、團員の大多數は農民であつて、一九一七年を以て組織せられ、最初の目的は、戦争の末年に當つて、兵士のために、支出せられた保険掛金を利用せんとするにあつた。一九一九年にその基金として、受領した金額は三億リレーであつたが、それは政府が戦時海上保険の獨占に依つて得た益金であつた。その後國王陛下その他からも多大の寄附があつて、政府はこれにタスカニー、カンパニアその他の地方に於て多大の土地財産を與へ、又トレンチノに於て沒收した前敵國の財産をもこれに附與した。オペラに對する特許狀には、その目的に關して左の如くに記されてゐる。「土地の改良を實行し、小中地主の數を増加し、生産に刺戟を與へ、人口過剰の土地から稀薄の地方に移住せしめ、以て國家防衛のため戦闘に従事した、士官兵卒の社會的、經濟的地位の上進を圖るを以てその主要目的とす」。オペラは如上の目的を達せんがために、農業移住地を設定し、農業、漁業、工業等を奨励し、販賣、購買、保險等のために組合を設くる等のことを以て活動してゐる。

その効果は頗る顯著なものであつて、一九三二年の終りまでに、ポンチン低地を含んで、全国各地に十六個の土地改良工事を完成し、それ等の地方に於て、二十五個の農場を經營してゐる。ファッシスト制度の第九年即ち、一九三〇年十月二十八日から一九三一年十月二十七日に至る一年間に於て、オペラがそれ等の事業のために支出した、金額は三千三百萬リラで、除隊兵に向つては、百十四萬四

千四百六十三日の仕事を與へてゐる。一九三二年十月、即ち事實を知り得る最近の日に於て、八千三百三十四人の使用人を有し、その外これが改良した土地に定住したものに至つては、數千人に達してゐるのである。

ファシスト制度の第十一年、即ち一九三二年十月二十八日から一九三二年十月二十七日に至る一年間に於て、オペラは六億八千萬リラを支出し、五萬人の勞働者に、職業を與へる計畫を持つてゐる、オペラの努力のために、イタリーに於ける失業者の數を減じたことは、云ふまでもないことで、冬期最悪の月に於て、失業者の數は百萬人に上らなかつた。世界的不景氣に際會し、四千二百萬の人口を有し、海外移住の捌け口を塞がれてゐるイタリーの失業者が、そこに止まるのは寧ろ驚くべき少數と云はねばならない。

### 第六節 事業と経費の概要

イタリーのやうな貧國が、斯やうに莫大な事業のために要する費用に堪へ得るであらうかとは、屢々世の經濟學者、財政學者から提出せらるゝ疑問であるが、その答辯に關しては、著者はイタリーの有名なる農業經濟學者セルピエリ教授 (Professor Serpieri) に譲ることとする。教授は土地改良局長として、自らそれに関する一切の責任を負ふてゐるのであるが、一年前のノブ・アントロギア (the Nuova

Antologia) 紙上に於て左の如く述べてゐる。

「或人々は斯くの如き巨大な事業は、國家政府の堪ゆるところでない」と云ふのであるが、併しムツンリーニ法に依つて支辨せらるゝ資金の大部分は既に着手せられて、今後に完成せらるべき事業に對して大なる刺戟を與へるのであつて、土地改良に依つて、日々の生活を送る人々に取つては、その規模の大なる程いゝのであつて、彼等は尙ほその不足を感ずるのである。

イタリーの大部分、殊に南部及び島嶼地方に於て、國民は過去の世記から多くの遺産を繼承してゐるのであるが、その土地の制度と、組織とは、甚だ幼稚不完全なものであつて、健全なる文明的農村生活を送るに極めて不適當のものと云はざるを得ない。

全體的土地改良案は、經濟問題と云ふよりは寧ろ文明問題と稱すべきものである。若しこれを疑ふものあらば、その人は、自から未だ改良せられない土地に居住するものゝ生活状態と、既に改良を遂げた、エミリア、ヴェネチア及びアペナニン等の地方の生活状態とを比較すれば、直ちに、これを理解することが出来るであらう」と。

資本主義社會の人々は、全體的土地改良の事業をば、單に利益に對する費用の割合の見地から見やうとするのであるが、ファシストの社會は單に事業の速度と最善を決せんがために、その點を思考するの必要を感ずるのみである。ファシスト社會は國民生活を全體として考ふるが故に、政治、道

徳の問題をば、經濟問題と分離して考ふることを敢てしない。故に國家の生命と、精神の根元に觸るゝ全體的土地改良の問題をば、單に貸借對照表に於ける貸方借方としてのみ考ふることをしない。若し過去の世代が資本主義の意味に於ける利益損失の觀念にのみ驅られて國家事業を經營したときには、現在多數の人口を有する大都市や、豐饒の農村は、何時までも、マラリアの巢窟として存在したであらう。

故に現在の國民は、後世子孫が、肉體的にも、精神的にも、よりよい生活を送り、國家をして益々隆昌ならしむるがために、遠大の見地に立つて國家的事業を經營すべきものなりと信ずる。

イタリー民族は、久しい以前から半島の各地方に散居し、政治的に分離し、又、地理的には、高山峻嶺や、マラリアの巢窟なる沼澤に依つて隔離せられ、剩さへ、交通機關の便を缺くが故に、孤立無援の境遇にあつたのであるが、今や種々の人種的努力に依つて、國民的精神は勃興し、青春の活氣は、國內に充ち溢れてゐる。斯くの如き國民に取つては、如何なる事業も不可能と云ふことなく、如何なる犠牲も重きに過ぎると云ふことはない。斯くて彼等は今日までに失はれたる歳月を恢復すべく、勇猛なる決心をなした。マラリアの呪詛と、貧困と、元氣沮喪の恥辱を一掃すべく、色慾を恣まにして、生産を制限し、人種的自殺を敢てした、過去の習慣を斷然改革せんと決心した。ファツシストのイタリーはこの國を以て、發育、活氣横溢の場所となさんとするのである。墳墓を少くして、搖籃を増し、

耕地と、小麥と、パンと、これを食ふ人口の増加せん事を希望するのである。

斯やうな、主義と、精神と、決心の下に、曾ては一面の沙漠を以て掩はれた、リビアの地は灌漑せられて、肥沃の耕地と化し、母國の凡ゆる低地は、疏水工事に依つて乾燥した健康地となり、裸體を露出した山坡は、美しい樹木の衣服を以て被はれ、國境内に於て新たに、幾多の地方が附け加へらるゝことゝなつた。久しく委棄せられて、荒廢するまゝに任かせられた、リットリアの地に改良工事が施工せられ、その祝典を舉行するに當つて、ムツソリーニは叫んで曰く、「これがファツシスト・イタリーが闘はんとする戦争であつて、即ち國民のために、新領土を獲得せんとする方法なのである。」

## 第十章 勞働政策

### 第一節 國家至上主義と勞働政策

フアツシヨ主義はどこまでも國家至上主義である。

學者の卓上の空虚なる抽象論は、どんな理窟を捏ね出すかも知れないが、一度、吾人がその卓を去つて、生ける實在、刻々に吾人の四周に展開し行く現實に直面すると、個人の生活の難易が國家の衰頽興隆と共に決定されゆくことは、否定すべからざる事實である。世界の列強が國家を單位として、武器の戰爭よりも、遙かに峻烈深刻な平和戰を交へつゝある今日に於て……各國民はそれ〴〵結束の如何に依つて、その全國民の生活が支配せらるゝ今日に於て……國家を無視した純粹な學理の結論たる個人主義の立脚點から國家興亡を度外視して、各階級、各職業に屬するものが、自己の利權の獲得にのみ汲々として、それがために國民の結束が破壊され、互に抗爭紛擾をもこととするに至つたら、その國民は、他の國民との競争に慘敗して、愈々生活難を痛酷ならしめるに過ぎぬ結果となる。世界に國家の別あり、人種の別あり、言語の別あり、歴史傳統の別ある以上、抽象的な學理の推

論は如何なる結論に達しようとも、吾人の生活は、どこまでも國家と結びつけられてゐる。

この點が他の國に於ける勞働政策と伊太利のそれとが趣を異にする點である。即ち勞働者又は資本家のそれ〴〵の組合が、他の國に於ける如く、その組合に加入してゐる者の利權の擁護、主張のみのために存在するものでなく、先づ何よりも「國家の繁榮利福のために」と云ふのが第一目的である。「他の階級、他の職業、全國民の利害……などはどうならうと、自分等の利得にさへなればよい」と、十を得たら百、百を得て千と貧婪飽くことを知らない個人主義、利己主義一點張の資本家、勞働者の剛慾満足機關としての組合ではない。

一の國家は武器の戰爭に依つて、外敵に亡されることは現代に於てないとも云ひ得られる。殆ど全世界を相手として戦つた獨塊が、さしにも惡戰苦闘しても休戰を申込んで頭を下げると、國は亡びずに遺る。列強の間の勢力均等（バランス・オブ・パワー）の牽制が嚴重な今日、最早やアレキサンダー大帝やシーザー時代のやうな國家絶滅の戰爭はない。

これに反して、國家百年の憂ひは國內に在る。國家は、國民自らの覺悟に依つて興隆もし、衰滅もする。その國家衰滅の禍根は、上下の貧富の懸隔と、都市と地方との繁榮衰頽の差とが深刻となつてから生ずるのである。一部の資本家富豪が剛慾にして自己の富を積み、放恣逸樂に耽ることのみを欲求し、幾百千萬の細民をして窮乏の飢に餌えしめても平然たる秋に國は亂れる。人が都會にのみ集注



して、都市は人口過剰、就職難、失業苦が日に日に酷烈となるのに、一方に於て地方は疲弊し盡して田園は悉く荒蕪に歸する秋に國は亂れる。

フアツシヨ政府の勞働政策は、縦にこの上下の貧富の懸隔を緩和し、横に都會と地方との力の差を除去しようとするにある。今まづ第二の問題に就て略述する。

ムツソリーニは驚異すべき徹底した農本主義の國體を樹立した。それは地方の充實を期成せんがために外ならない。兎に角都會にさへ飛び出せば、夕刊を賣つても博士にもなり、女中をしてゐても何々キネマのスターになれるやうに考へて、地方の青年男女が着實なる勤勞を忌み、祖先の田園を棄て、無暗に都會に駆け出すことを抑制するため斷乎たる都會集注防止の制度が設けられたのもこのためである。

一も二もなく生徒の顔さへ見れば、上の學校へ行くことを勧めて、八公熊公、田吾作奎兵衛の子供にまで悉く「中學校へ行け、大學へ入れ」と煽て上げて、學校の價値は、上級學校への入學生の多少で決するまでに人の子の虚榮心を煽動し、そのため青年子女を、汗を流して堅實な勤勞に就くことを、屈辱であるかの如く思惟するに至らしめた教育者の不心得を矯めて、「全國民からの數から推すと、學者となり役人となる者は、百人の中の一人で足りる。後の九十九人は、勤勞の光榮を自覺した着實勤勉な勞働者とならなければならない。教育家の任務は適當なるその一人を見出して、充分にその力を延

ばし、九十九人をそれ〴〵適切なる勤勞の途に就かしめるに在る。」と説いて、所謂教育の實用化を實現したのも眞にこのためである。

人口の稀薄な南伊及びシリヤとサルデーニヤ兩島の諸方の開墾地に、理想的な農村を創設して、人口稠密に失する北伊の地方から大規模の内地移民を實行して、政府がこれに、凡ゆる保護と便宜とを與へるのも實にそのために他ならない。

更に貧富の懸隔を緩和すべき法策として、フアツシヨ政府が採つた處置を略述しよう。

まづ第一に、從來世界各國に於ける通弊は、富豪が資財の外に、社會上、政治上に幾多の特殊の權力を與へられてゐることにある。フアツシヨ政府がこれに對する矯正策は、赤露のその如く破壊的、暴壓的な手段に依つて勞働者のみを認めるのとは、根本精神に於て異つてゐる。伊國は資本と勞働と、何れもその存在と必要とを認める。但し兩者は政治に、社會に、飽くまで均等の權利と義務とを有し、何れも何等の特權を與へない。若し、一つの勞働問題があつて、その討議に五名の資本家代表が参加する時には、勞働者代表も五名だけ加はる。勞働者代表八十名の出席する會議には、資本家代表も八十名出席する。若し一つの職業の資本家團體から百圓を出すべき義務があると、その職業の勞働者團體からも百圓を出さなければならぬ。凡ての權利と義務に於て平等である。

若しこの公平にして當然なる勞資間の權利義務の均等を實際上に認め得ないで、資本家のみの特權

を與へねばならないやうに腐れ縁を資本家との間に持つてゐる政黨内閣、總選舉費を出してくる資本家の前には低頭平身して頭を上げ得ない政黨内閣を有する國家に於て、政府や議會が勞働問題を云々して、これを解決しようとして試みても、それは到底不可能なことだ。柄にもない人笑はせの茶番に過ぎない。小理窟を捏ね出して一時無智淺見なる徒輩をごまかす小人の智慧に過ぎない。勞働問題をして愈々深刻の度を加へしめるに過ぎない。彼等に公平無私な解決の出来る筈はない。

根本的な解決には、根本的に徹底した頭腦と覺悟とを要する。

### 第二節 物質的よりも精神的

ファッショ政府の勞働政策に、一大特長と見らるべきものは、その極めて精神的なることである。

從來の勞働問題が、經濟學者、社會學者の理論を根柢として、如何なる場合にも必ず物質問題、金錢問題の限界に於てのみ攻究され、討議され、解決されてゐた。而して、勞働者の精神的方面は全然閑却されてゐた。

ファッショ主義は勞働者の精神的方面に根本的な解決點を見出すべきものであると主張する。勞働者の精神的向上が第一要件である。若しこの方面を無視し又閑却して、パンの問題のみで、今日の勞働問題を解決しようとすることは、淺薄な一時凌ぎの愚劣な策である。自己の物質慾、政治慾のため

に、自己の營業として、絶えず勞働者を不平狂暴の利己主義に驅る煽動者、驅らずにをられない勞働ブローカーが存在し、そのために勞働者が單に自己の利害のみ眼中に置き、十を得たら百、百を得たら千と貪婪なること肉に餓えた狼の如くなり果てたら、これに十を投じて、一時その餓を忘れるだけで、忽ち、又始めのそれより以上に狂暴な態度で百を求める。これに百を與へたら、更に一時は静まつても、忽ち、又千を求める。

今日の勞働問題をパンと金錢とのみで解決し得るやうに考へることは、餘りに、歐米の醜惡な物質文明にかぶれた淺はかな量見だ。

勞働者の徳操、智識、趣味が向上し、健康が増進して、職工が職工長となり、技師となり、工場長となり得べき途を開いてやる方が、趣味の下劣な、無智狂暴な勞働者の不幸を救ふべき根本の途ではないか。その精神的な健實な向上の途を與へずに、徒らに金錢のみを與へても、それは却つてますます彼等を墮落せしめ、愈々、彼等を不幸ならしめる結果を造り出すに過ぎない。

勞働と資本と、それは製産のための二つの根本である。勞資の融合に依つて製産の繁榮がある。それは宛然男女の和合に依つて子孫の繁榮があると同一である。勞資は相戦ひ、相憎むべきものではない。どこかで勞資の衝突があつたからとて、それは悼まじき例外である。病的の現象である。それを以て直ちに時と所との如何を論せず、勞資は必ず相反目し、相戦はねばならない義務があるかの如

くに結論するのは、餘りに輕率であり、且つ又暴論であり、然り愚論である。勞資の融和協力を破壊しようとする空想である。従つて製産を阻止しようとする惡論である。勞働と資本とが、何れも社會の利害、國運の極枯などを全然眼中に置かないで、己れだけの都合さへよければ……との勝手千萬な利己主義一點張りの打算から割出した暴論である。

人間が社會の共同生活の一部を成してゐる以上、換言すれば原始未開の人類の如く、野獸の如き孤獨の生活をなさざる限り、吾人は社會公衆に對する義務がある。世界に生存する人類が、皆國家を單位として動き、各自が自己の屬する國家と運命を共にしてゐる以上、吾人は國家を否定することは出来ない。又全國民の福祉安寧を監視する國家が、これを許すべきでもないことは勿論である。

ファッショ主義は飽くまで勞資の協調融和を主張する。國家の興隆のために、社會の福祉のために、製産の繁榮のために、それは勿論當然の主張だ。ファッショ主義は「勞働と資本とは夫婦の如く一致和合すべきものなり」との信念を全國民（勞働者にも資本家にも）に感得せしめた。勞働と資本とは争闘せねばならない義務があるかの如き觀念を、國民の腦裡から一掃した。

私慾を棄て、資本家が勞働者の精神的肉體的向上發達の途を講ずることは、實に資本家自身の利益である。勤勉着實、自覺ある勞働者が製産の繁榮のために勤勞することは、これこそ勞働者自身の利益である。暴動と破壊とに依つて一時は一片のパンにありつき得ようともそれは、聽て社會の不安、

財界の不況、延いては己れ自身の生活難をして、益々深刻ならしめるに外ならない。

誰にも理解の出来る、こんなに「簡にして大なること日輪の如き」正道を、世界何れの國でも、全國民に信服せしめ又實行せしむることは、政府として當然の義務であるが、併し利益のみを擁護してその向上的政策の確立せず勞働者の目前の物質慾を無限に許しその歡心を與へんとする、勞働者指導の謬見は充分に研究すべき問題であらう。

ファッショ主義の伊太利では、勞働者に金錢を與へるよりも、寧ろ金錢を與へずとも生活の安定のできる方法を設けることに力を注ぐ。それは前にも説いた如く、政府が勞働者の精神的方面の向上を考慮せずに、目前の物質的満足を與へるのみでは、必らず勞働者を墮落せしめる計りであるからだ。失業、勞働傷害、癡疾老衰、母性、結核、疾病等に對し、勞働者のために各種の強制社會保險が實施されてゐるのも、そのためである。理想的な勞働者住宅が夥しく各地に建設されるのもそのためである。世界無比の「勞働の後」と稱する大組織に依つて、勞働者自ら己れの德育、智育、情育、體育に従事し、清らかなる娛樂と實益ある教育とを受け、同時に日用品の購入、興行物の觀覽、汽車汽船の旅行に多大の恩典を受ける制度を設けたのも實にこのためである。

ファッショ政府が勞働政策に適用したる主要なる制度を略述しておこう。

先づ第一は勞働憲章（カルタ・デル・ラボロ）である。これ實にファッショ主義が勞働問題のた

めに採用する、凡ての施設制度の大綱を列挙した根本的の大方針である。

第二には労働組合法である。この法律に依つて世界無比の労働組合の國家を實現し得た、この法律は大きく見ると、三つの主要な大きな項目から成つてゐる。即ち(一)労働組合に關する規程、(二)團體契約に關する規程、(三)労働裁判及び破壊的な同盟罷業、工場閉鎖の禁止とがこれである。

第三は、失業者に對し就職の世話をするを、全く政府が擔任する就職斡旋局(ウフイツチヨ・デイ・コルロカメント)の制度である。

第四は各種の強制社會保險の制度である。

第五は驚異すべき「労働の後」の大組織である。

第六は労働者住宅に關する制度である。

以下略章に就て著者は右に述べた各項の概説を擧げ、更にその制度の法規を譯註して、これにその實際成績の統計を附して説明しやう。

### 第三節 農業制度と労働銀行

「土地改良全國信用聯合」(Consorzio Nazionale per il Credito Agrario di Miglioramento) も、又ファツシヨ政策の一つである。これは一九二七年七月二十九日の法律に依つて始められたが、その細則の

決定したのは一九二八年四月である。

この制度の目的とするところは土地耕作及び改良を助長することであつて、その目的のためにこの信用組合に一定の特権と保障とを與へてゐる。即ちこの聯合は資本金は二億七千萬リラでしかないがその資本金の十倍に當る社債の發行をすることが許されてゐる。

この制度の目的はファツシヨの労働政策と密接な關係をもつてゐることに意味がある。ファツシヨの「全國開墾」のことに就ては既に、吾人の知るところであるが、その移民の防止と内地移民の奨励、新しい「田舎中心」の建設のことに就ても、この聯合はファツシヨの、その大目的を達するための一手段である。

この聯合が一九二八—三〇年の二年間に貸付をした金額は左表の通りである。

	北	中	南
建 物	七五、六六七、〇〇〇 <sup>リラ</sup>	九、一七七、〇〇〇 <sup>リラ</sup>	四〇、六七三、〇〇〇 <sup>リラ</sup>
土 地 改 良	二二、九〇一、〇〇〇	三三、四一〇、五〇〇	一六、八五三、〇四二
道 路	七、七七八、五〇〇	一〇、六四八、五〇〇	九、三八一、〇〇〇
灌 溉 及 電 氣 灌 溉	六九、八八八、五〇〇	一五、五二二、〇〇〇	二二、四〇五、五七五
穀 物	二一、四四八、〇〇〇	一九、三八四、〇〇〇	二一、五八九、〇〇〇

農業信用コンソルチウムと共に、吾人の注意に、價ひするものは、勞働章憲の下に、建てられてゐる國民勞働銀行 (Banca Nazionale del Lavoro) の設立である。この銀行の資本金は一億六千萬リラであり、預金は三億リラを超えてゐるが、この銀行の性質は次のやうな貸付に依つてよくこれを知ることができよう。即ち一九二九年十二月三十一日までのクレジットは三一六、八一七、一四七リラであるが、その中、八七、四〇〇、〇〇〇リラ即ち二割八分は農業共同組合、土地開墾組合、共有財産、農夫に、二九、八〇〇、〇〇〇リラ即ち二割は公共自治團體へ、一三一、八〇〇、〇〇〇リラ即ち四割一分は國民的利益に關係ある生産に従事する會社個人へ、一四、八〇〇、〇〇〇リラは消費組合に貸付けてゐるからである。

## 第十一章 人口政策

### 第一節 ムツソリーニの抱負

伊太利は、植民問題の最も入釜しいヨーロッパ中の一國である。

毎年同國から移出民の大洪水が、ヨーロッパ及び、その他の海外諸國に向けて流出する。

伊太利の人口増加は、毎年約五十萬で、その過剰人口は本國では維持することは困難とされてゐる。

伊太利移出民は二つに分類される。第一は、所謂季節勞働者と呼ばれるもので、彼等は一年の内數ヶ月間、國外で一時的の仕事に従事するために移住し、その他の時は本國に在留するものである。

第二の種類は、始めからの考へ又は後に心境の變化を來したことに依り、實際的に國外に滞在するものである。

特に伊太利南部に於ては、數年間國外に在留しその間蓄積した財産を以て、歸國後小財産家となつて納つてゐる多くの移出民がある。

斯やうな、移出民の中には、本國歸國後その蓄財を失ひ、再び移出する者もある。或る場合には斯

ることを數回繰り返す者も澤山ある。

歸還移民を差引ても尙ほ伊太利移出民は、最近二、三十萬に達してゐる。その過剰人口に對し、餘裕ある土地を政府に依つて見付けることは大きな困難となつて來る。

北米合衆國に移住する伊太利移民の制限は、一九二二年——二三年の出移民四萬二千八百四十五人を、一九二四年——二五年の二千二百四十八人に減少せしめ、同時にその他の諸國は伊太利の無限移出民の制限或は取締を設けた。

人口の増加は伊太利に於ては常に急激である。

ムツソリーニは *Svenska Dagbladet* との會見に於て、産兒制限をマルサスの誤解として見做すと云ふことを力説した。

彼はミラン大政治演説で、人口問題に關し大いに力説したが、その時次の様なことを語つた。

即ち………

伊太利の人口は多過ぎる。

併し、私はそれを喜ぶ。

私は産兒制限は決して獎勵しない。

他の諸國が衰微に陥つた事實は、吾々の盛な人口増加に就て誇を感せしむる。

四千萬の住民を持つこの小さな半島で、吾々の出生死亡超過數は四十四萬人に達してゐる。

この數字は吾々の直面する問題を提示する。

吾々の人口増加に對しては三つの流出口がある。

第一は、吾々自身を自發的無益に使用することであるが（産兒制限の制度）それに對しては伊太利人は餘りに賢明であり過ぎる。

第二は、對外交渉の圓滑を劃ること。

第三は、吾々の過剰人口を適宜の地に移民することである。

人口問題に對してはムツソリーニは、斯やうな、見解を持つてゐるので、伊太利産業の爲に新市場を獲得し、國外又は國內に開拓に必要な土地を見付けることは彼の試練である。

國內移民に就てムツソリーニの語るところに依れば、伊太利には、實に、人口の減少と一般衰微、マラリア又はその他の病氣のため放擲して顧られざる多くの地方が在ると考へてゐる。

サルデニヤ、シシリヤの或る地方及カラブリアはそれに屬する。

併し、これ等地方の開拓可能性は非常に制限されてゐる。

若し、伊太利が他國よりも低廉に生産出來る工業の創設に必要な天與の物資を持つてゐたなら、移出民の必要なくしてその過剰人口を消化し得るかも知れない。

併し、伊太利はこれ等の利益を持つてゐない。

## 第二節 工業資源と人口問題の關係

伊太利は確に低廉な熟練労働は持つてゐるが、その他の要素、特にその本國又は植民地内に近代物質文明に必要な重要原料品の供給を缺いてゐる。

近代物質文明の缺く可らざる原料品とは、石炭、石油、鑛物及び護謨である。

最初の三つは總ての基礎である。而してこれ等の最も豊富な又最も容易に開發された資源が減少するに従ひ、文明の主要中心地と密接な關係のある現代世界經濟に、故障及び變化が起つて來るだらう。現在、鑛物及び最も重要な原料品を支配してゐる國は、北米と英國とである。而もそれ等は何れもアングロサクソン民族である。

英國は護謨に於て優れ、北米は石炭と鐵に於て英國及び獨逸を第二位に置いてゐる。

石油に關しては、北米は英國に優れてゐる。

銅及び鉛に關しても順位は同様である。亞鉛及び石油では米國は同じく第一位で英國は第二位に置かれてゐる。

併し、一方、全植民地を總括して英國は世界第一の金産出國であるが、伊太利には斯やうな、資源

は、全く缺乏してゐる。

伊太利には少量の鐵鑛があるが石炭は全然ない。

伊太利に依つて所有せられた唯一の原料品と云へば、黃硫でそれは可成の額に達してゐる。それ故に伊太利の工業は或る程度を越へては發達し得ない。

工業の發達に依つて伊太利將來の經濟確立を計ることは不可能である。それは、工業はその必要な天與の物資を缺いでは長い間發達を續けることが困難であるからである。

伊太利人口問題の解決方は伊太利領土内又は外國領土内の如何を問はず移出民に頼るより外に方法はない。

ヴルサイユの平和條約は從來の國境問題に就て確に伊太利人の熱烈な希望を満足せしめただけれども、伊太利の死活問題、即ち如何にして、過剰人口を處理するかに就ては何等の解決も與へてくれなかつた。

同時に伊太利移出民に取つては、尙ほ海外諸國、殊に北米入移民制限があるために困難が残されてゐるのである。

それ故に、ムツソリーニは本問題解決の方法として、次の三つの問題に眼を向けざるを得ないことになつてゐる。

即ち、一は伊太利に依り保存される植民地の發達、第二は、新植民地の獲得、三は、外國に對し伊太利移出民を容易ならしめることこれである。

右に就きムツソリーニは外交的手腕に依り、時には比較的有利な結果を收めたこともある。

例へば東アフリカのフバ河を巡る土地を英國から獲得し、これに依て將來ソマリランドの荒蕪海岸の開發を可能ならしめたことである。

次にはフブラの地をエジプトから轄讓せしめた。併し、同地は經濟的には、大して重要なものではなく、唯軍事上から見た時に於てのみ價值がある。

更に、後のことであるが、ムツソリーニは遂に最近、西部アビシニヤが完全に伊太利の權益範圍として認められると云ふ確證を得ることに成功した。

一方、東部地中海に於ては彼れの政策は大して成功を收めなかつた。

伊太利は大戦後亞細亞ミノルの一部に要求を提出したが、それは拒絶された。併し、多數の伊太利移住者は同地及び東部地中海所在の他國に活躍の天地を見付けた。

現在に於てはエジプト、バレスティン及びシリアの、伊太利移住者の一團が此處に居住してゐる。而して伊太利がフランスの經費を以てこれ等の地方にその努力を増さんとしてゐるやうに思はれる。

併し現在迄のところでは、伊太利の商船が地中海東部諸港で新市場を獲得したと云ふ有利な例外を

除いては、他に見らるべきものは何も無い。

地中海の北部アフリカ海岸のシレナイカ及トリポリの伊太利植民地を考へると、今日までのところでは植民者の大量消化は可能と思はれない。

佛蘭西のトゥロウズ州に昨年二十萬の伊太利人が移住したが、それは一時的に伊太利移民問題に有效であつたに過ぎない。シレナイカ及トリポリ等の北部アフリカ植民地は非常に違つた特性を持つてゐる。

トリポリは廣大の面積を持つてゐるが、大部はサハラ沙漠に埋れてゐる。而して四つの異なる地方からなつて居る。

即ち、第一には海岸地帯で、これは地中海的氣候と豊富な植物を持つもので、カタナ、デ、スメラルド又はエメラルド地帯と呼ばれて居る。

その次には山地に達するデイヘハラ地帯が續き、此處はオリヅの栽培に適してゐる。この地方には古代の大きな廢墟がある、その中にラエプティス、マグナの町が現在發掘されてゐる。

更に次にはドウヘベブと呼ぶ山嶽地帯があり、此處もオリヅの栽培に適してゐる。

最後にハコダが續いてゐる、これは岩石多く荒蕪の儘捨て顧られないところがあるが、それでもサハラに出る迄は、オアシスの群島から成るフェザンと呼ばれる、一帯の地域に圍まれてゐる。トリボ



リの住民は、現在アラビヤ人、バーバー人及トアレグ人から成り、全部で五十萬人居住してゐる。今日迄のところ、唯約三十萬の伊太利植民者が此處に植民したのみであるが、植民に適する肥沃な土地七萬ヘクターである。

シレナイカは更に原始的の國で、約二十萬のアラビヤ人がゐるが、その大部分は遊牧的生活を營んでゐる。

氣候は良く、雨量は充分である。

この國は突出せる半島上に在る山嶽地帯から主として成つてゐる。

海岸地帯の如き高原の氣候は、ヨーロッパ人に適してゐる。併し乍ら、伊太利は土着人の取扱には大なる困難を感じる。

トリボリのアラビヤ人は、現在武力の下に屈服されてゐる。

ムツソリーニ最近の同地訪問は、この事實を裏書するものである。

一方シレナイカに於ては、一般状態は今尙不安定の有様で、開拓は初期時代を脱しない。

トリボリは三十萬の植民者を吸収する可能性がある。

而して、遠い將來に於ては、五十萬に増加することが出来るであらう。

アフリカの東岸に沿ふ植民地、ビズ、エリトレア、ソマリランド及びフブランドは、現在は白人に

關する限り、資本的植民に適してをり、例へ、彼等が仕事をするとしても僅かに手先仕事をなす位に過ぎない状態である。

最近、植民問題の紛擾を招いた原因は、一八八一年、佛蘭西がチュニスを占領した時に北部アフリカ海岸地帯の重要部分を伊太利から奪ひ、遂に伊太利の熱烈な自覺心を呼び起したことにある。

このことを不正として考へないやうな單純な政治的觀方をする伊太利人は餘りゐない。

この地方に眼を向ける者は、決してムツソリーニや、ファシストのみでない。カトリック教會の指導者として前にはムツソリーニの厄介な反對者であつたシシリアの牧師、ストルン卿さへ、同様の言葉を表し、チュニスが伊太利の植民地とならざることを非常に残念に思つた。

ストルン卿さへ、この問題に就ては、政敵たる、彼のムツソリーニの意見に、略ぼ同様の計畫をも發表したのは、何を物語るのであらうか？

ストルン卿は、ムツソリーニと同様、伊太利特に南部伊太利の人口流出口を地中海沿岸地方に要求してゐる。

### 第三節 植民問題の現状

伊太利主權の下に置かれ又は伊太利資本を以て伊太利植民者に依つて開拓され得る土地が大きくな

ればなる程、確に伊太利人口問題解決には有利となるであらう。ファシスト機關紙に、最近のファシスト政策上の特色に就て述べてある通り、伊太利は、ヨーロッパの他の如何なる國よりも遙かに多くの人口と移出民を以てゐるから、伊太利から植民地の所有を奪ふことはできない。ルイヂビリヤリ氏は次のやうに書いてゐる。

——伊太利は優良植民地の殆んど全部が他の強國に併合せられてしまつたときに、始めて強國として出發し得る。

併し、世界には資源開發に人口を要する處女地が未だ澤山ある。自國の住民を以ては植民地を開拓利用し得ない國、又はその植民地に移住す可き過剩人口を持たざる國、又は伊太利の移民に依つて僅に開拓せられ得る多くの植民地がある。何故に、これ等の土地の或部分が伊太利に委譲されないのであるか。

彼は更に語を續けて云ふ。

——誰も、この植民地又は他國に抗して戦争しようと思ふものはゐない。

併し、伊太利の植民的膨脹に對し、或る満足が與へられないならば、國際不和の原因は殘されるだらう。と！

植民問題の公平なる處理は、只だ單に伊太利のみに利益があるのではない。

世界の人口が加はれば加はる程、各大陸内未開地の開拓、利用及食糧、纖維植物、礦物が必要となつてくる。

現在の伊太利國民性から云へば、國籍を失ひ、母國を忘れるやうな伊太利勞働移民を外國へ出すことは充分とは云はれない。

従て、他の解決方が必要である。

それは、確に研究發見されるであらう。

その理由は、伊太利の正當なる要求が強國間に認められるまで、同國は待つことができるからであらう。

チュニス、アルゼリヤ及びモロッコ等の、自國植民地を持つ佛蘭西には、斯やうな政策は、適合しない。その理由は、伊太利植民政策とは利害の衝突を招く恐れが常にあるからである。

併し、現在に於ては、危険は起るやうには見えない。宛もアビシニア問題が解決せられたやうに見える。一九二五年のラバロに於ける會見に於て、チェンバレーンとムツソリーニの間に、或る協定ができた。それに依れば、英國はマサナからアデスアベバに到る鐵道建設に對し、反對しないことを宣言した。アビシニアを直通するこの鐵道は、エリトリアを伊太利領ソマリランドと連絡する筈である。同時に、西部アビシニアの全部は伊太利權益範圍とされた。

伊太利の要求に強硬に反対してゐたフランスも、結局讓歩するの止むなきに至つた。多分、伊太利は現在も兎も角として佛蘭西の北部アフリカ植民地を威嚇するために事業を開始しなければならなかつたのであらう。

この協定がどれだけの範圍に亘り、將來に對する實際保證として役立つかは別個の問題に屬する。ムツソリーニは如何にして過剰人口を維持することができるかに就き、多大の努力を傾倒した。而して又伊太利國家は常に本問題の解決を企てゝゐる。

彼は、最初に、國內に於て仕事を獲得するために、國家産業擴張に注意を向けた。これと同時に、伊太利商品のために、海外新市場獲得を考へた。

ムツソリーニはこの種の問題を研究するために外國貿易國民協會を設置した。

併し、他のところで、既に記述した通り、伊太利は凡ゆる點に於て指導産業國としての、本質的資源を欠いてゐるから、同國の産業は一定限度以上には進むことはできなう。

茲に於て、移出民問題は、それを考へるに當つては、尙ほ更に緊急なものとなる。

ムツソリーニは本問題に關し、一九二一年船會社銀行及びその他の關係に依り出資された有限責任會社の形で、海外植民事業協會を設立した。

その上に移出民總務から統裁された所謂移出移民委員が置かれた。

これは、内外にその手腕と努力を謳はれたミチエリス教授に依つて大使在職中に繼承されたものである。

北米合衆國の勞働及移民大臣は、伊太利移出民委員に關し意見を發表して次の如く述べてゐる。

「若し、凡ての國が伊太利の如く努力せる移出民委員を持つてゐたなら、北米入國移民を取締る可き法律規則の必要を見ないであらう。」

伊太利がヨーロッパの他の如何なる國からも直劍に、特に移出民及植民問題を政府事業として實際に考究してゐることは疑ひのないことである。

斯くして、本問題指導研究に關する特別及専門諸施設が、移出民のために設けられ、全國に於けるその數は一九二六年に二八八に達した。

この種施設の目的とするところは、色々の天職、特に各種勞働者の能力を考へて、有力な移出民教育を施すことである。

その方法は實際的經驗から得た知識を移出民に授けるやうに特に考案せられた。

この方法は合理的に企てられてをり、移出民が如何なるときも、進路を開拓することができるやうに、普通自在式に考案されてをり、尙ほ如何なる特殊の場所に於ても外國勞働市場の勞働に應じて課目を變ずるやうに企てられて居る。

これ等の純然たる學術研究方面は、移出民總務に直屬してゐる。理由は移民に關する學術的研究は、總務の監督下に在るところの特種職業教育の一部分であるからである。

#### 第四節 國際勞働局と移民問題

現在、國際移民問題に關し、ローマ政府とゼネヴァ國際聯盟勞働局間に論争がある。

それは、ローマ側は、これ等の重大な國際移出民問題に於て指導的地位を得んとし、一方ゼネヴァ側は本問題は國際勞働局及其の下位にある移出民委員會に屬するものと考へてゐるからである。

ゼネヴァ側が實際的方法に入ることを躊躇したときに、ムツソリーニは一九二四年五月入移民及び移出民問題に關しローマで國際會議を急に開くことにした。

これには文明國の殆んど全部が出席した。スエーデンからも又、政府の代表者が出席した。本會議は移出民問題に於ける法律上の定議を統一することに關する多くの解決案を通過し、外國に於ける移民待遇上の劃一を計るやうな、或る希望條件を提出した。

併し乍ら、本會議は又それ以上の目的を持つものである。

伊太利首府を各種重要國際研究問題の中心地となすムツソリーニの計劃通り國際農業協會が既にローマを永久所在都市としたやうに、移出民問題に於ても亦國際協會をローマに設立することを考へた。

前記ミチエリス教授に依り統轄された移出民會議は、ゼネヴァの國際勞働局に惡感情を與へた。

國際勞働局は何等重要問題に手を着けなかつたが、移出民委員會を補助的に組織したところのものである。

結局國際勞働局は伊太利の移出民會議出現に依つて好ましからざる競争者を發見したのである。

併し乍ら、伊太利は北米がローマに於ては公然と代表せられてゐるにも拘はらず國際聯盟の一員でなく、從てその社會政策上の問題に正式に代表せられてをらず、當然國際勞働局の例年總會に公式に参加せられないと云ふ事實に於てトランプを弄んだことになる。ムツソリーニの計劃に依る、國際移出民協會が實現化するか何うかは尙ほ確定しない。而して最近ゼネヴァとローマ間の反目は幾らか軟げられたと報せられてゐる。

一九二七年のハヴァナ會議に對するローマ會議の延期提案の結果は、ハヴァナ會議を一九二八年に延期せしめた。

現在伊太利は、二つの運河に依つて移民の流出を指導せんとしてゐる。

第一の運河は、自國の植民地に導くものであるが、茲に於て、生活を得る出移民の數は、尙ほ少數で、多分伊太利が、適當な領土を得ない限り、多くの數を増すことは出來ないだらう。

第二の運河は、戰前の如く大海を超へた海外諸國に對するもので、特に北米及び南米である。

北米合衆國は現在移出民に對し嚴重な制限を附與したので、伊太利人はその視點をアルゼンチン及びブラジルに向けた。既に、メキシコに送られたやうに、大規模移出民がラテンアメリカ諸國に、向けられた。尤も、今日までのところでは伊太利はこの方面では何等顯著な組織的出移民の流出を持つことはできなかつた。

アルゼンチンに對しては、移出民の數は可成の數に達してゐる。

一九二三年の概算は、九萬二千人で一九二四年には七萬三千人である。

併し、アルゼンチンに對する伊太利移出民を以ても、人口問題解決には尙ほ充分な割合ではない。

尤も、時にはアルゼンチン及びその他のラテンアメリカ諸國にて、可成大規模の伊太利移出民の實例を見たことはある。

例へば、一九二六年、四月十六日のラブラタ月報にネグロ河の伊太利、アルゼンチン拓植會社の記事があつた如くである。

同會社は、一九二四年に設立せられたもので、一九二五年の記録は成功の端緒に着いたと報じてゐるのである。

その組織は、主としてブエノスアイレスに在る伊太利商業會議所に依つて設けられた。尤も、同會議所は公式の活動はしなかつたものである。

本會社は百四十萬弗の資本を以て一九二四年十月に事業を開始した。その資本の大部分は、ネグロ河谷の五千ヘクターの土地購入に投せられた。

同年前半を通じ、同會社は千三百ヘクターを開拓し、それは五乃至十又は、十五ヘクターに區劃されたのである。

これ等の各區劃地は整地の上住宅が準備された。

本會社はこの第一開墾地にアルゼンチン既住伊太利人に優先權を與へた。

次に開拓さるべき千二百ヘクターの土地は現在分轄中である。

この區劃地は伊太利本國からの移住民希望家族で分讓するもので、本家族は、同地所有の代理人に依つて選擇される。

今迄のところ、約一千名が會社の所有地に決定的に入植した。又學校、病院、教會、圖書館、運動クラブも建設せられつゝある。

伊太利勞働者を維持するため、ムツソリーニの發議に依り、ローマ銀行は前記會社に對し、五百萬リラのクレヂットを許すことを約した。

この約束は大きなものではないが、將來、斯やうな植民的活動の模範となるものである。前計畫よりも大規模の植民計劃が現在、伊伯間に計劃されてをり、それに就ては植民に關する兩國の意見は一

致するものと云はれてゐる。

本計劃に於て興味ある點は、その資本がアメリカの銀行家に依つて出資されることである。アメリカ資本家が本事業の如く、ヨーロッパ諸國の植民事業に興味を持つと云ふことは始めてのことである。若し、この計劃が實現するならば、その成功及將來この種クレヂットの盛に起ることは最も望まじきことである。

アメリカ人がヨーロッパの銀行預金、公債又は産業株購入の形式に於て、既に投せられ又は投せられんとする資本の多くが、世界産業發達上新市場開拓に効果ある海外事業に投下されるならば、尙ほ更に効果が大となるのであらう。

### 第五節 ブラジル移民問題

再び前記伊太利ブラジル事業計劃に歸るが、それに就ては次のことが考へられるであらう。

即ち、ブラジルは三箇年間の土地無税を許し、伊太利は必要な植民者を送り、而してアメリカ銀行は農業用具、種子等の購入に七百萬弗を提供しなければならぬ。三年後に於て、本事業はブラジルの通常課税に従ふべきである。

この場合に於て、伊太利船會社の保證條件を以て移民及び物資の獨占輸送を許可さる可きである。

右に關しては、二、三十萬の移民が想像せられてゐる。

彼等はブラジルの土地に集團植民を構成し、斯くして集團伊太利植民地が建設せられるであらう。

若し、伊太利が出移民問題解決上、本計劃の實行が出来るものとすれば、それは主として伊太利植民者を受領する國に依り示された精神的好意に因るものと云はなければならぬ。

その譯は、現在に於ては佛國及び英國植民地の大部分に於てのみならず、又ラテン・アメリカ諸國に於ても一般に外國人の集團植民に反對の氣勢を示してゐる。

又更に、凡ての出移民は、移住國に歸化するためにできるだけ早く母國との關係を絶つことが、希望されてゐる。

今回の伊太利——ブラジル計劃は、移民受領國が入移民の本國との關係を禁じないと云ふ最近の實例の内の一つである。

### 第六節 植民地と移民問題

オーストラリヤ及その他の英國植民地に於けるやうに、ラテンアメリカに於ても、又外國集團移民に對し一層の自由的制度が執られてゐたら、尙ほ更に多くの移民が招來せられたであらう。

吾人はこのことが移民入國地の紛亂を來たしはしないかと心配する必要はない。

それは、一般にこれ等入移民の数が移民先の國民數に比べてとるに足りないからである。併し、植民地が本國に近い時は可成り重大な危険を生ずる。例へば、アフリカの北海岸のやうに、同地移住の伊太利人がその植民地の伊太利併合の要求を提出したやうな例がそれである。

これに關する興味ある論説は、有名な雑誌「世界勞働」に載つてゐる。

即ち、伊太利は如何にして彼自身のために、植民地を獲得するか、これを還言すればムツソリーニは如何にして彼の愛國的植民者のために有利な還境を造るかと云ふことを掲げてゐる。

本誌は更に云ふ。

若し、吾々が國境を擴張せんと欲するならば、一般に次の二つの途がある。

北米合衆國の實例はこの内の一つを示して居る。

即ち、北米合衆國自身は本問題に關しては積極的に何もなさなかつたのであるが、同國の住民はテキサスに移住し、同地の支配を得、その結果として、今日の合衆國領土を形成したものである。

英國植民帝國の大部分は、これと同一の方法に依り英國王冠の配下に屬した。

第二の方法は、通常戰爭に依る征服からなる政府の直接行動である。

第一の法は、緩りではあるが危険がなく、最も近代的方法に適するもので戰爭に依る征服よりも尊敬さるべきものである。

曾て、一七九一年フロリダのフベイン總督が、北米市民に對し、その本國を離れてフロリダに移住し茲でスペイン法律の下に定住するやう通告を發したとき、北米大統領トーマス・ゼファアソンは、植民地獲得に前記の如き二つの異つた方法のあることをよく知つてゐた。これに對し、ゼファアソンは次のやうな返書を送つた。

——これ等は、吾々人民のことを意味するものである。

債務者（移民受領國）。而して吾々の人民は固有の財産を以て出發する。吾々の人民は彼等の欲するところに移住する権利を持つ。

債務者の債務が仕拂はれるまでは、彼等を債務者の國に滞在せしむ可き方法を探ることは吾々の義務である。

このことは既になされてゐる。

私は百萬の吾が住民が、貴下の忠告を受諾することを望むそれは他の方法を以てなせば××でも起すに價することを、平和的に吾々に解決を與へる方法の一つであらう。

アメリカの雜誌には、若し、伊太利人に或國に殖民しその他の人口の大部分を構成する力を持つならば、彼等はその國を自國の領有とするやうになるだらうと云ふことを書いてゐる。

伊太利人は、確にこのアメリカの見解を記憶してゐるだらう。

併し、私はアメリカ人がこの意見を實際的に支援するか何うかを疑ふものである。

最もよい例は、チユニスである。そのチユニスは伊太利人の考へでは當然伊太利のものである。殖民地獲得に對する、アメリカ流の考へ方の實例がこゝに示されてゐる。

これは、チユニスに於ては、伊太利植民者が大部分を占めてゐるからである。

一九二一年の調査に依れば、同地の全ヨーロッパ人口は十五萬六千七百七十人であつた。

この内佛蘭西人は僅五萬四千四百七十七人で殆んど軍人及公職員であつた。

伊太利植民者の數は、八萬四千八百十九人を算した。

チユニスのみ町に於ては、佛蘭西人は二萬二千人なるに反し、伊太利人は或る形式の下に伊太利國籍を保持してゐる。

アメリカ流の考へに依れば、この場合佛蘭西は前にスペインがフロリダを放擲した通り、その植民を放擲すべきである。

併し、佛蘭西は決してこのやうなことをしないことは確かである。

而してその理由に依つて、伊太利が將來その過剰人口に對する流出口を見出すことができないときには困難な紛擾を生ずる危険がある。

この難問に國際聯盟が満足な解決を與へることは想像も及ばないことである。

伊太利の國家社會主義は國際聯盟の目的に拮抗してゐる。

伊太利のファシズムは、神聖なる自我主義以外の他の原理は本則として認めない。伊太利は安全の防護物としてゼネヴァに意を止めないで、自國の陸海軍に依頼してゐる。

伊太利プロレタリア國民が世界の富に参加す可く餘りに時間を要し過ぎると主張せんとしてゐる。事實、現在世界の富の分配は、伊太利が矯正せんとしてゐる如く不公平なものなのである。

### 第七節 伊太利人口の將來

ムツソリーニは出生率の増加を獎勵してゐる。

一九二八年十二月二十一日に、「ステファニ通信社」は凡ゆるイタリー新聞に對して一つの覺書を通達し、而して、クリスマスを卜して、總ての知事は多人數の家族の戸主を召集しこれに賞金を授與すべしと云ふことを傳へた。人々は、新聞紙上に、次のやうな表題を読むことが出来る。曰く――

「隊長、多人數の家族を表彰するために三百萬リラを投げ出す。」

而して「毎夕新聞」の一九二八年十二月二十一日號は、宣言して曰く、――

當局は毎日、出生數及び死亡數彙報を發表してゐる。人々は、手當り次第に、何れかイタリーの新聞を一つ開いてみるがいい。――すると彼等は、必ず



そこに、戦時報告みたいなものが出てゐて、次のやうに記されてあるのを見出すであらう？

出生數……………？

死亡數……………？

ファシスト黨の機關紙「命令書」は、出生率の増加しつつある都市及び州を、日々命令（萬事は戦時気分なのだ）に載してゐる。——このことは、同黨が一般國民に對して、これ等都市及び州を讚美せよと指示することを意味するものである。これに反して、彼等はこれを嚴重に勵行することを主張してゐるが、——收税上の武器でもあれば、又同時に、人口増殖上の武器でもあるのだ。

——とは云へ、これは、餘りに大した効果のない武器である。

ムツソリーニは自ら、出生率の増進に關する、多くの演説や論文を物した。それは、何時も同じ論旨だ、曰く——イタリアは「爆發」をせねばならない、而して爆發するには、イタリア人は過剰とならねばならない。イタリアは、一九五〇年には六千萬の人口を擁して起たねばならない。——この結果に到達するには、海外移民を制限し若しくは全廢し、出生率を増加することが必要である、と。

ムツソリーニは、「イル・ヌメロー・コーメ・フォルツァ」II numero come for za ——即ち「力としての數」と云ふ論文を發表したが（「イル・メツサツヂェロ」——II Messaggero ——一九二八年九月二十六日）、これは全イタリア新聞に強制的に轉載せしめられた。

この論文は次のやうな結論を以て終つてゐる。——

「イタリア・ファシスト諸君よ！國家哲學者のヘーゲルは云つた。——父たらざるものは人にあらず、と。改善され、富裕にされ、訓練されたる、——換言すればファシストとなりたるイタリアには、未だなほ千萬人以上の人間を容れる餘地があるのだ。六千萬人のイタリア國民は、その數と力との重壓を世界史上に感せしめるであらう。」

恐らくムツソリーニは、彼が呼んで以て國家哲學者となす、彼のヘーゲルのことなんか、考へてみたこともないであらう。彼は、何時も、哲學的思索と經濟的抱負との間に、大きな矛盾をなしてゐるのだ。

國民がその數に依つて強力になるぞと斷言するのは、極めて困難である。支那や、印度などは、決して最も強力な國民ではないのだ。

併し、問題はもつと簡單である。

ムツソリーニは、改善され、富裕にされ、訓練されたイタリアに、就て云々してゐる。それは、寧ろ矛盾撞着した話である。イタリアの状態は、獨裁政府の出現以前から、遙かに惡化してゐるのだ。

加之、獨裁政府の宣傳が、ムツソリーニの目論んだそれと反對の效果を生じたことを、見る必要がある。

年	婚姻		出生	
	絶對數	率	絶對數	率
一九二二年(獨裁政府出現前)	三六五、四六〇	九・四	一、一七五、八七二	三〇・二
一九二三年	三三四、三〇六	八・五	一、一五五、一七七	二九・四
一九二四年	三〇六、八三〇	七・八	一、一二四、四七〇	二八・四
一九二五年	二九五、七六九	七・四	一、一〇九、七六一	二七・八
一九二六年	二九五、五六六	七・五	一、〇九四、五八七	二七・二
一九二七年	三〇二、五六四	七・五	一、〇九三、七七二	二六・九
一九二八年	二八五、〇八九	七・〇	一、〇七一、〇六一	二六・一

右に依ると、婚姻の著しい減少が見られる。經濟恐慌の嵐が吹き荒び、婚姻数は八〇、三七一を減じ、更に、人口一、〇〇〇に對する割合が九、四から、只の七となつてゐるのである。

これこそは、經濟恐慌の最も怖るべき結果の一である。

出生率そのものも、人口一、〇〇〇に就き、三〇、二から二六になつたのである。

これに反して、死亡率には極く些少の減少が見られるに過ぎないが、これは、出生率の低下そのものの結果として、起つた小兒の死亡率の減少に依つて説明がつくのである。

年	死亡率		出生率	
	絶對數	率	絶對數	率
一九二二年(獨裁政府出現前)	六八九、九三七	一七・七	四八五、九三五	一二・五
一九二三年	六五四、八四四	一六・七	五〇〇、三三三	一二・七
一九二四年	六六二、八七〇	一六・八	四六一、六〇〇	一一・七
一九二五年	六七〇、二九六	一六・〇	四三九、四六五	一一・〇
一九二六年	六八〇、三〇七	一六・九	四一四、二八〇	一〇・三
一九二七年	六三九、八四三	一五・八	四五三、九二九	一一・二
一九二七年	六四〇、八八七	一五・六	四三〇、一七四	一〇・五

人口増殖闘争は、それ故に失敗に歸したわけである。獨裁政府の支配になつてから、子供の生れた方は却つて少なくなつてゐるのである。而して隊長の折角の激動も、蹂躪された民主主義政府の黙々たる實踐よりも、効果が擧らなかつたわけである。——何よりも先づ注意すべきは、婚姻そのものが減少してゐると云ふことである。(「統計月報」、一九三〇年の三月號、第二百二十五頁)。

或る有名な、イタリーの生理學者で、その人自身もファシズムの支持者であり、最近「イタリー・アカデミー」の會員に指名せられた、彼のポツタツツイ氏(M. Botazzi)は、讀む人を驚倒せしめるやうな一論文を物した。——彼の發表するところに依れば、イタリー國民は、その大部分が、最早、

生活苦に遭遇してゐると云ふものだ。全國民は經濟難の状態に陥つて可成りの脅威に曝らされてゐるのである。

ムツソリーニは、その政策上、海外移民と云ふものを破壊してしまつた。一九二八年には、歸國者に對する出稼移民の差引超過數は、僅かに四四、〇〇〇人しかなかつた。これに反してその手段は、如何なるものであるか？

隊長は云ふ——この人口は爆發しなければならぬのだ、と。然らば一體、何者に向つて爆發すると云ふのか？

それは兎に角として、若しイタリアが六千萬以上の人口を有つに至るときでない、爆發してはならないと云ふことになれば、イタリアは未だ少なくとも、二十年間、待たねばならないであらう。

この獨裁政府が、二十年間も存続し得るであらうか？

それは、十中八九、あり得ないことだ。

併し乍ら、よしそれが存続し得るとしても、ますます増殖して行く人口を養はねばならないであらう。

今日でも、既に食糧の不足を來たしてゐるのだ。而して國民の生活は、ますます苦しくなつて行きつゝあるのだ。斯やうな、人口の増殖があるとすれば、四、五年の後には、この國民生活の苦しみは、

一體何うなるであらうか？

出生過多と云ふことには、利益もあれば、不利益もあるであらう。併し乍ら、ファシスト化されたイタリアにとつては、出生率のための闘争が失敗したと云ふこと、更に又ファシズムの發展と出生率の減退との間には嚴密な必然的關係があると云ふことを斷言することができる。

## 第十二章 對外經濟政策

## 第一節 小國との協商關係

一九三二年末伊ユ關係切迫につき激烈なる筆法でユーゴスラヴィアを攻撃した伊國各派はその後一時この論難の筆を止め、主として墺地利、ブルガリア、英國その他諸外紙の反塞記事を掲載しユーゴスラヴィア國內の民族獨立運動、これに對するベルグラード政府の極端な壓制及其虐政、反塞クロアト民族の聯盟出訴、カトリック教壓迫、ユ國の野望等同國の内情曝露に有用な記事を掲載してユ國を間接に攻撃するの態度を採つてゐたが、偶々一九三三年二月十二日から十四日迄ブルガリアのゴルナ・ジュマイアに於てマセドニア人移民總會開催さるゝや、同總會の議事及び決議等を詳細に報道してマセドニア人及クロアイト人の反ユ熱並獨立熱の旺盛なるを報道し、尙同總會に關連して同總會に參集したマセドニア人三萬人の聲は歐洲諸國でこれを聞逃し得ない。右は管にマセドニア人の聲ばかりではなく、クロアイト人、スロヴエーヌ人、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの回教徒、モンテネグロ人、アルバニア人等の聲である。

現在、歐洲の何れの國を觀てもユーゴスラヴィアのやうに、移民族の集團する國家はない、又ユ國が民族同化のため操つてゐた峻烈な政策は、他の歐洲列國に見られない上に、セルビア人と他民族とは融合しないのみか、壓制を受ける諸民族は却つて團結して一致反抗せんとするものであると見るものもある、又クロアイト人とセルヴィア人とは、文化、風俗、習慣、宗教等に於て全然相容れない國情なるが故に、歐洲平和のため、これが分離を期することが肝要だと論述したものであつた。

小協商國間の條約問題に關しても伊國の新聞は主としてユ國に當り、同國の抗伊的態度を攻撃し、又ユ佛間の秘密條約は伊國攻撃を目的とするものであると非難し、ユーゴスラヴィア國外相の前記新條約の説明に對しては、右秘密條約の公表せられない限り、新條約は歐洲の平和を攪亂し、聯盟規約に反するものと認むと論難した。

最近に於て、兩國の關係は斯やうに、險惡であるから、伊太利では市井に於てもユ國の排伊政策、民族運動に關する刊行物を散見するに至つて、殊に羅馬の一流大新聞たるジヨナール・デイタリア社は最近單行本「反伊ユーゴスラヴィア」を刊行し、一リラ半の廉價でこれを世上に提供し、以て伊國側に於ての反ユ氣運を醸成しつゝある情況である。

同紙は紙數百四十頁から成り、ユ國の各種團體、協會、秘密結社、組織、青少年團の反伊教育、各種伊宣傳、暴虐政策、反伊ホイコット、その軍備等に亘つて詳述し、且前記諸團體は直接間接に政府

と協力して反伊運動を行ふもの、同國の反伊ボイコットは支那の對日ボイコット以上の峻烈を極め、精神的にこれを敢行するものである。將又同國の軍需品の多量買込、軍事費の巨額、各種軍備の充實、國境道路の新設、軍隊の反伊教育等は總て將來に於ける伊國攻撃を目的とし、マドリアチック海の諸海軍根據地に於ての施設が、形から見て國防不必要にも拘はらず、尙ほ尤大な規模の下に行はれんとするのは、將來ユ伊戰爭勃發に際して佛國艦隊の根據地たらしめんとする魂膽に外ならない、云々と説述してゐる。

尙ほ前述の小協商國新條約に關しては伊國各紙は、委く對ユ國同様、チェッコスロヴァキアをも手酷く論難したが、羅馬尼に對しては大體沈黙を守り、武器輸送問題が世上に、喧傳せられた際にも前者を再三非難攻撃してチェッコスロヴァキアのスコルダ武器製造會社は佛國シユナイデルの監理の下に作業し、ユ國及び羅馬尼國に對し多量の武器買込を敢行してバルカンの平和を亂すものだと言ひ、三月下旬羅馬尼議會の問題となつたスコルダ事件に就ては、同會社が一種の間諜行爲をなし、羅國當事者を買収し、同國の政局を操縦して武器を賣込んだがその遣り口はシユナイデルに似通ひ、私利の爲歐洲の平和を攪亂するものであると論じた。尙ほ壽府の小協商國常設諮問委員會がムツソリーニ首相の四大國協調平和案に對する反對的決議を公表するや、小協商國は大國の戰勝に基づく平和條約に依つて出現した國家であるから、歐洲の事態に適應せしめんがため再審議するのは大國の權利であり又義務であると論じた。

## 第二節 外債問題と産業の關係

イギリス及びアメリカ合衆國に對する戰債を除いては獨裁政府出現以前のイタリアは、殆んど外債と云ふものを有つてゐなかつた。

ところが六ヶ年間にイタリアは、尠くとも六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドルに上る外債を負つたのである。この莫大な債務を背負ひ込んだ主要なる原因を挙げると、次のやうになる――

一、何等の基礎もなしに、通貨の實力に釣合はない率に於て、なされたリラの安定。従つて、國際收支上、ます／＼増大し行く赤字のために、更に又、困難になつて行くリラ相場を、維持するための努力である。

二、國家の經費、並びに商業證券及び匿名會社證券の濫發。外債の手取金は、二つの目的、――即ち在外國爲替資金の獲得と、政府に依つて無理矢理に擴張せしめられた諸産業に對する資本の調達に使用せられた。

三、獨裁政府の莫大なる海外宣傳費、――即ち外國新聞、海外に於けるファッション(團體)の組織、スパイ網及び宣傳のための諸經費。

現在の外債は、一體、何うなつてゐるか？

在ニュー・ヨーク、イタリーの商業會議所のある公式刊行物（「米伊商業評論」——Rivista Commerciale italo-americana ——一九二九年七月六日）に依れば、この日附までにニュー・ヨーク株式取引所に於て、賣捌かれた證券は、左の如くであつた。

發行者名	額面總高利率	發行利廻り	賣出價格
イタリー王國	一〇〇	七・〇	九四 $\frac{1}{2}$
ミラノ市	三〇	六・五	九二
ローマ市	三〇	六・五	九一
イタリー公益信用組合	二〇	七・〇	九三
イタリー土木 A種	四・五	七・〇	九六 $\frac{1}{2}$
事業信用公債 B種	七・五	七・〇	九五 $\frac{1}{2}$
アダメロ電氣會社	六	七・〇	九五 $\frac{1}{2}$
アドリアチック電氣會社	五	七・〇	九六
イタリー・エディソン・サーヴィス會社	一〇	六・五	九三 $\frac{3}{4}$
イタリー・エディソン・サーヴィス電氣會社	一〇	七・〇	九三 $\frac{3}{4}$
エルコーレ・マレリー	二五	六・五	九六 $\frac{3}{4}$
ファイアツト	一〇	七・〇	九七
		七・六九	九三

イサルコ電氣會社	五	七・〇	七・六〇	九三 $\frac{1}{2}$
イソツタ・フラスキニー	一・五	七・〇	七・八七	九五 $\frac{1}{2}$
イタリー瓦斯會社	五	七・〇	七・〇〇	一〇〇
イタリアン・シューパーワパー	二〇・二五	六・〇	六・〇〇	一〇〇
ロイド・サバウド	二・四	七・〇	七・〇〇—七・四五	一〇〇—九三
ロンバルト電氣會社	一〇	七・〇	七・五〇	九四
南伊電氣會社	一・二	七・五	七・三一	九五 $\frac{1}{2}$
モンテカライニー	一〇	七・〇	七・五〇	九六 $\frac{1}{2}$
ピエモンテ電氣會社	四	五・五	五・三四	九九 $\frac{3}{4}$
ピレルリ	四	七・〇	七・一五	九八
聯合電氣會社	六	七・〇	七・五 $\frac{8}{8}$	九二
テルニー	一・二	六・五	七・三五	九〇 $\frac{1}{4}$
ヴニス勸業銀行	五	七・〇	七・四五	九五
平均	七・二八			

この表は、 $\mu$ めて、三四二、一〇八、二一〇ドルの債務を示してゐる。併し、これは極めて不完全なものである。この表では、非常に多數の株式及び、社債—即ちブレダ（額面總高七、〇〇〇、〇〇〇ドル、利率七歩、賣出し價格九六 $\frac{1}{2}$ ドル）や、シツプ（額面總高一五、〇〇〇、〇〇〇ドル）や、ミラノ。

エディソン會社等々が記載洩れとなつてゐるのである。

吾々には、株式取引所へ上場された證券は判つてゐる。併し、この外に尙ほ、銀行や個人等に依つて借り入れられた、色々種類の、非常に多くの借金が存在してゐるのである。

人々は、イギリスに於ても（これは殆んど何の成果も擧らなかつた）、スイスやオランダに於ても（それは微々たる成績しか得られなかつた）、偕て又、アルゼンチンやブラジルに於ても起債を試みたのであつた。

ニュー・ヨーク株式取引所彙報に依れば、イタリー證券の相場は今日に於ては最も下落してゐる。それは、只にフラン證券よりも下落してゐる乍りでなく、更らに、ギリシャのやうな小國の證券よりも遙かに下廻つてゐると云ふことである。左に實例を擧げよう。

——これは一九三〇年四月二十二日の相場である。（但しニュー・ヨーク・ヘラルド紙、パリ版、四月二十三日附による）

イタリー國債	七〇	九九
フランス國債	七〇	一一八
ギリシャ國債	七〇	一〇一½
ベルギー國債	七〇	一一二¾

コンベンハーゲン市債	四五	九二¾
ローマ市債	六五	九一½
ミラノ市債	六五	九一½

イタリーの諸事業會社の證券と來たら、未だこれ以上、買手が少なく、その相場は云ふに足りないのである。

アメリカ合衆國で最も廣く讀まれてゐる雑誌の「ザ・サターデー・イーヴニング・ポスト」(The Saturday Evening post)誌は、從來は、イタリーの獨裁政治に對して、極めて親切であつた。——同誌は、ムツソリーニの回想録を掲載したほどであつたのだ。ところが今では、同誌は、イタリーの惡化せる——惡化と云ふのは獨裁政府に依つて惡化した意味だ——事態に對して、アメリカの公衆が警戒するやうに注意を促さうと努力しつゝある。イザック・エフ・マーコンス氏 (Mr. Isaac G.H. Marconson) の論文「獨裁國の事業」——The Dictatur Business——一九三〇年三月十五日は、凡ゆる、自由權の抑壓が、イタリーの信用を失墜せしめ、イタリーの經濟を、破滅させた原因であることを認めてゐる。イタリーがアメリカで募集した公債は、イタリー産業にとつて極めて危険であると云ふことを注意せねばならない。

蓋し、アメリカは、左の如き三つの基本的範疇にしか、信用を與へなかつたのである。

(a) 移轉可能の諸産業——例へば移轉會社の如く、いざと云ふ場合には、國籍を變へ得るもの。  
(b) いざといふ場合に、アメリカが自身の手で有利に經營し得る産業——而かもこれに依つて自國の大産業をヨーロッパに移轉し得るもの(例へば、ファイアット、テルニー等々)。

(c) 料金固定産業——この産業は、料金の固定を必要とすると云ふ事實から見ても、全般的恐慌の嵐のなかにあつても、左程ビク／＼する必要のないものである。——例へば、イタリアの大水力電氣産業の如きがそれであつて、これは、又アメリカの原料品の輸出に依つても極めて有用なものである。一九二六年二月十日の勅令を以て、イタリア政府は、外債を募集するイタリアの會社に對して、この外債をある國家機關へ供託することを許可した(獨裁政府の用語に於て「許可する」とは「強制する」といふ意味である)。このオペレーションは、——勅令の云ふところに依れば、——「爲替統制上、國家の有する便宜」を考慮して、なされたと云ふことである。

イタリア系の一ブローカーで、ニュー・ヨーク株式取引所で仕事をしてゐて、アメリカの形勢をよく知つてゐる、ルイチ・クリスクオーロ君(M. Luigi Criscuolo)は、ある米伊雜誌「戦車」——Il Carroccio——一九二九年十一月號)の中で、アメリカに於けるイタリアの信用状態に關する一論文を發表したことがある。彼の調べたところに依れば、「イタリアの公債は、七、五六乃至八、三五歩の利廻りとなり、他の第一流國の公債は六、〇一步乃至七、二一步の利廻りとなつてゐる」と。即ちイタリアは、第二流國

と同一水準にあるのだ。それは何故であるか? アメリカ人は、イタリア國民に信用を拂つて來た。——彼等は、イタリア國民の眞價を知つてゐた。併し、今日、最早、彼等は、ファシズムに期待しなくなつたのである。彼等は、「民主主義制度に根本的に反對する制度」に立脚する政府と云ふものを、理解することが出来ないのである。最初のうちは、彼等は獨裁政府が眞個の秩序を回復するものと考へた。然るに、その後、彼等は、この獨裁政府が案外繁榮を齎らさないことを知つたのである。又クリスクオーロ氏も、アメリカ合衆國駐在の、ファシスト大使及び總領事達が、會つては、フランスに於て反感を惹起したのと全く同じやうな政治行動をとりつゝあると思つてゐるらしいのだ。

「ファシズムの宣傳は、若しそれが正當なものであるならば、決してファシスト聯盟の道化や領事に依つて組織される騒動などに依つて行はれるべきではない。然らずんば、人々は笑ふべき結果に陥るであらう。」

外國で募集された公債は、生産のために起されたものではなくて、單に威勢を張るための經費を支辨し、リラの人為的相場を維持するために起されたものであるが、この起債は、イタリア經濟をアメリカ金融資本の支配下に置くに至つた。

ローマやミランで起された餘計な土木事業は(ミランでは、ベルローニ疑獄事件に依つて巨大な、浪費の行はれたことが暴露せられた)、イタリアの生産力を少しも増進させることなく、多額なアメリカ



カよりの借入金を空しく使ひ果してしまつたのであつた。

アメリカは、今日では、イタリーの市場に對して、如何なる信用を與へることも拒絶してゐる。そしてイタリーの諸産業は、最早、アメリカ市場では、例へ最も高い利率を以てしても、決して起債し得なくなつてゐるのである。

### 第三節 伊太利の植民地と反佛政策

伊太利の植民地に就て「イタリー年鑑」第三百八十頁及び三百八十二頁に依つて、フランス本國及びアルジェリアに於ける聯合會幹事の氏名表を、左に掲げることにする。チュニスの氏名表は、發表されなかつた。——蓋しこのチュニスには、極めて如何がほしい、而かも活動的なスパイがあるのだ。

#### フランス本國

アジヤン チェントリオオーネ・デヨウヴァンニ・マエトリー (Giovanni Maestri)  
 アンテイーヴ カルロ・ニコローネ (Carlo Nicolone)  
 アロンデーイ (下ビレネー縣) 技師コルラード・モレルロー (Corrado Morello)  
 オーシユ レオドミロー・ブルスキー (Leodomiro Bruschi)

バイヨース ビアリツツ エンヂエニオ・ダレルニ (Engenio Dalerni)  
 ボルドー 伯爵レナトー・フアプリー (Renato Fabri)  
 カンヌ フランチエスコ・アトツエニー (Francesco Atzeni)  
 ショーモン アンヂエロー・ガンバ (Angelo Gamba)  
 デイジョン 陸軍大尉ガヴァリエーレ・アルナルドー・ロマネルリー (Arnaldo Romanelli)  
 グルノーブル 技師マリオ・デ・クレメンティー (Mariolo Clementi)  
 ル・アーブル 陸軍中尉アントニオ・フスコ (Antonio Fusco)  
 リール 陸軍中尉ニコラ・ブラコーネ (Nicola Bracone)  
 リオン カヴァリエーレ・アントニオ・サルテリー (Antonio Salteri——特派委員)  
 ロンウイ・バ (ムルト・エ・モゼル) チューゼツス・サツケトー (Giuseppe Sacchetto)  
 マルセイユ 技師ルイヂ・クリスチャニー (Luigi Cristiani)  
 アントン グイドー・ボンタ (Guido Bontà)  
 メツス ルイヂ・イポンテイツチャ (Luigi Iponticcia)  
 モダーヌ 辯護士ニノー・コルレンタイ (Nino Correnti)  
 ミユールズ エルコレ・ドウリゾツタイ (Ercole Duisotti)

ナンシー アレッツサンドロー・マイファアーヴァ (Alessandro Maifava)  
 ニーム カルロ・リナルデイー (Carlo Rinaldi)  
 ニオール (ドゥー・セーヴル)、ギイドー・グイデイツチ (Guido Guidicci)  
 ニース 陸軍大佐カヴァリエーレ・アルツロ・カロツシニ (Arturo Carrossi——特派委員)  
 バリ(第八區) コマンダトーレ・デューゼツベ・デイ・ヴィットリオ (Giuseppe di Vittorio)  
 ランス 博士イデニオ・ボローニネシー (Iginio Bolognesi)  
 ルアン 技師マリオ・ヴィンチエンツイニ (Mario Vincenzini)  
 サン・クロード(ジユラ) ルイヂ・ロツシー (Luigi Rossi)  
 サン・テアイエヌ サルヴァトーレ・ツアンバイョーネ (Salvatore Zampaglione)  
 サン・ナゼール 技師デョーヴァニ・デ・カナッツ (Giovanni de Chanaz)  
 セート アルフェデレ・テイラボスキー (Arfedele Tiraboschi)  
 ストラスプール 伯爵アルメロー・ピザ Almero Pisani)  
 ツーロン 陸軍中尉アメデオ・キヴァ (Amedeo Chiva)  
 ツールズ 陸軍大尉デューゼベ・レレデ (Giuseppe Lerale)  
 コルシカ島

バスタア グスターヴェ・バルビ (Gustave Balbi)  
 アルジ エリア  
 アルジエ フェデリコ・デョールリ (Federico Giolli)  
 ボーヌ ビアヂョー・カンマラナ (Biagio Cammarara)  
 フージー フェデリコ・ビツキエーレ (Federico Bicchieri)  
 コンスタンチーヌ ヌルロ・ペルトツツイー (Nullo Bertozzi)  
 ゲルマ デューゼツベ・ヴァッサルロー (Giuseppe Vassalo)  
 ヌムール ルイヂ・デユースタイー (Luigi Giusti)  
 オラン エツイオ・ツアルテイ (Ezio Zardi)  
 フイリツプヴイル カルメロ・デイツタ (Carmelo Ditta)  
 ポルシエヴイズムに對する

ファシズムの同情

イタリー獨裁政府は、常にボルシエヴイズムに對して、強烈なる同情を有つてゐる。——その抱く理想は、全然異なつてゐる乍りでなく、更らに、正反對ですらある。併し、方法がよく似てゐるのである。

ソヴェート當局が、屢々、非常なる懇懃さを以て、イタリア獨裁政府の人々を歓迎したことのあるのは、誰しも記憶してゐるところである。最も熱烈な歓迎は、現航空大臣のバルボ氏 (M. Balbo) に對してなされたそれであつた。

一九二四年六月六日、ムツソリーニは、××的手段に對する賛辭を並べながら、代議院で次の如き演説を試みた。――

「吾々は、ロシア人士のうちに、嘆稱すべき先生を有つてゐるわけである。吾々はこの際に、ロシアに於てなされた、ことを模倣さへすればいゝのだ。」(サルヴェミニ、「ファシスト・テロ」パリ刊行、一九三〇年版、第二百八頁)

この同情は、そも／＼何の故か？

××的方法の一致は、多分その類似關係を説明してくれるであらう。

併し、その外に、ムツソリーニは、常に、フランスに對する行動に關して、ソヴェート・ロシアから助けて貰ふように、これを當てにして來たのである。彼のプログラムに依れば、一九三五年には、ドイツとロシアとがファシスト・イタリアと聯合し(彼は獨裁政府がまだ／＼存続することを希望してゐるのだ)、而てフランスに對して共同動作をとるに、違ひないと云ふことになつてゐるのだ。

一九三五年こそは、――と、ムツソリーニは曾てこれを繰り返へした――「岐路に立つ年」であるだらう。

全くイタリア帝國主義は、自然の勢として反佛的ならざるを得ない。イタリアとしてはその近隣を見廻はしても、その領土を奪取すべき國は、たつた一つしか見當らない。――即ち、オーストリアとスイスとは、他國に與へるような何物も有つてゐない。ユーゴスラヴィアとの葛藤は、バルカン地方に於ける勢力争ひに關するものに他ならない。唯だ、獨り、フランスのみは獨裁政府の徒黨が必要とする領土と、イタリアの好戰論者が垂涎措く能はざる植民地とを所有してゐるのだ。

フロレンスの街上では、一つの歌が、廣く唄はれてゐるが、それを譯してみると、斯う云ふのだ。――

「吾等はバリへ進軍し

ジャン／＼勝つて歸るんだ

吾等はアリアーヌの首を切り

戰勝記念のお土産に

ドゥーチエ閣下に上げるんだ。」

獨裁政府は、尙ほ又、ピエモンテ溪谷地方に於て、特に、念入りな、反佛運動を企てた。フランス語の新聞は一切禁止せられ、更に、世界大戰々没者記念碑の上に刻まれたフランス語の碑銘も、一切

禁止されたのであつた。

アルバニアの冒險

イタリーは、非常な貧乏國のアルバニアに對して、經濟的に見て將來決して還つて來ないやうな、巨額の金を注ぎ込んでゐる。——二十三個の軍事道路と、千個以上の橋梁とがイタリー人に依つて建造せられた。アルバニアへ移入せられた軍需品の價額は四〇一、〇〇〇、〇〇〇リラと算定されてゐる。國內到るところに、武器及び彈藥倉庫やその他の軍需品倉庫が設けてある。

斯うした支出は、アルバニア住民を猛烈に憤激させつゝあるのだが、それは、ユーゴスラヴィアの政治的、軍事的包圍策の準備立てをすることを目的とするものに外ならないものである。

第三編 結 論

## 第一章 労働組合関係法令の解説

### 第一節 労働の団體的關係の司法上の規律

第一章 労働組合の公認及び労働の團體契約（第一——十二條）

第二章 労働裁判（第十三——十七條）

第三章 工場閉鎖と同盟罷業（第十八——二十三條）

同前實施規則 一九二六年七月一日勅令第一一三〇號  
同 年七月七日官報第一五五號掲載

第一章 第一級の單位たる労働組合

第一節 労働組合の成立と公認（第一——十五條）

第二節 労働組合の組織及び管理（第十六——二十二條）

第三節 組合會員（第二十三——二十八條）

第四節 監督及び保護（第二十九——三十一條）

第一章 労働組合關係法令の解説

一九二六年四月三日法律第五六三號  
同 年四月十四日官報第八七號掲載

- 第二章 上級の労働組合（聯盟及び總聯盟）（第三十二—四十一條）
- 第三章 中央連絡機關即ち勞資協議會（第四十二—四十六條）
- 第四章 労働契約及び之に準ずる諸規程（第四十七—六十條）
- 第五章 労働の團體的爭議

第一節 労働裁判の組織（第六十一—六十七條）

第二節 起訴及び管轄（第六十八—七十二條）

第三節 裁判手續（第七十三—八十六條）

第四節 判決及び控訴（第八十七—九十一條）

第六章 國家直屬の従業員の組合及びその他の公共團體従業員の組合（第九十二—九十四條）

第七章 犯罪及び懲罰（第九十五—九十九條）

第八章 臨時規程（第百—百二條）

第一一九二六年四月三日法律

労働の團體的關係の司法上の規律

一九二六年四月三日法律第五六三號  
同 年七月七日より實施

第一章 労働組合の公認及び労働の團體契約。

第一條 「労働を與ふる者」、「労働をなす者」、智的労働者、筋肉労働者の労働組合であつて、次の條件を具備するものは、法律上認可されることができる。

(一) 「労働を與ふる者」の組合の場合は、組織されたその組合の種類の仕事に従事する組合の受持区域の全労働者の尠なくとも十分の一以上を使用してゐる者が、自己の自由意志に依つて入會してゐたこと。

又「労働をなす者」の組合の場合は、組合の受持区域の同種類に従事する労働者の尠なくとも十分の一以上が、自由意志に依つて入會してゐること。

(二) 組合加入員の經濟的及び精神的利權の擁護の目的の外に、組合が組合員の道徳的及び國民的の教育と救済との目的を遂行することを企て且實際これを遂行すること。

(三) 組合の幹部員が自己の能力、道徳、及び健實なる國民的信念に就て保證を與ふること。

第二條 一の藝術又は職業の自由労働者の組合も、前條に規定したる條件を具へてゐる場合には、法律上認可されることが出来る。

自由職業者の組合、會、團體等で、既に法律上認可されて現在存在してゐるものは、現行法律及規則に依つて統治することを繼續する。但し右の法規は、この法律の規程と統一整理をつけるために、閣議に諮詢した上で勅令を以て修正を加へる。

この法律の發布前に、財団法人になつた藝術家及び職業者の組合の定款も、この法律の規程に適應させるために修正を加へる。

第三條 前二條に擧げた組合は、「労働を與ふる者」のみ、又は「労働をなす者」のみを加入せしめることができる。

「労働を與ふる者」と「労働をなす者」との組合は中央連絡機關に依つて、共通の上級機關に結合されることができる。但しその中に於て、「労働を與ふる者」と「労働をなす者」との代表者は、どこまでも區分されてゐなければならぬ。而して若し組合が幾つかの職業種別に屬する者を包有する場合にはその種別の各々の代表者が區分立されてゐなければならぬ。

第四條 前の數條に擧げた認可は、樞密院に諮詢し、内務大臣と協議の上、國民經濟大臣の提議に基づいて、勅令を以て成される。同一の勅令を以て、組合の定款も裁可され、官報に掲載される。これに要する費用は組合が負擔する。

定款には組合の目的、役員の任命法、組合員の入會條件、(この中には國民的見地から見て、政治的に方正なる者と云ふことが必要である。)を明確に決定して記述して置かねばならない。

定款には職業學校、經濟的救濟機關、精神教育及び國民教育の機關、製産の増進及び改善を目的とする機關、國民的藝術及び教養の機關等の創設を規定することができる。

第五條 法律上認可された組合は法人格を有し、その組合の表はす種類の職業に屬する者で、その組合の受持區域内にある者は、組合に加入せると加入せざるとの別なく、悉く組合に依つて代表されるのである。

法律上認可される組合は、自己の代表する、總ての「労働を與ふる者」、「労働をなす者」藝術家又は職業者に對し、組合に加入せると加入せざるとの別なく、一定の組合費を課する機能がある。その額は「労働を與ふる者」に對しは、その雇用してゐる労働者の一日分の作業賃銀に相當する額「労働をなす者」、藝術家、職業に對しては、一日分の作業收得に相當する額を超過してはならない、徴集する組合費の中から尠なくともその十分の一は、毎年控除して、資金に積立てねばならない。それは組合が締結した團體契約に依つて、組合自身が引受けた責務履行の保證金とする目的の資金である。この資金は實施規則に依つて定める規程に従つて管理されねばならない。

總ての營業機關は、毎年三月三十一日までに、自己の雇用する人員を、自己の代表者たる組合に届出でねばならない義務がある。この届出を怠りたるものの虚偽又は不完全なる届出をなしたる者は、二千リラ以下の科料に處せられる。

組合費の徴集のためには、市町村税徴集のために設けてある法規を適用する。「労働をなす者」の組合費は、賃金支拂の際、毎回その中から控除して、組合の合計課に拂込む。

正式に加入してゐる組合員のみが、組合の事業、選挙、役員の任命その他の公務に參與することができる。

法規に依つて「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」の代表者を参加させることを規定してある會議、團體、又は機關には、法律上に認可されてゐる組合のみが代表者を任命することができる。

第六條 組合は市町村組合（コムナーレ）、郡組合（チルコンダリアーレ）、縣組合（プロビンチャーレ）、州組合（レヂョナーレ）、多州組合（インテルレヂョナーレ）又は全國組合（ナツイオナーレ）であることができる。

幾つかの組合から成る聯盟（フエデラツイオーネ）又は合同（ウニオーネ）及び幾つかの聯盟から成る總聯盟（コンフエデラツイオーネ）も、この法律の規定する條件に従ひ、法律上認可されることのできる。この種の聯盟、又は總聯盟の認可は、當然これに参加する、各組合又は聯盟の認可を包有する。聯盟又は總聯盟に屬する組合及びこれに参加してゐる各個人に對する統制指揮の權能は、當該聯盟又は總聯盟に在つて、その定款の規定する方法に従つてこれを遂行する。

「労働を與ふる者」「労働をなす者」、藝術家、職業者に對する各種別に對して、僅に一つだけの組合しか法律上認可されることはできない。

農業、工業又は商業の「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」の、凡ての種別に對して、一つの

全國總聯盟（コンフエデラツイオーネ・ナツイオナーレ）が認可された場合には、この總聯盟に参加せざる組合又は聯盟（フエデラツイオーネ）の認可を許さない。

政府の許可なくして、國際的性質を有する組合、團體と、少しでも統制又は從屬の關係を有する組合は一切認可されることはできない。

第七條 各々の組合は、これを指揮し、代表し、その事業の進捗に就て、責任を帶ふ、一名の總裁又は秘書を持たねばならない。この總裁又は秘書は、定款の定むる規程に従つて任命され、又は選挙される。

全國組合、多州組合、州組合の總裁又は秘書の任命又は選挙は、内務大臣と協議の上、國民經濟大臣の申請に基づき、勅令を以て裁可されないと無効である。この裁可は何時にても取消することができるのである。

縣組合、郡組合、市町村組合の總裁又は秘書の任命又は選挙は、内務大臣と協議の上、國民經濟省令を以て、認可しないと無効である。この認可は何時にても取消することができる。

定款は組合員の規律を監督する權能と、道徳上又は政治上の行爲に組合員たる體面を瀆す者を除名する資格とを備へた機關を規定しておかなければならない。

第八條總裁又は秘書は、定款の定むる規定に従つて、組合員から選出した事務評議會（コンシリオ・



デイ・レッツタイオ)に依つて補佐される。

市町村組合、郡組合、縣組合は縣知事の監督と縣行政會議(ヂュンタ・プロビンチャーレ・アンミニストラティブ)の指導との下に隸屬する、この監督及び指導は、實施規則に定むる規定に依つて行はれる。

州組合、多州組合、全國組合は國民經濟大臣の監督と指揮との下に屬する。

國民經濟大臣は内務大臣と協議の上、組合の事務評議會の解散を命じ、一箇年を超過しない期間の間、總ての權能を集中して、總裁及秘書に與ふることができる。更に、一層重大なる場合には、國民經濟大臣は組合の全事務を、臨時自己の任命した、監察官(コンミッサリオ)に、委託することができる。

聯盟又は總聯盟に屬する組合に關しては、この聯盟又は總聯盟を認可し、その定款を裁可する勅令を以て、組合に對する監督及び指導の全部又はその一部をその聯盟又は總聯盟に依つて遂行することを規定することができる。

第九條 これと同様に重大なる理由が発生した場合、及組合認可のために、前の各條に於て要求してある條件を失つた場合には、内務大臣と協議し、樞密院の意見を諮詢したる上、國務大臣の申請に基づいて、勅令を以て、組合の認可を取消することができる。

第十條 法律上認可されてゐる「労働を與ふる者」「労働をなす者」、藝術家、職業者の組合が調印した労働の團體契約は、第五條の規定に依つてその組合が代表し且つその團體契約の關與してゐる別に屬する「労働を與ふる者」「労働をなす者」、藝術家、職業者の凡てに對して效力を有する。

労働の團體契約は、書類として、締結されなければならない。而も、ないと效力を有しない。又そ契約の有効期間を明白に決定せねばならない。これがないと效力を有しない。

第三條に擧げた中央の連絡機關は、豫め「労働を與ふる者」と「労働をなす者」との代表者と協議の上、契約を締結すべき營業の労働條件に就て一般規程を決定することができる。この規程は中央連絡機關に結合されてゐる組合が、第五條の規程に従つて代表してゐる「労働を與ふる者」及び「労働をなす者」で、且つ、この規程の關與する種別に屬してゐる、總ての者に對して效力を有する。

前各項の規程に従つて締結された團體契約及び制定された一般規程の寫本一通は、若しそれが市町村組合、郡組合、縣組合に關するものならば、管轄の縣廳に供託し、且つ縣の「告示紙」(フオリオ・デリ・アンヌンツイ)に掲載されねばならない。又それが州組合、各州組合、全國組合に關するものならば、國民經濟省に供託し、官報に掲載されねばならない。

自己の遵奉すべき團體契約及び一般規程を履行しない「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」は、契約を締結した、「労働を與ふる者」の組合に對しても「労働をなす者」の組合に對しても、契約違反

に就て民事上の責任がある。

勞働の團體契約の締結及び效力に關するこの他の規程は司法大臣の提議に基づき、勅令を以て發布する。

第十一條 勞働組合の公認に關するこの法律の規程は、國家、縣、市町村及び公共慈善機關に直屬の従業員の組合には適用されない、これ等の組合のためには別に規程を設ける。

陸軍、海軍、空軍の將校、下士、兵卒、及び國家、縣、市町村の武装せる吏員の同種の組合、司法官及び行政官の組合、中等及び高等教育機關の教員の組合、内務省、外務省、拓植省に從屬するの吏員、雇員の組合は禁止される。若しこれに違反したるものには、等級又は職務を略奪し又は降下し、或はその處置として規則に依つて定むべき處罰法を適用する。

第十二條 法律上認可せられざる「勞働を與ふる者」「勞働をなす者」、藝術家、職業者の組合、團體は、前條第二項に規定したるものを除くの外、現行法規に從つて、普通の組合、團體として存在を續ける。

これ等の組合及び團體には一九二四年一月二十四日勅令法律第六十四號の規程を適用する。

勞働裁判(マヂストラトウラ・デル・ラボロ)に就ては次の如くである。

第十三條 團體契約又はその他の現行規程の適用に關し、又は勞働の新條件制定の要求に關し、勞

働の、團體的關係に就ての衝突の決定は、總て、勞働裁判として執務する控訴院の權限に屬する。

裁決を與へる前に、控訴院長の側から調停を試むべき、強制的義務がある。

前に規定した衝突は、民事訴訟法第八條から第三十四條までの規程に依つて審判員の裁決に任せることができる。

一八九三年六月十五日法律第二百九十五號に規定してある賃金査定委員會(コルレーヂョ・デイ・プロビービリ)及び一九二三年十月二日勅令法律第二六八六號に規定してある私雇傭者に對する各縣審判委員會(コンミツンオーネ・アルビトラレ・プロビンチャーレ)の權限に就ては、何の變更を加へない。

勞働の個人契約に關する前記の賃金協定委員會、各縣審判委員會、その他の立法機關の裁決に對して、現行法規に依り控訴を許してある場合、その控訴は勞働裁判として執務する控訴院の管轄に移す。

第十四條 勞働裁判としての控訴院の執務のために、全國十六箇所の控訴院の各所に、特殊の部(セツイオーネ)を新設する。その成員は部長一名、控訴院陪審官(コンシリエーリ)二名、併せて三名の司法官で、これに次の條の規程に從つて、裁判の都度、控訴院總長から選任される製産及び勞働の鑑定員(エスベルテイ)たる市民二名を參加せしめる。

大藏大臣と協議の上、司法大臣の申請に基いて、勅令を以て裁判所と司法文書課(カンチエルレリ

一エ・デユドイツイアリーエ)の吏員との統制に、この規定の實施に必要な修正を加へる。

第十五條 各控訴院内に、製産及び労働の問題の鑑定員(エスベルライ)たるべき市民名簿の作成及び修正に關する規定及び同名簿に記入されてゐる鑑定員が、司法上の職務のため出席を求められたときに受くべき報酬、その他の手當を決定する。

毎年控訴院總長は、類別及び細別の營業に關する裁判に、鑑定陪審官として勤務のために出席を求むべき者を、名簿に記入してある者の中から、營業の類別、細別の一つ一つに對して指命する。爭議に直接又は間接に利害關係を有する者は、絶対に裁判官の中に參加することはできない。

第十六條 労働裁判として執務控訴院では、現在の契約の適用に對しては、契約の解釋及び履行に關する法律の規程に基づいて判決し、労働の新條件の構成には、「労働を與ふる者」と「労働をなす者」との利益を考慮し、且つ、何れの場合にも、全製産の最高利益を保護し、均等を根抵として判決する。労働の新條件の構成には、必ずその有効期限の決定を伴はねばならない。この期限は、自由に締結する契約に對して、慣習的に用ひらるゝ期限を採用するのを普通とする。

労働裁判として執務する控訴院の判決は、檢事の論告を聴取した上で言ひ渡される。労働裁判として執務する控訴院の判決は、民事訴訟法第五百十七條の理由に對しては、大審院に控訴することができる。

司法大臣の提議に基づき、勅令を以て發布すべき訴訟手續の規則に依つて、豫審、公判、その他の特別規程を定める。そのためには民事訴訟法の普通規程と相違しても差支へないのである。

第十七條 労働の團體的關係に關する爭議の起訴は、只、法律上の認可された組合のみがその権利を有する。而して若し法律上認可された組合があつたら、その組合を對審者として起訴する。若し對審者とすべき公認組合のない場合には、控訴院長の任命した特別代訴人(クラトール・スペチャール)がその起訴の對審者となる。この第二の場合には、訴訟に直接利害關係ある個人は、隨意に訴訟に立會ふことができる。

「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」の組合が聯盟又は總聯盟に加入してゐる場合、又は「労働を與ふる者」の組合と「労働をなす者」の組合との間に中央連絡機關が組織されてゐる場合には、その聯盟、總聯盟、又は中央連絡機關が、爭議の和解を試みたるも、これに成功しなかつたと云ふ事實が證明されないと、司法上の起訴をなすことを得ない。

只、法律上認可された組合のみが、その組合の、受持地域内に於ける、組合の表はす種別の、總ての「労働を與ふる者」又は總ての「労働をなす者」の法規上の代表者となる。

労働裁判の判決は、總ての關係者に効力を有し、若しそれが市町村組合、郡組合、縣組合に關するものであれば、縣の裁判告示(アンヌンツイ・デユドイツイアリー)紙上に掲載し、若し又州組合、

多州組合、全國組合に關するものであれば官報に掲載する。

労働裁判として執務する控訴院に、於ての訴訟に關係する一切の文書及び控訴院から發する凡ゆる性質の事務は、登記税、印紙税の一切を免除される。

### 第二節 工場閉鎖と同盟罷業に関する法令

第十八條 工場閉鎖及び同盟罷業を禁止する。

「労働を與ふる者」が正當の理由なくして、只、自己の雇用者から現行契約に修正を獲得せんとの目的ばかりで、自己の經營する工場、營業機關、事務所等の作業を中止した場合には、一萬リラ以上十萬リラ以下の罰金に處する。

雇員又は労働者が、自己の雇主から労働の別の契約を獲得するために、三人以上協議の上、作業を止め或は、作業の繼續又は規則正しき進捗を妨ぐるやうな方法で作業をなす場合には、百リラ以上千リラ以下の罰金に處する。この處罰には刑事訴訟法第二百九十八條以下第三百二條までの規程を適用する。

前の數項に擧げた犯罪者が多人數である場合にはその首領、これを計畫したる者、これを組織したる者は、前項規程の罰金の外に、一箇年以上二箇年以下の懲役に處する。

第十九條 國家其他の公共團體の從屬員及び公共事務及び又は公共に必要な事業の從屬員が三人以上、協議の上、作業を止め或は、作業の繼續又は規律正しき進捗を妨害する方法に於て作業をなす場合には、一箇月以上六箇月以下の懲役に處し、六箇月間公権を剝奪する。

この處罰には刑事訴訟第二百九十八條以下第三百二條までの規程を適用する。  
その首領、これを計畫したる者及び組織したる者は六箇月以上二箇年以下の懲役に處し、三箇年以上公権を剝奪する。

公共事務及び公共に必要な事業の經營者が、正當の理由なくして、自己の工場、營業機關、又は事務所の作業を中止したる場合には、六箇月以上一箇年以下の懲役を五千リラ以上十萬リラ以下の罰金とに處し一時公権を剝奪する。

この條に擧げた犯罪事故のために、人身に危害を與ふべき危険を生じたる場合は、一箇年以上の懲役を追加する。若しこの條に擧げた犯罪事故から一人又は二人以上の死亡者を生じたる場合には、三箇年以上の懲役を追加する。

第二十條 國家其他の公共團體の從屬員、公共事務に必要な事業の經營、又はその從屬員にして、同盟罷業又は工場閉鎖の場合に、公共事務又は公共に必要な事業の規則正しき繼續又は復舊を獲得するために、全力を擧げて盡すことを怠つた者は、一箇月以上六箇月以下の懲役に處する。

第二十一條 「勞働を與ふる者」の側からの作業の中止、又は「勞働をなす者」の側からの罷業又は不規則な就業が國家、縣又は市町村の官廳、又は司法官の意志を曲げることを強要し又決議を左右するため目的で遂行せられたる場合には、その首領、主謀者、運動員は三箇年以上七箇年以下の懲役に處し、永久に公權を剝奪する。その他の犯行者は一箇年以上三箇年以下の懲役に處し一時公權を剝奪する。

第二十二條 勞働裁判の判決の履行を拒避したる者は六箇月以上二箇年以下の懲役と二千リラ以上一萬リラ以下五千リラ以下の罰金に處する。

法律上認可されたる組合の指導員で、勞働裁判の判決の履行を拒避したる者は六箇月以上二箇年以下の懲役と二千リラ以上一萬リラ以下の罰金に處し、その職務を免ずる。

勞働裁判の判決を履行せざる上に、更に加へてその犯罪者の側で、工場閉鎖又は同盟罷業をなしたる場合は、重犯に對する刑法の規程を適用する。

第二十三條 この法律に反する總ての法規は廢棄される。

政府は勅令を以て、この法律の實施に必要な規則及び一九二三年十月十九日勅令第二三二一號、一八九三年六月十五日法律第二九五號、一九二二年十二月二日勅令法律第二八六號に必要な修正を加へたる上、この法律と前記の諸法規及び、總ての他の法規との統制を與ふるに必要な規程を發布する

機能がある。

一九二六年七月一日勅令

### 第三節 「勞働の團體的關係の司法上の規律」の實施規則

一九二六年七月一日勅令第一一三〇號  
同 年七月七日官報第一五五號掲載より實施

#### 第一級の單位たる勞働組合 勞働組合の成立と公認

第一條 滿十八歳以上の伊國臣民の男女で、國民的見地から見て、道徳上に政治上に品行善良にして、且つこの法律及び組合の定款に制定してある資格を備へてゐる者は、勞働組合に加入することができる。

法規に従つて組成されたる商事會社又は伊國の國籍を有する、その他の法人格を備へた團體で、その指導者が國民的見地から見て、道徳上に政治上に品行善良なるものも、勞働組合に加入することができる。

第二條 滿十箇年以上伊國內に居住する外國人は、法律上認可されたる勞働組合に、組合員として加入を許される。但し何等の職務にも、指導事務にも任命又は選舉されることはできない。

第三條 國家、縣、市町村の官廳、公共慈善機關は一九二六年四月三日の法律の規程に依つて、法

律上認可された「労働を與ふる者」の組合に加入することはできない。又團體契約及び労働裁判の司法權に關する同法律の規程は統制されることもない。

これと同一の規程は、獨立會計國有鐵道局、郵便電信、電話局、預金債金局、通貨發行機關、ナポリ銀行、シシリア銀行、準國立協會及び團體、貯金局に對しても有效である。

前記の團體の従業員に依つて組織されたる組合は、法律上認可されることはできない。

市營獨立會計事業及びこれに從屬する職員は、一九二六年四月三日の法律規程に依つて統制される。

第四條 會員の物質的、精神的利權の擁護を目的とする會でも、その會員が「労働を與ふる者」でもなく、「労働をなす者」でもない場合には、一九二六年四月三日の法律の規程に依つて、法律上認可されることはできない。又労働の團體契約及び労働裁判の司法權に關する同法律の規程にも支配されなす。

併し、農作地の所有者で、自己の農作地を他に貸與してゐる者は、法律上認可されたる農業の「労働を與ふる者」の組合に加入することができる。併し、この種の組合員は、組合の中で別に一の分團を組織し、組合の指導機關には、その分團の代表者を參加せしめねばならない。

この代表者は農業労働の團體契約の締結には參加しない。

その所有主、自身のために、遂行すべき作業で小工業を營んでゐる職人、小商人、商業の補助の業

を營んでゐる者、仲介業者、委託業者、代理人で、個人、雇用契約に關する法律の恩典に浴せざる者、農作地の所有者と貸與者と直接耕作者、收穫の一部にて地代を拂ふ小作人は、別々に獨立したる組合を組織せねばならない。

第六條 同一の型又は同一種別の營業機關に雇傭されてゐても、知能労働者と筋肉労働者とは、同一の組合に加入することを得不い。

これに反して、技術部及び事務部の職員は同一の組合に集めることができる。但し別々に獨立の分團を組織して、それ々々代表者を出さねばならない。

技術部及び事務部の長、これと同種の經理に當る役所又は事務の長、代理人（インステイトリ）及び、一般に委任狀（プロクローラ）を以て、執務する職員は、各々別個に獨立した、組合に加入せねばならない。

第七條 自己の事業のために、一定して斷續的に、「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」の幾つかの種別に屬する者は、それ々々同時に幾つかの異りたる労働組合に加入することができる。

自己の、種々な事業範圍に於て、一人で同時に「労働を與ふる者」であり、又「労働をなす者」でもあるときは、同時に一人で「労働を與ふる者」の組合と「労働をなす者」の組合に加入することができる。

法律上認可されたる組合の會員は、一九二六年四月三日の法律第十二條に擧げてあるの同一目的のために組織されてゐる既有通常組合に、同時に會員たることを得ない。若し、これに違反する者は、公認組合から除名藤分に附する。

第八條 同業組合（コオペラティブ）の形式で、經營されてゐる總ての種類營業は、労働組合組織に於ては、資本制の同種の營業の労働組合からも、又同種の營業の「労働をなす者」の労働組合からも全く分立した特別の労働組合を組織せねばならない。

第九條 法律上認可された、組合に入會を拒絶された場合、組合から除名又は、その他の除外の形式を用ひられた場合には、單位たる組合の定款及び上級の組合の定款に規定してある異議の申立の外、最後の告訴として常に組合大臣に訴へ出ることを許す。

第十條 一九二六年四月三日の法律第一條（一）に規定してある條件の存在を確めるためには、その法律の第五條第三項に擧げてある強制届出に依る労働者の表に準據する。

この雇傭労働者の表は、縣知事の手で蒐集作成される。組合は自己の受理した届出を即時に縣知事に通告する義務がある。縣知事は縣經濟會議（コンシリョ・プロビンチャーレ・デルラ・エコノミヤ）に諮詢してその事務を處理する。

藝術又は職業の自由營業者に對しては、市町村から供給された報告に基づき、縣廳で蒐集作成した

表に準據する。

一の市町村に於て、一の藝術又は職業の營業を始める者は、何人たりとも、三箇月以内に當該市町村に届出の義務がある。これに違反したる者は百リラの科料に處せられる。

第十一條 一定の藝術又は職業の營業のためには、現行法規に依つて一の同業者會に作成を委任されてゐる同業者名簿に、記入して貰ふことが強制されてゐる場合には、その同業者會と併立して、労働組合が法律上に認可される。この場合、労働組合は一九二六年四月三日の法律の規程に依つて統制される。

この場合に於て、同法律に規定してある、自己の代表する労働の同一種別に屬する者の精神的及び物質的利權の擁護、救濟、教育の任務を遂行すべき權能は、同業者會にはなくて、労働組合の方にあつる。國家及び其他の公共團體の政治上、管理上、技術上の機關に代表者を出すことが現行法規に依つて規定されてゐる場合、その代表者を任命する權限は、只、労働組合のみが有する。

工業、農業、商業、運輸、金融の營業機關に雇傭されてゐる職業者及び藝術家は、労働の團體契約に關しては、吏員の労働組合に屬せねばならない。併し、組合内に別に分團を組織し、その代表を出せば、自由職業者又は藝術家の組合に屬することもできる。

第十二條 一九二六年四月三日の法律實施の際、現に存在し且つ正規の認可を受けてゐる同業者會

は保存される。但し、例へこの法律よりも更に前の法規に依つて、その組織が規定してあつても、前記の法律の實施後に新にできるものは認可されない。

一定の藝術又は職業の營業で、そのために法規に従つて組織された同業者會が存在しなくても、同業名簿に記入を要求されてゐる場合には、名簿の保存及び記入者の規律に就て、同業者會に屬する總ての事務は、労働組合に依つて遂行される。若し、法律上認可されたる労働組合の存在しない場合には、この事務は裁判所長に委任される。

第十三條 一九二六年四月三日の法律に規定してある條件を、備へない場合のみでなく、認可を與へることが政治的、經濟的又は社會的理由のために適當でない場合に於ても、如何なる労働組合の認可と雖も拒絶されねばならない。

認可は、組合定款に加へる一定の修正に依つても左右することができない。

第十四條 認可を受けるためには、組合は定款の他に、組合の起源と創立以後の事業とに關する報告書、組合加入者の氏名表、役員の名名表を添へねばならない。

定款には

- (一) 組合の目的。
- (二) その擔任の地域。

(三) 本部の所在地。

(四) 他の組合との從屬又は連絡の關係。

(五) 組合員の入會、退會の條件。

(六) 一九二六年四月三日法律第五條に規定してある會費を、組合の指導機關が決定するために採用せねばならない方法と形式。

(七) 指導機關及び監督機關の組織と選舉又は任命の方法と、その權限。

(八) 組合員たることを許さざる場合の理由。

(九) 収入と資産との管理規程。

(十) 収入の中から諸強制出費に當るべき率。  
を記述せねばならない。

第十五條 政府は法律上認可されたる組合の定款の修正を勸告し又は命令するの權能を常に有してゐる。

#### 第四節 労働組合の組織と管理に關する法令

第十六條 一九二六年四月三日の法律第八條に規定してある組合の事務評議會（コンシリオ・デイ



レツタイボ)の権限は、組合定款に依つて決定する。

事務評議會は、組合の指揮及び代表の權を備へてゐる總裁又は秘書を以て會長とする。

第十七條 法律上認可されたる組合の吏員は、組合の幹部に對して要求さるゝと同一の道德的及び政治的資性を備へてゐることが必要である。

第十八條 法律上認可されたる労働組合の出費は、強制出費と任意との二つに別つ。

労働組合にとつては、經濟的及び社會的救済、道德的及び宗教的救済、國民的教育、職業教育のための出費は強制出費である。

この外

(一) 「労働の後」國民事業

(二) 母性兒童保護國民事業(オペラ・ナツイオナール・ベル・ラ・プロテツイオーネ・デイ・マテルニター・エ・インフアツィア)

(三) 國民バルリラ事業(オペラ・ナツイオナール・バリルラ)

(四) 一九二五年六月二十六日の國民經濟省令に依つて認可されてゐる全國救済會(バトロナート・ナツイオナール)

への納入金も、組合の強制出費である。その率は當該組合の所屬する上級の公認組合の意見を聴取し

て、組合省令を以て制定する。

最後に一九二六年四月三日の法律第五條に規定してある保證金を構成することも強制出費である。

この目的に充てる金額は据置の公債債券に代へる。

この他の一切の出費は任意出費である。

第十九條 「労働の後」國民事業、母性兒童保護國民事業、國民バルリラ事業、全國救済會の事業と労働組合の事業との統制連絡に関する法規は、別に勅令を以て規定する。

第二十條 組合の認可の終止又は取消の場合には、若しそれが一の縣内の地域に亘る組合に關する時は、當該縣知事の任命した整理員(リクイダートル)、若し又二縣以上の地域に亘る組合に關するときは、組合大臣の任命した整理員が資産の回收と負債の償却とに當る。

整理の結果に残る資産の實際額は、勅令を以て、その組合の從屬してゐた上級の公認組合に繰込まれる。若し上級の組合が存在しないときは、その組合が代表してゐた「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」の種別に屬する者の救済、及び教育の目的に使用される。

第二十一條 認可を受くる前に労働組合の所有であつた財産はその組合に代つて如何なる人が保管し、又は管理してゐようとも、當然法律上認可された組合の資産の中に加へられる。

一九二六年四月三日の法律に規定してある目的の全部又は一部のために組織されてゐた組合の所有

の一切の財産は、それと同一の種別の「勞働を與ふる者」又は「勞働をなす者」の利益のために、新に組織された組合で、既存の組合の過半数が、法律上認可された新しい組合に加入した場合には、當然新しい公認組合の資産の中に繰込まれる。

新しい組合が未だ認可を受けてゐない前でも、縣知事は、自己の布告を以て、前二項に擧げた財産を自己の任命した監察官（コミッサリオ）に交付すべき命令を發することができる。この際の縣知事の布告は、即時に遂行される、組合が制規の認可を受けると共に直ちにこの財産はその組合に交付される。縣知事が布告を發してから後、六箇月以内に組合に認可が與へられない場合には、右の財産は、もとこれを保管し又管理してゐた者に還付される。

第二十二條 勞働關係に就ての、問題を除外、勞働組合は、會員の同意なくして、會員の營業機關の管理上、技術上又は商業上の經營に一切干渉を行ふことを得ない。

### 第五節 組合會費に關する法令

第二十三條 一九二六年四月三日の法律第五條に規定してある組合會費の賦課に關する決議は、若し一縣内を擔任する組合に關する場合には、その縣の行政會議の認可を受け、若し、又二縣以上を擔任する組合に關する場合には、組合大臣の認可を受けねばならない。

認可を受けたる右の決議は、第一の場合には、縣の告示紙で、第二の場合には官報で發表される、それに要する費用は組合の負擔である。

これに關する縣行政會議の決議又は、組合大臣の布告に對し、關係者は何人でも、その發表の日から十五日間以内に政府に向つて異議の申立てをなすことが出来る。

第二十四條 勞働の性質又は營業の性質から、作業一日分の賃金に基て組合會費を決定することが不可能なる場合にも、組合大臣は組合會議賦課に關する規程を制定する。

第二十五條 組合會費納入者氏名原簿は、會員の居住する市町村別に區分して、各組合の手で編纂する。右の氏名表は、會費徵集法認可の布告の目附から、尠くとも一箇月間、各市町村の司法告示場に掲示して。

掲示終了後一箇月間以内に、會費納入者の各々は、若し一縣以内を擔任するならば、その縣の行政會議に、若し二縣以上を擔任する組合ならば組合大臣に向つて、右氏名表に記入してあることに就て異議申立てをする権利がある。

これに對する縣行政會議又は組合大臣の裁決は決定的である。但し税金の賦課に關して、裁判所に異議の訴へ出でを許してある場合、及び條件に就てはこの限りでない。

組合會費納入者決定表は、異議の申立なき者及び決定したる者に準據して編纂し、縣知事の布告に

依つて實施に入る。これに對しては、單に實質的誤謬に就てのみ、縣知事に向つて異議の申立を許される。

第二十六條 組合會費の徵集は稅務官に委任される。而して現行法規に依つて規定されてゐる課税に就ての、總ての特權と義務とを適用し、稅務官が徵收してゐなくても、全部を、徵收したものとして納入せしめる。

一九二二年十月十七日勅令第一四〇一號に依つて裁可せられた、不動産稅徵集に關する統一法令第八十條に規定してある形式と方法とに依つて、稅務官は組合會費の徵集額を、それ／＼の縣の國庫支部に設けてある縣廳の特別振替貯金に拂込む。

又、縣知事は、その中から單位たるべき組合及びその組合の所屬してゐる上級組合への拂渡を命令する。その率は單位組合の所屬してゐる上級の最も大きな組合の提案に基づき組合省令を以て決定する。

何れの場合にも、徵收金額の中の一割は、國家のために、ローマ縣の國庫支部に、設けてある組合省の特別振替貯金の中に拂込まれる。

第二十七條 組合定款に依つて、組合會員のみに對し、一定の率を定めて、追補會費の徵收を決定することができる。

第二十八條 組合大臣は、省令を以て、強制會費も、組合の手に依つて徵集することを制定することができる。但し第二十六條の最後の二項の規程に依る分配拂込の義務には變更はない。

### 第六節 監督及保護に關する法令

第二十九條 一縣内を擔任する組合に關する場合には縣知事が、若し、又二縣以上を擔任する組合に關する場合には組合大臣が、組合の事業の進捗に關し、書類及び報告書を要求し、檢閲及び調査を命令することができる。

組合大臣は、法律上認可されたる労働組合の機關の決議が、法規、定款に違反し、又は團體の主要目的に背いてゐる場合には、告訴に基づき、又は自己の權限を以て、何時にてもその決議の無効を布告することができる。

第三十條 次の諸項は、若し一縣内を擔任する組合に關しては、縣行政會議の協賛を、若し又二縣以上を擔任する組合に關しては組合大臣の協賛を受けねばならない。

(イ) 豫算、決算

(ロ) 資産の變更を生すべき件

(ハ) 五箇年以上に亘つて組合の經費たるべき支出。

(ニ) 組合吏員の服務規則及び組合表。

(ホ) 組合會費徵集規則。

(ヘ) 一九二六年四月三日の法律第五條規程に依つて創設された保證金の拂込み。

組合の決議機關又は執務機關が法規及定款に依り、或は團體の根本目的の遂行のために、當然なすべきことを閉却した場合には、一縣内を擔任する組合に對しては縣知事、二縣以上擔任する組合に對しては組合大臣が命令して、その必要な事務を遂行せしめ並びに組合の支出の中に記入せしめ支拂命令を發せしめる。

縣行政會議、縣知事、組合大臣の處決に對し、組合は十五日間以内に政府に異議を訴へることができらる。

第三十一條 縣行政會議が、労働組合の保護、監督の機關として、執務する際には、同會議は、縣知事を議長とし、縣會議員二名と、二箇年毎に縣經濟會議から任命する同會議員四名を以て組織される。上級の労働組合（聯盟及び總聯盟）

第三十二條 法律上認下されたる上級の労働組合（聯盟及び總聯盟）は法人格を構成する。

第三十三條 一の下級の組合が上級の組合に加入せんとして拒絶されたる場合には、定款に規程してある告訴の外、必らず最後の場合には、組合大臣に告訴することができらる。

これと同様に、如何なる形式に於て、言ひ現はされてゐやうとも、一の下級の組合が上級の組合から除外される場合には、組合大臣にこれを訴へ出ることができらる。

第三十四條 技師長及び事務長、その他これと同様な職務を有する役所、部局の長、代理人、及び一般に委任狀に依つて、執務する吏員の労働組合は「労働を與ふる者」の組合の聯盟に加入せねばならぬ。

同業組合（コオペラテイボ）制の經營機關の組合は、その業務の性質及び方法に準據して、「労働を與ふる者」及び「労働をなす者」の上級の労働組合に加入せねばならぬ。これと同時に、その同業組合事業の發達及び進歩を目的とする公認の中央機關に從屬することができらる。この種の從屬のために、労働組合に屬する同業組合の營業の管理上、技術上、商業上の業務に就て、干渉を受けることはない。但し労働組合の側から干渉をなすべき權利あり、且つそれが入會書に明白に聲明してある場合の干渉はこの限りでない。

第五條の規定に依つて組織されたる職人、小商人、商業の補助業者、農作地の所有者、その貨與者、直接耕作者の分立したる組合は、「労働を與ふる者」の上級の労働組合に加入せねばならぬ。

第五條の規定に依つて組織されたる、收穫の一部にて地代を拂ふ小作人から成る分立したる組合は、農業の「労働をなす者」の上級の労働組合に加入せねばならぬ。

第三十五條 一九二六年四月三日の法律第二條第二項の規程に依つて、存續を許される自由職業者の同業者會は、聯盟又はその他の上級の會を組織することを得ず、又他の上級の組合に加入することもできない。

第三十六條 單位なる組合の認可に關する本勅令第十三、十四、十五條の規程は、次の修正を加へて、上級の組合（聯盟及總聯盟）の認可にも適用される。

上級の組合が認可を受けるためには、本勅令第十四條に擧げた定款及び報告書の外に、その組合に從屬してゐる、總ての下級の組合、その他の組合及び一九二六年四月三日の法律第四條末項に擧げた目的のために、創設されたるその他の機關の表に、加入申込書の原本、各團體の定款、並びに各團體が、一九二六年四月三日の法律第一條第二條に定めてある條件を具備することを證明する證明書を添へて提出せねばならない。この證明書は、各團體の本部の存在する縣の縣廳が發行する。若し全國に亘る組合に關する場合には、組合大臣が直接この證明書を發行する。

上級の組合の定款と共に、これに從屬する、總ての下級の労働組合、並に、他の組合、更に又、他の機關の表も同時に認可される。認可後にこの表に変更を生じたる場合には、勅令を以て裁可する。

上級の労働組合を裁可する勅令は、これに加入してゐる、總ての下級の労働組合の認可の效力を有し、これに從屬する、總ての他の組合及一九二六年四月三日の法律第四條末項に擧げた目的のために設立されたる、總ての他の協會の認可の效力を有する。この認可と共に、認可されたる、一切の團體は法人格を獲得する。上級の組合の法律上の認可よりも後に加入したる下級の組合及び前記の團體の認可は、既に認可されたる上級の組合の出願に基いて、特別の布告に依つて與へられる。

第三十七條 上級の労働組合（聯盟又は總聯盟）の定款を裁可する勅令に依つて、これに加入せる下級の組合の監督及び保護が、上級の組合に依つて遂行さるべきことが規定せられたる場合、特に除外せられたる権能を除くの外、法規に依つて縣知事、縣行政會議、組合大臣に與へられてゐる、總ての権能は、この上級の組合に賦與せられる。

この権能代理は、樞密院に諮詢したる上、勅令を以て何時にても取消すことが出来る。

この権能代理を上級の組合に與へてある場合と雖も、組合大臣及び若し一縣内に限られたる場合には縣知事は、上級の組合に要求を發しても無効に了つた場合に限り、上級組合の統制に屬する組合に對して、直接に公文書及び報告書を要求し、又は直接に檢閲及び調査を遂行せしめる権限をどこまでも備へてゐる。

第三十八條 本勅令第一章第十六條、第十七條、第十八條の第一、二及び四、五項、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條に擧げてある總ての規程は、上級の労働組合（聯盟及び總聯盟）にも適用される。

上級の組合は、單位たる第一級の組合の組合員の營業機關の管理上、技術上、商業上の業務に就て干渉を行ふことを得ない。但し上級の組合にこれを許してある場合と限界と形式とに於る干渉はこの限りでない。

第三十九条 上級の労働組合は、「労働を與ふる者」又は「労働をなす者」の個人に對して、會費を課することを得ない。

組合大臣の制定したる率の外に、定款に、一定の率を制定して、本勅令第二十六條の規定に従ひ、加入せる下級の組合の負擔として、追補金費を規定することが出来る。

第四十条 本勅令第一章第二十九條、第三十條、第三十一條に擧げてある監督及び保護に関する、總ての規程は、上級の労働組合（聯盟及び總聯盟）にも適用される。

この規程は、一九二六年四月三日の法律第四條末項に擧げた目的のために創設された、總ての機關にも適用される。

これ等の創設機關に對しては、一八九〇年六月十七日法律第六九七二號及その後の修正に擧げてある管理法の改革及び目的の變更に関する規程も同様に適用される。

第四十一条 次の労働種別には、二つ以上の全國聯盟、又は二つ以上の全國労働組合、又は労働組合の二つ以上の地方的總聯盟を包括する全國總聯盟（コンフェデラツイオーネ・ナツイオナーレ）が

認可されることが出来る。

(イ) 「労働を與ふる者」のためには、

工業全國總聯盟、農事全國總聯盟、商業全國總聯盟、海上、空中運輸業全國總聯盟、陸上・河湖運輸全國總聯盟、金融業全國總聯盟、

(ロ) 「労働をなす者」のためには、

工業吏員、労働者全國總聯盟、農業吏員、労働者全國總聯盟、商業吏員、労働者全國總聯盟、海上・空中運輸業吏員、労働者全國總聯盟、陸上・河湖運輸業吏員・労働者全國總聯盟、金融業吏員全國總聯盟、

(ハ) 自由職業を営む者のためには、

職業者・藝術家全般總聯盟

同様に自由職業に従事するためには、「労働を與ふる者」のために一つの全般總聯盟（コンフェデラツイオーネ・デネラーレ）と「労働をなす者」のために一つの全般總聯盟と、二つの總聯盟が認可されることもできる。

認可の必要が現はれたる場合には、閣議と勞資協議全國評議會（コンシリオ・ナツイオナーレ・デルレ・コルボラツイオーネ）とに諮詢したる上、勅令を以て、前記の總聯盟以外の全國總聯盟及び全

般總聯盟の認可を與へることが出来る。

### 第七節 中央連絡機關即ち勞資協議會(コルポラツ

#### イオーネ)に關する法令

第四十二條 一九二六年四月三日の法律第三條に擧げてある連絡機關は、全國的の性質を備へてゐる。この機關は製産の一定の分野、或は一の又は二以上の一定せる營業種別の「勞働を與ふる者」及智能或は筋肉の「勞働をなす者」等、製産上諸種の要素の全國的勞働組合を結合する。

斯くの如くして結合せられた組織は、一の勞資協議會を構成する。

勞資協議會は、組合省令に依つて構成される、海員及び港内勞働者に就て、港灣管理局(アンミニストラツイオーネ・マリツテイマ)に賦與せられたる職務内、一九二六年四月三日の法律及び本勅令に依つて、全部又は一部勞資協議機關に賦與せられた職務に相當するものに關する規程にはこれ等の改正を加へなす。

第四十三條 勞資協議會は法人格を具有しない。但し國家の一行政機關を構成する。

勞資協議會の構成を宣する省令は、その會の資格及び權能を決定する。同一省令を以て、その會の内部組織を規定し、且つ中央及び地方の局の權限を制定する。

勞資協議機關の業務に要する經費は國家の負擔である。國家は勞働組合に賦與されたる組合會費の中から、國家に納附せらるべき率を以てこの經費に充てる。

第四十四條 勞資協議機關は、自己の目的の遂行のために、次の權能をも備へてゐる。

(イ) この機關に依つて結合せられてゐる團體の間に、萬一爭議が生じたる場合に、これを調停し、一九二六年四月三日の法律第十條に擧げた勞働關係の一般規程を發布すること。

(ロ) 製産を統制し、その組織を改善するための、凡ゆる事業を計畫し、獎勵し、補助すること。

(ハ) 必要が現はれたら、何れの場所にも就職斡旋局(ウフイツヨ・デイ・コルロカメント)を設置すること。この種の就職斡旋局が設置されてゐる場所では、自由仲介業の營業及びその他の授職機關の業務を、勅令を以て禁止することが出来る。但し、何れの場合に於ても、この事務を規制する法規の特殊規定には變更を加へない。

(ニ) 見習勞働及び練習勞働の制度を統制し、その目的のために一致的強制規程を發布し、その履行を監督すること。この種の規程に對しては、勞働の團體契約に關する、總ての規程を適用する。

第四十五條 勞働の團體契約の停止に關する、一切の事務に於ては、勞資協議機關に依つて結合されてゐる勞働組合は、何れも皆自治權を有する。但し、一九二六年四月三日の法律第十七條の規程に依る調停の強制的の試みのために、勞資協議機關が干渉する場合と、同法律第三條に擧げてある規程

を同機關が發布する場合とはこの限りでない。

第四十六條 勞資協議機關の總裁は、組合省に依つて任命され且つ免官される。勞資協議會毎に、評議會（コンシリオ）を置く。その成員は、その勞資協議會に依つて結合されてゐる各組合から出した代表員を以て組織する。評議會に於ける「労働を與ふる者」の組合の代表員の總數は、智能及び筋肉の「労働をなす者」の組合から出した代表員の總數と同一でなくてはならない。

この代表者の任命、評議會の資格、總裁の權限は、勞資協議機關の構成を宣する組合省令に依つて規定する。

この評議會は、凡ゆる點に於て、組合大臣に直屬する。

### 第八節 労働の團體契約及之れに準ずる諸規程

第四十七條 法律上認可されたる労働組合のみが、労働の團體契約を締結することができる。法律上認可されたる労働組合に依つて、締結されてゐない労働の團體契約は無効である。

#### 第四十八條 團體契約は

- (一) 一つ又は二つ以上の營業機關、或は營業の種別。
- (二) 契約に關する労働者。

(三) 契約の效力を有する地域。  
を明記せねばならない。

この制度を明記せざる場合には、一九二六年四月三日の法律第五條に規定するところに従ひ契約を締結したる組合が法規上代表してゐる、總ての「労働を與ふる者」と、總ての「労働をなす者」に對して、その團體契約は效力を有する。

第四十九條 労働の團體契約は、これを締結する組合の法規上の代表者又は特別委任狀を有するものに依つて署名せられないと效力を有しない。

労働の團體契約は、これを締結する組合 定款に依り、その組合の權限ある協賛を受くべき條件を保留して、締結することもできる。

この場合には、前記の協賛を受くるまでは、その契約は效力を有しない。

第五十條 上級の組合（聯盟及び總聯盟）に加入せる組合が労働の團體契約を締結する場合には、豫め上級の組合の承認を受けねばならないことを、上級の組合の定款の中に規定することができる。

この場合、上級の組合の承認なくして締結されたる契約は、無効となされることが出来る。

その承認は上級組合の都合に依つては、一般的の形式を用ひて、一定の期間に亘り、二つ以上の種別の「労働をなす者」又は「與ふる者」に有效であるやうに與へることが出来る。



第五十一條 労働の團體契約は、一九二六年四月三日の法律第十條の規程に従つて供託され公表されない効力がない。二縣以上を擔任する組合に依つて締結されたる契約は、國民經濟省の外、組合省にも供託せられねばならない。

内容又は形式の不完全なるため、無効力の契約は公表を拒絶される。契約公表の拒絶に對しては、労働裁判に告訴することができる。労働裁判はこれに對し、檢事の意見を聴取したる上、審議會（カメラ・デイ・コンシリオ）に、於て裁決し、理由を付したる布告を發する。

労働の團體的爭議に關して宣告されたる審判會の裁決は前項の規程に従つて供託され且つ公表されてゐない場合には效力を有しない。この供託は民事訴訟法第二十四條に擧げてある供託と同等の效力がある。

第五十二條 現行法規に依り、協約（カピトラート）或は契約の規定するところに依り、公共官廳の文書を以て規定してある労働關係に關しては、團體契約の締結を許さない。

個人的又は家庭的の服務に關する労働關係にも、團體契約の締結を許さない。

この禁止に背いて締結せられたる團體契約は效力を有しない。

第五十三條 労働の團體契約は、これに制定してある有効期間が経過した際には、それと同一期間だけ、更にその有効期間を延ばしたものと見做す。但しその契約の中に定めてある期限内、又はその

期限が定めてない時には契約の有効期間終止から二箇月以前までに、契約者の一方が、その廢業を届出でたる場合はこの限りでない。斯くして元のまゝ新しい有効期間に入つた契約は、その期間の終りに同様の届出がでない、契約は更に又同一期間に亘つて有効となり、又その後も同様である。

契約の廢業の届出は、その届出をする契約者から、相手の契約者に通告せねばならない。尙ほそれが一縣内だけに有效なる契約に關する場合には、裁判告示（アンヌンツイ・ヂュデイツイアイ）紙上に、その他の場合には官報にその届出を掲載せねばならない。

第五十四條 團體契約に従屬する「労働を與ふる者」と「労働をなす者」との個人的に締結せられたる労働の個人契約は、團體契約に制定してある規程と一致してゐなければならない。

團體契約締結の前から存在してゐるか、又はその後結ばれた労働の個人契約の條件で、團體契約のそれと一致してゐないものは、當然團體契約の、條件を以てこれに代へる。但し、個人契約の條件の方が「労働をなす者」にとつて、團體條件の契約よりも有利の場合にはこの限りでない。

工場の内部規則に對しても、團體契約は、同一の效力を有する。

第五十五條 團體契約を締結したる組合は、その契約に於て、自己が引き受けた義務を履行しなかつたために生ずる損害に對しては責任を持つ。

團體契約を履行しなかつた場合には、組合に加入してゐると加入してゐないとの別なく、その契約

第五十一條 労働の團體契約は、一九二六年四月三日の法律第十條の規程に従つて供託され公表されないとき効力がない。二縣以上を擔任する組合に依つて締結されたる契約は、國民經濟省の外、組合省にも供託せられねばならない。

内容又は形式の不完全なるため、無効力の契約は公表を拒絶される。契約公表の拒絶に對しては、労働裁判に告訴することができ、労働裁判はこれに對し、檢事の意見を聴取したる上、審議會（カメラ・デイ・コンシリオ）に、於て裁決し、理由を付したる布告を發する。

労働の團體的爭議に關して宣告されたる審判會の裁決は前項の規程に従つて供託され且つ公表されてゐない場合には効力を有しない。この供託は民事訴訟法第二十四條に擧げてある供託と同等の効力がある。

第五十二條 現行法規に依り、協約（カピトラート）或は契約の規定するところに依り、公共官廳の文書を以て規定してある労働關係に關しては、團體契約の締結を許さない。

個人的又は家庭的の服務に關する労働關係にも、團體契約の締結を許さない。

この禁止に背いて締結せられたる團體契約は効力を有しない。

第五十三條 労働の團體契約は、これに制定してある有効期間が経過した際には、それと同一期間だけ、更にその有効期間を延ばしたものと見做す。但しその契約の中に定めてある期限内、又はその

期限が定めてない時には契約の有効期間終止から二箇月以前までに、契約者の一方が、その廢業を届出でたる場合はこの限りでない。斯くして元のまゝ新しい有効期間に入つた契約は、その期間の終りに同様の届出がでないとき、契約は更に又同一期間に亘つて有効となり、又その後も同様である。

契約の廢業の届出は、その届出をする契約者から、相手の契約者に通告せねばならない。尙ほそれが一縣内だけに有效なる契約に關する場合には、裁判告示（アンヌンツイ・ヂュデイツイアライ）紙上に、その他の場合には官報にその届出を掲載せねばならない。

第五十四條 團體契約に従屬する「労働を興ふる者」と「労働をなす者」との個人的に締結せられたる労働の個人契約は、團體契約に制定してある規程と一致してゐなければならぬ。

團體契約締結の前から存在してゐたか、又はその後結ばれた労働の個人契約の條件で、團體契約のそれと一致してゐないものは、當然團體契約の、條件を以てこれに代へる。但し、個人契約の條件の方が「労働をなす者」にとつて、團體條件の契約よりも有利の場合にはこの限りでない。

工場内部規則に對しても、團體契約は、同一の効力を有する。

第五十五條 團體契約を締結したる組合は、その契約に於て、自己が引き受けた義務を履行しなかつたために生ずる損害に對しては責任を持つ。

團體契約を履行しなかつた場合には、組合に加入してゐると加入してゐないとの別なく、その契約

に依つて義務を與へられてゐる者の側から、その契約の履行のために、自己の力に於て成し得べからざりし限度に於て、これが實行を怠つた範囲に限り、その責任を持つ。若し組合加入者が團體契約を履行しなかつた場合には、組合は定款に依つて、組合に與へられてゐる制裁の権能を、行使する義務がある。

團體契約中に、組合がその契約の履行を保證することが明白に規定してある場合に、その契約に依つて義務を與へられてゐる者がこれを履行してゐなかつたら、組合が連帶保證人の資格を以てその責任を持つ。

第五十六條 一九二六年四月三日の法律第十條の規程に従つて、中央の勞資協議機關が勞働條件に關する一般的規定を發布するためには、同機關に依つて結合されてゐる組合の各々が、豫めその發布の権能を同機關に與へることが必要である。この権能は組合の定款に總合的に規定することもできる。

勞資協議機關は、公平均等を主として「労働を與ふる者」の利害と「労働をなす者」の利害とを考慮し更に兩者の利害と全製産の最高利害とを考慮して労働の一般的規程を決議する。

この決議に對しては、一切異議の申立をなすことを得ない。但し勞資協議機關に依つて、結合されてゐる組合は、直接に労働の團體契約を締結することに依つて、勞資協議機關の發布した一般的規定の效力を廢棄せしむることができる。

第五十七條 勞資協議機關から發布された労働規程は、その機關に依つて結合された直接關係の組合の間に締結された労働の團體契約と同一の價值を有する。この労働規程に對しては、團體契約のために制定されてゐる、凡ての規程が有效である。

この労働規程の發布と共に、その勞資協議機關に依つて結合されてゐる組合の間に從來存在してゐた團體契約の條件の全部又は一部が發布された労働規程と一致せざる範囲に従つて、從來の團體契約は廢棄又は修正される。

第五十八條 労働の團體契約及びこれと同一效力を有する規程並びにその締結及び決議に必要な一切の文書は、登記税、印紙税を免除される。

第五十九條 團體契約を締結した組合の一がその法律上の認可の終止又は、取消しを宣告せられた場合には、その組合の資産は、團體契約に於て、その組合が引受けた義務の遂行のために、契約の全有効期間と、その終止後滿一箇年に亘つて保留される。

組合の認可の終止又は取消しの場合にも、團體契約が法規上有效であつた、凡ての者にとつて、その團體契約から來る利権には、何等の影響をも與へない。

この場合には、關係者は各自、許されてゐる場合と、形式とに於て、自己に關する範囲に就て、契約書の届出をなすことができる。

第六十條 労働の團體契約に關し、一九二六年四月三日の法律及び本勅令が特に規定しない點には、普通の法規を適用する。

## 第二章 ファツシズムの破綻

### 第一節 ファツチスト黨凋落の諸相

ファシズムの政治的破綻に起つた、最初の諸現象と同じく、そのイデオロギイの破綻の諸結果は、ファシスチ黨の内部に於ける他の要因とからんで、一層はつきり現れてきた。ムツソリーニを御大とするファシスチの小さな群がりは、ブルジョアジーの利害を意識的に代表するものではあるが、ファシスチ黨の内部に於ては、吾々がファシズムの發達の経路を、討究した際に學んだところの、かの種々の矛盾が頭をもたげてきてゐる。これ等の内部の矛盾とは、態度の不鮮明なアナルコ・サンヂカリストの中心分子、國家主義的傾向を有する知識階級の加入、地中翼の成立（この名稱は今日では實際的意味よりもむしろ、歴史的意味を有してゐる）、ルンペン・ブルジョアジー及びルンペン・プロレタリアート分子の参加へこれ等の分子は、ファシズムの中に、特にその軍事構成のうちに自己目的を認めてゐた）、ファシズムが小ブルジョア層以外に労働者をも、特に農村の労働者をもひきずり込むことに依り、その發達の最後の時期に一つの大衆運動となり得た事情、プロレタリアートとの抗争を効果